

諮問資料（電子計算機の結合）

令和3年7月28日

子ども若者課長

1 件 名	インターネットサイトによる寄附金の募集・受付・収納代行業務に係る電子計算機の結合		
2 業務の概要	1 内 容	子ども・若者・家庭支援に係る寄附金を募るため、インターネットサイトによる寄附金の募集・受付・収納業務を行う。現在、文化観光課と受託者である株式会社さとふるが締結している「インターネットサイトによる寄附金の募集・受付・収納代行業務」の委託契約の範囲内で実施するもの。区と受託者との間で管理専用サイトを介して寄附者情報データと決済結果データの確認を行う。	
	2 対象者等	寄附者（サイト利用者）	
	3 相手先	株式会社さとふる及び提携企業	
	4 結合方法	受託者となる株式会社さとふるの電子計算機と区の電子計算機とをインターネット回線で結合する。	
	5 理 由	寄附者が24時間いつでも寄附の申込をすることができ、寄附者の利便性が高くなるため。管理者専用サイト上での寄附者情報の閲覧・確認と盛り込まれたデータの出力が可能となり、申込情報と決済結果情報を迅速、かつ正確に確認することができる。	
3 一括承認基準の該当の有無	類 型	事 例	
		業 務	個人情報の項目
	類型なし	該当なし	
4 過去の類似案件	（仮称）マンガの聖地としまミュージアム整備に係るインターネットサイトによる寄附金の募集・受付・収納代行業務に係る電子計算機の結合（30答申第5号）		
5 諮問理由	過去に類似案件はあるが、新規事業であり、一括承認基準に該当がないため。		
6 取り扱う個人情報	電子計算機と結合するもの	理 由	
	別表のとおり	別表のとおり	
7 電子計算機の結合する時期及び期間	本審議会の承認後、終期は定めずに毎年度実施する。		

としま子ども若者応援基金条例について

1. 制定理由

困難を抱えた子ども、若者及び子育て家庭を支援するための経費に充てるため、「としま子ども若者応援基金」を設置する。

2. 制定内容

区民や企業等から広く寄附を募り、いただいた寄附金を基金に積み立てる。

3. 施行期日

公布の日

(参考)

(1) 寄附金募集方法

- ・「広報としま」や区ホームページ、公式ツイッター等、様々な媒体で広く周知する。
- ・個別訪問などにより区内企業等へ積極的に周知する。
- ・ふるさと納税サイトの活用を検討中である。
- ・区や区内企業が実施する各種事業やイベントと連携し、機運醸成を図る。

(2) 基金を活用した支援事業

①事業選定方法

町会連合会、民生委員児童委員協議会、青少年育成委員会連合会などからの代表者による会議体で事業を選定することを想定

②活用事業について

事業の参考とするため、区内企業や支援に取り組む NPO、青少年の知見を有する学識経験者などからご意見を聴取中である。

【ご意見などから見えた事業イメージ】

- ・支援が届いていない人への支援
- ・フードパントリーへの支援
- ・児童相談所開設後の一時保護所入所児童等への支援

※支援の対象は、これまでの支援状況や緊急性を踏まえて決定する（ひとり親家庭等）。

諮問資料（業務委託）

令和3年7月28日

税務課（収納推進担当課長）他13課

1 件 名	私債権等管理支援事業の委託に係る措置	
2 業務の内容	本業務は、私債権等を管理している課の債権管理支援のための業務委託である。	
	1 内 容	私債権等を管理している課からの債権管理の相談について、事務局（税務課）は依頼内容を精査して委託先（法律事務所）へ支援の依頼を行う。委託先（法律事務所）は、私債権等を管理している課に対して債権管理のための現状分析、債権回収プランの作成、助言により支援を行う。 また、債権管理マニュアルの整備の支援、私債権等の管理に関する研修を実施する。
	2 該当者等	私債権等の所管課（人事課、契約課、総合窓口課、税務課（収納推進担当課長）、国民健康保険課、生活産業課、高齢者福祉課、障害福祉課、生活福祉課、西部生活福祉課、子育て支援課、住宅課、庶務課（教育施策推進担当課長）、放課後対策課）の私債権等管理台帳に登録された債務者（約12,000人）
	3 委託理由	令和元年度行政監査結果報告書（債権管理について）において、「私債権等の所管課は調定額の伸び率よりも収入未済額の伸び率が大きく、早急な対策を取るべき」との指摘があった。 あわせて、私債権等を所管する各課の債権管理に関する一連のノウハウが不足している状況にありながら、これを支援する全庁的な体制がない状況であるとの指摘に続き、全庁的な債権管理支援体制のあり方を収納対策本部で議論されることを要望されている。 平成24年3月会計管理室作成の「私債権等管理マニュアル」を、専門家の助言を得て各課の現状に応じて活用できるようにすることなどや、研修の実施などの支援体制を構築することが求められたため。
4 効 果	債権管理に関するノウハウを蓄積することで、円滑な債権管理を推進し、収入未済額の縮減が図れる。	
3 一括承認基準の該当の有無	類 型	個人情報項目
	累計なし	該当なし
4 過去の類似案件	法律事務所へ委託する特別区民税・都民税の催告・納付相談業務に係る措置（29答申第5号）	
5 諮問理由	新規事業であり一括承認基準に該当しないため	
6 取り扱う個人情報	別表『6「取り扱う個人情報」の項目』のとおり	
7 情報の保護	別紙1「個人情報特記事項」とおり （変更した条項 別表『7「情報の保護」の項目』のとおり）	
8 審議する対象範囲	別紙2「私債権等管理支援事業の業務委託の流れ」のうち、次の範囲である。 区（私債権等の所管課）と委託事業者（法律事務所）との相談、支援 ⑥ 区（私債権等の所管課）から事業者への相談（個人情報の提供） ⑦ 事業者（法律事務所）から区へ支援（支援の終了時、個人情報の返還）	
9 委託先	本審議会承認後、プロポーザル方式にて事業者を選定する。	
10 契約締結予定日	業者選定委員会（二次審査）の決定後	

6 「取り扱う個人情報」の項目

1 区が収集して事業者に提供する情報	理 由
(1) 私債権等管理台帳	
① 債権の名称	
② 整理番号	
③ 債務者・氏名	
④ 債務者・生年月日	債務者を特定するため
⑤ 債務者・住民票確認	
⑥ 債務者・住所	
⑦ 債務者・電話番号	
⑧ 債務者・勤務先	
⑨ 債務者・所得情報	
⑩ 債務者・生存・破産等情報	
⑪ (連帯)保証人・氏名	
⑫ (連帯)保証人・生年月日	
⑬ (連帯)保証人・住民票確認	
⑭ (連帯)保証人・住所	
⑮ (連帯)保証人・電話番号	
⑯ (連帯)保証人・勤務先	
⑰ (連帯)保証人・所得情報	
⑱ (連帯)保証人・生存・破産等情報	
⑲ 公・私債権の別	
⑳ 時効期間	
㉑ 債権発生日	
㉒ 時効完成日	
㉓ 当初債権額	
㉔ 未済額 (元金・利息)	私債権等の管理及び回収 (徴収) についての相談、支援に必要な情報のため
㉕ 現在額 (元金・利息)	
㉖ 納入の通知送付日	
㉗ 償還条件・一括償還・償還期日	
㉘ 償還条件・分割償還・第1回償還日	
㉙ 償還条件・分割償還・1回の償還額	
㉚ 償還条件・分割償還・最終償還日	
㉛ 第1回督促状送付日	
㉜ 時効の記録 (時効完成日、時効中断理由、新時効完成日)	
㉝ 分納誓約の記録	
㉞ 法的措置の記録・支払督促・訴訟 (日付・裁判所名、取下げ (日付・理由))	
㉟ 法的措置の記録・督促異議 (日付・理由、裁判所名、口頭弁論期日)	
㊱ 法的措置の記録・判決 (日付・判決、仮執行宣言)	
㊲ 法的措置の記録・和解 (日付・種類、和解条件)	
㊳ 法的措置の記録・和解名義 (種類、債務者送達日)	
㊴ 法的措置の記録・強制執行 (日付・種類、取立実績)	
㊵ 交渉・催告等の記録	過去の折衝経過を確認するため

(2) 生活状況申立書	
① 氏名	債務者を特定するため
② 整理番号	
③ 住所	
④ 家族構成 (人数、配偶者の有無、非同居人数)	
⑤ 電話番号 (自宅電話、携帯電話)	
⑥ 勤務先 (名称、住所、電話番号、職種、給与支払日)	私債権等の管理及び回収 (徴収) についての 相談、支援に必要な情報のため
⑦ 収入状況 (収入・支出)	
⑧ 負債状況 (借入先、借入額、借入目的、月額返済額、残債額)	
⑨ 自宅不動産所有状況・賃貸の場合 (賃貸契約先名称、所在地、次回契約更新日、預入敷金額)	
⑩ 自宅不動産所有状況・自宅所有の場合 (所有者・持分)	
⑪ 本人所有の自宅以外不動産 (所在地、持分、不動産収入の有無・金額)	
⑫ 銀行・信用金庫等口座所有状況 (金融機関名、支店名、口座番号、直近3ヶ月使用実績、備考)	
⑬ ゆうちょ銀行口座所有状況 (有無) (記号番号、直近3ヶ月使用実績、備考)	
⑭ 任意生命保険等加入状況 (加入保険会社名、証券・証券番号、保険種類、月額支払額)	
⑮ 生活状況申立書の記載年月日、債務者等の住所・氏名	

7 「情報の保護」の項目

別紙1「特記事項」のうち修正した条項	
変更した条項	変更した理由
第2条 取り扱う個人情報の範囲等	特定される範囲の内容を明らかにした。 6「取り扱う個人情報」のとおり
第4条 セキュリティ対策の整備義務	受託業務の電算処理をするために、特別条項を加え、セキュリティ対策の管理義務を強化した。 受託業務に従事するのが法令上の守秘義務を負う弁護士であり、個人情報保護及び情報セキュリティが重要であることは当該職務上所与のものとなっていることから「必要に応じて」を加えた。

個人情報 特記事項

(基本的責務)

第1条 私債権等管理支援事業の受託事業者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護に関する豊島区（以下「甲」という。）の施策に協力するとともに、個人情報の保護の重要性を認識し、受託業務の処理に当たって個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を害することのないよう最大限配慮し、本個人情報特記事項を遵守しなければならない。

(取り扱う個人情報の範囲等)

第2条 乙は、受託業務の処理に当たっては、次に掲げる個人情報に限り取り扱うことができるものとし、当該個人情報以外の個人情報の収集、保有、使用その他の取扱いをしてはならない。

(1) 私債権等管理台帳

- ア 債権の名称
- イ 整理番号
- ウ 債務者・氏名
- エ 債務者・生年月日
- オ 債務者・住民票確認
- カ 債務者・住所
- キ 債務者・電話番号
- ク 債務者・勤務先
- ケ 債務者・所得情報
- コ 債務者・生存・破産等情報
- サ (連帯)保証人・氏名
- シ (連帯)保証人・生年月日
- ス (連帯)保証人・住民票確認
- セ (連帯)保証人・住所
- ソ (連帯)保証人・電話番号
- タ (連帯)保証人・勤務先
- チ (連帯)保証人・所得情報
- ツ (連帯)保証人・生存・破産等情報
- テ 公・私債権の別
- ト 時効期間
- ナ 債権発生日
- ニ 時効完成日
- ヌ 当初債権額

- ネ 未済額（元金・利息）
- ノ 現在額（元金・利息）
- ハ 納入の通知送付日
- ヒ 還付条件・一括償還・償還期日
- フ 還付条件・分割償還・第1回償還日
- ヘ 還付条件・分割償還・1回の償還額
- ホ 還付条件・分割償還・最終償還日
- マ 第1回督促状送付日
- ミ 時効の記録（時効完成日、時効中断理由、新時効完成日）
- ム 分納誓約の記録
- メ 法的措置の記録・支払督促・訴訟（日付・裁判所名、取下げ（日付・理由））
- モ 法的措置の記録・督促異議（日付・理由、裁判所名、口頭弁論期日）
- ヤ 法的措置の記録・判決（日付・判決、仮執行宣言）
- ユ 法的措置の記録・和解（日付・種類、和解条件）
- ヨ 法的措置の記録・和解名義（種類、債務者送達日）
- ラ 法的措置の記録・強制執行（日付・種類、取立実績）
- リ 交渉・催告等の記録

(2) 生活状況申立書

- ア 氏名
- イ 整理番号
- ウ 住所
- エ 家族構成（人数、配偶者の有無、非同居人数）
- オ 電話番号（自宅電話、携帯電話）
- カ 勤務先（名称、住所、電話番号、職種、給与支払日）
- キ 収入状況（収入・支出）
- ク 負債状況（借入先、借入額、借入目的、月額返済額、残債額）
- ケ 自宅不動産所有状況・賃貸の場合（賃貸契約先名称、所在地、次回契約更新日、預入敷金額）
- コ 自宅不動産所有状況・自宅所有の場合（所有者・持分）
- サ 本人所有の自宅以外不動産（所在地、持分、不動収入の有無・金額）
- シ 銀行・信用金庫等口座所有状況（金融機関名、支店名、口座番号、直近3ヶ月使用実績、備考）
- ス ゆうちょ銀行口座所有状況（有無）（記号番号、直近3ヶ月使用実績、備考）
- セ 任意生命保険等加入状況（加入保険会社名、証券・証書番号、保険種類、月額支払額）
- タ 生活状況申立書の記載年月日、債務者等の住所・氏名

- 2 乙は、受託業務に係る個人情報を取り扱う作業責任者及び作業従事者の氏名を、あらかじめ甲に報告しなくてはならない。変更するときも、同様とする。

(受託業務に従事する者の義務)

第3条 受託業務に従事している者又は従事していた者は、受託業務に関して知り得た個人情報情報を漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。受託業務終了後も同様とする。

(セキュリティ対策の整備義務)

第4条 乙は、取り扱う個人情報の安全確保を図るための管理体制を整備しなければならない。特に、受託業務を電子計算機により処理する場合は、不正アクセスやコンピュータウイルス等による個人情報の盗用、破壊、漏えい、改ざん等に対する防御対策を講じなければならない。

2 乙は、受託業務に従事している者に対して、必要に応じて、個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修又は教育を実施しなければならない。

(目的外利用の禁止)

第5条 乙は、第2条第1項各号に掲げる個人情報(以下「取り扱う個人情報」という。)を受託業務の目的以外の目的で利用してはならない。

(外部提供の禁止)

第6条 乙は、取り扱う個人情報を第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、受託業務の処理を第三者に再委託してはならない。

(複写又は複製の制限)

第8条 乙は、取り扱う個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、受託業務の処理上必要であると認められる場合において、甲の承認を受けたときは、この限りでない。

(資料等の返還義務)

第9条 乙は、受託業務が終了したときは、取り扱う個人情報が記録された資料等を、速やかに、甲に返還しなければならない。

(個人情報の取扱状況の報告)

第10条 乙は、契約履行中において、個人情報の取扱いの遵守状況について「個人情報特記事項の遵守に関する報告書」により甲に報告しなければならない。

(監督に応じる義務)

第11条 甲は、委託業務の処理において、取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、乙に対する必要かつ適切な監督を行うものとし、乙はこれに応じなければならない。

(施設等の立入検査又は調査に応じる義務)

第12条 甲は、個人情報の保護のため必要があるときは、委託業務を処理する施設等の立入検査及び調査を行うことができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(監査に応じる義務)

第13条 甲は、委託業務の処理に関し、必要に応じて監査を行うことができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(事故発生時の対応)

第14条 乙は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第15条 第2条から前条までの規定に違反する行為があったときは、甲は契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできない。

(損害賠償)

第16条 第2条から第15条までの規定に違反する行為によって、甲が損害を受けたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。受託業務が終了した後も同様とする。

(罰則)

第17条 正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された豊島区個人情報等の保護に関する条例（平成12年豊島区条例第3号。以下「条例」という。）第2条第1項第4号アに係る個人情報ファイルを提供したときは、条例第46条又は第48条の規定に基づき、次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号の刑に処せられる。

(1) 受託業務に従事している者又は従事していた者

2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

(2) 業務を受託した法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含

む。以下同じ。)又は人
100万円以下の罰金

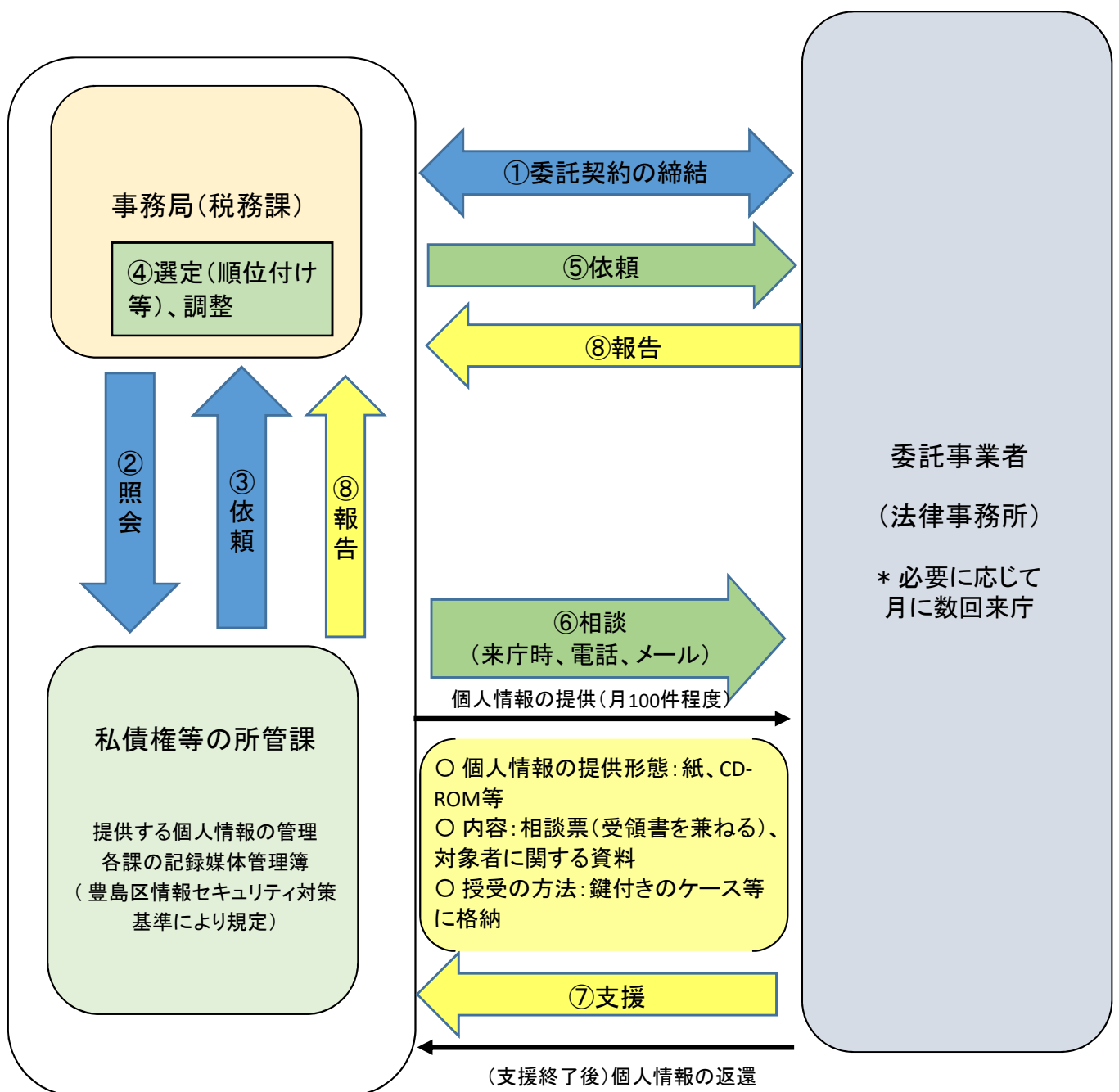
第18条 受託業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、条例第47条又は第48条の規定に基づき、次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号の刑に処せられる。

- (1) 受託業務に従事している者又は従事していた者
1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- (2) 業務を受託した法人又は人
50万円以下の罰金

私債権等管理支援事業の業務委託の流れ

今回諮問事項

- (1) 区から受託事業者へ個人情報を提供する際の取扱い
 (2) 受託事業者から区へ個人情報を返還する際の取扱い



私債権等管理支援事業の業務委託の概要

1. 現状と経緯

(1) 令和元年度行政監査結果報告による意見・要望

平成 30 年度に収入未済又は不納欠損が発生した課（16 課 52 債権）及び区民部収納推進担当課長、会計管理室会計課を対象に債権管理についての監査が実施され（令和元年 10 月 4 日～令和 2 年 1 月 21 日）、令和 2 年 3 月に令和元年度行政監査結果報告書（債権管理について）（以下、「報告書」という。）が公表された。

報告書において、「私債権等の滞納整理支援体制の構築について」が、意見・要望としてあげられた。内容は、別紙、抜粋資料のとおり。

(2) 豊島区収納対策本部への報告

上記行政監査結果報告を受け、令和 2 年度に豊島区収納対策本部の下に私債権等検討部会を設置し、今後の対策を検討し、私債権等管理支援事業の実施について収納対策本部に報告を行った。

< 検討経過 >

令和 2 年 7 月 1 日	第 1 回私債権等検討部会開催
7 月 30 日	第 1 回豊島区収納対策本部開催
令和 3 年 1 月 19 日	第 2 回私債権等検討部会開催
1 月 26 日	第 2 回豊島区収納対策本部開催

(3) 収入未済額の状況（令和 3 年 5 月調査結果、※令和元年度末時点）

14 課 44 債権（収入未済額：約 7 億 2,900 万円、対象人数：約 1 万 2,000 人）

2. 業務委託の目的及び効果

令和元年度行政監査結果報告では、各課のノウハウ不足も指摘されており、本支援事業の実施により、全庁向けに横断的・網羅的に作成され、実務に即しているとは言えない現行の滞納整理マニュアルについて、より私債権等を所管する各課の実情に即した債権管理マニュアルとして整備すること、及び債権ごとの債務者の傾向に即したアドバイス等による全庁的な債権管理支援体制を構築することを目的とする。

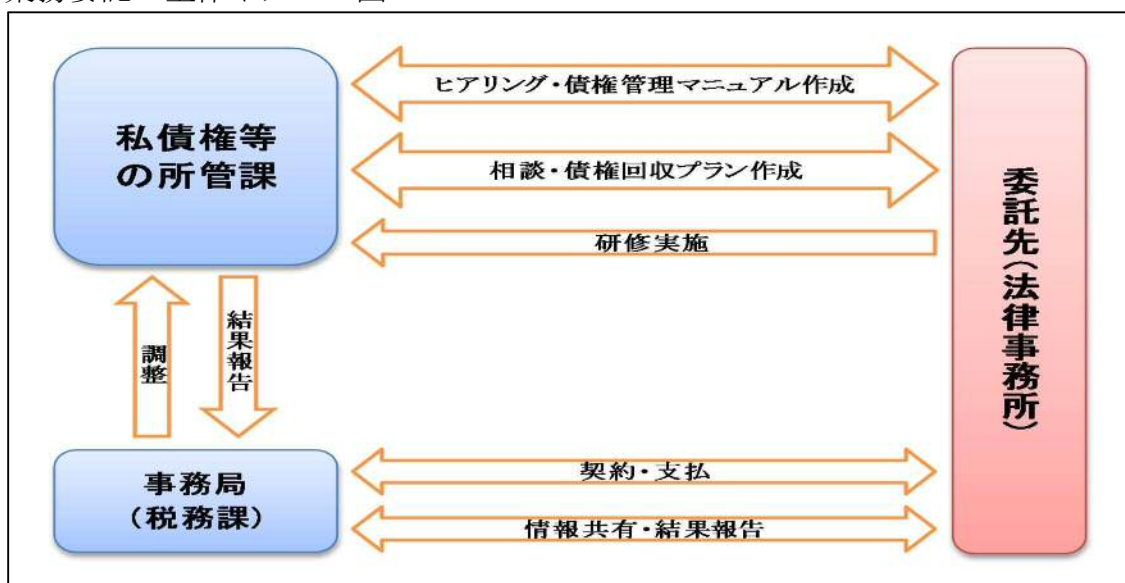
- (1) 債権の適切な管理による収入未済額の圧縮、収入未済対象者数の縮小
- (2) 債権管理マニュアルの整備及び課としての主体的・継続的な取組の実現
- (3) 債権管理に係るノウハウ不足（財産調査、法的措置等）の解消
- (4) 債務者の類型化の実施等による事案完結に向けた早期の取組の開始

3. 業務委託の内容

私債権等の所管課における債権管理の実施に対して、委託先（法律事務所）が次のとおり支援を実施する。

- (1) 所管課へのヒアリング（課題の明確化）
- (2) 所管課の債権管理マニュアル作成へのアドバイス
- (3) 全庁への共通的研修の実施
- (4) 相談や債権管理プラン作成等の個別対応（財産調査、訴えの提起、または債権放棄の準備）

<業務委託の全体イメージ図>



4. 予算（令和3年度新規事業）

- (1) 令和3年度： 4,620 千円
- (2) 令和4～5年度（見込）： 各年度 9,240 千円

令和元年度 行政監査結果報告（債権管理について）一部抜粋

私債権等の滞納整理支援体制の構築について

強制徴収公債権の収入未済の合計額の推移を見ると、平成 25 年度に 47 億 1,700 万円であったものが、平成 30 年度には 42 億 7,100 万円と、5 年間で 9.5%減と収納対策の効果が着実に現れている。一方、私債権等の収入未済の合計額の推移を見ると、平成 25 年度に 8 億 5,500 万円であったものが、平成 30 年度には 10 億 5,300 万円と、5 年間で 23%もの伸びとなっている。10 億円を超える収入未済は、もはや放置できるレベルではなく、早急な対策を取るべきである。

私債権等の管理方法については、平成 24 年 3 月に会計管理室において「私債権等管理マニュアル」が作成されており、内容も非常に詳細で、これに基づき各課の実態に応じた詳細なマニュアルがあれば、適切な債権管理ができるはずである。

しかし、会計管理室によれば、私債権等の収入未済の増加の状況から年度監査報告書において監査委員からの指摘を受けたが、私債権等の管理、回収を推進する統括部署が存在していなかった。そこで平成 23 年に同室に私債権等専任グループが置かれ、「豊島区の私債権等の管理に関する条例」などの関係規定が整備されるとともに同マニュアルが整備されたが、平成 24 年に同グループは廃止となった。その後は、同マニュアルに従い、各課の責任において債権管理を行うこととされ、現在では、会計管理室に滞納整理に詳しい職員はおらず、また、実際に債権を管理していないことから、そのノウハウもないとのことである。

私債権等の所管課に不足しているのは、滞納者への所在調査や財産調査、効果的な催告、徴収停止、不納欠損など、滞納整理に関する一連のノウハウである。強制的な調査権限はないものの、本人からあらかじめ調査同意書等を徴収しておけば、その大半は強制徴収公債権におけるものと同様であり、一定のノウハウの習得が求められる。

このように、私債権等を所管する各課のノウハウが不足している状況でありながら、これを支援する全庁的な体制がない状況であるため、現在収納 4 課（税務課、国民健康保険課、高齢者医療年金課、介護保険課）のみで活用している「納付案内センター」を私債権等の回収にも活用するなど、私債権等を所管する課に対する全庁的な滞納整理支援体制のあり方を収納対策本部で議論されることを要望する。（税務課・会計管理室）

報告 1

業務委託報告資料

令和3年7月28日

ごみ減量推進課

1 件名	プラスチック製容器包装、製品プラスチックの完全分別収集導入にかかる基礎調査等請負					
2 業務の内容	1 内容	区内世帯に対し、ランダムに調査の協力を依頼。協力世帯にはプラスチック製容器包装完全分別収集の新ルールを説明し、分析に使用するごみ・資源の提供、ならびにアンケートを依頼する。				
	2 対象者・取扱件数等	区内4地域の町丁目を設定し、合計120世帯以上を対象とする。				
	3 理由・効果	資源ごみの新しい分別を導入するにあたり、新ルール導入時の基礎資料とするため。				
3 取り扱う個人情報	取り扱う個人情報及び収集並びに提供するもの	取り扱う理由				
	1 区が収集して事業者へ提供するもの なし	各家庭から排出されたサンプルについて、世帯人数別、住居形態別の排出原単位等を分析することで、プラスチック製容器包装完全分別収集の導入に向けた内容を検討するため。				
2 事業者が収集するもの ①氏名、住所 ②家族構成 ③住居形態 ④電話番号（実施協力世帯から問い合わせがあり、折り返しが必要な場合に限る）						
4 収集禁止事項の有無	<input type="checkbox"/> 有（類型_____で取り扱う個人情報に含まれる） <input checked="" type="checkbox"/> 無					
5 守るべき事項の該当性	1 個人情報保護の管理責任体制					
	<input type="checkbox"/> プライバシーマーク使用許諾事業者 <input checked="" type="checkbox"/> 所管課により確認					
	2 取り扱う個人情報のセキュリティ対策					
<input type="checkbox"/> 個人情報を紙媒体で提供する委託 受託者が守るべき事項 <input type="checkbox"/> 個人情報の保管場所の管理体制 <input type="checkbox"/> 取り扱う個人情報の管理						
<input type="checkbox"/> 区の施設で電算処理を行う委託 (1) 所管課が確認すべき事項 <input type="checkbox"/> 電子計算組織による個人情報のセキュリティ対策 <input type="checkbox"/> 個人情報の保管場所の管理体制 (2) 受託者が守るべき事項 <input type="checkbox"/> 取り扱う個人情報の管理						
<input type="checkbox"/> 区の施設外へ電磁的記録による個人情報を外部記憶媒体の移送、又はインターネット通信回線等による送信その他の方法で提供して電算処理を行う委託 受託者が守るべき事項 <input type="checkbox"/> 電子計算組織による個人情報のセキュリティ対策 <input type="checkbox"/> 個人情報の保管場所の管理体制 <input type="checkbox"/> 取り扱う個人情報の管理						
3 業務の再委託						
<input checked="" type="checkbox"/> 有 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>再委託の内容</td> <td>印刷等本調査に付随する業務（個人情報を扱う業務を除く）</td> </tr> <tr> <td>再委託先</td> <td>未定</td> </tr> </table>		再委託の内容	印刷等本調査に付随する業務（個人情報を扱う業務を除く）	再委託先	未定	
再委託の内容	印刷等本調査に付随する業務（個人情報を扱う業務を除く）					
再委託先	未定					
<input type="checkbox"/> 無						
6 審議会事前一括承認基準の該当性	<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託に関する審議会事前一括承認基準（平成12年12月22日 12答申第1号） ※類型 <u>1</u> に該当					
7 委託先	未定					
8 委託の時期	<input checked="" type="checkbox"/> 契約確定日 ~ 4年3月31日	<input type="checkbox"/> 年 月 日から継続				

業務委託報告資料

令和3年7月28日

健康推進課

1 件名	災害時人工呼吸器使用者自家発電装置給付事業	
2 業務の内容	1 内容	豊島区内に在宅する人工呼吸器の利用者に対し、災害時等停電に備え自家発電装置を給付する。
	2 対象者・取扱件数等	在宅において人工呼吸器を常時使用する者のうち、他の公的制度により自家発電装置の給付の対象に該当しない者。年8件程度。
	3 理由・効果	電力供給が停止した時の人工呼吸器の駆動を確保し、災害時の安全及び安心の向上に寄与する。
3 取り扱う個人情報	取り扱う個人情報及び収集並びに提供するもの	取り扱う理由
	1 区が収集して事業者へ提供するもの 氏名、住所、電話番号、自家発電装置の型式、費用総額、申請者負担額、区負担額 2 事業者が収集するもの 無	使用する人工呼吸器の充電に適した装置を本人宅に配送するため。
4 収集禁止事項の有無	<input type="checkbox"/> 有（類型_____で取り扱う個人情報に含まれる） <input checked="" type="checkbox"/> 無	
5 守るべき事項の該当性	1 個人情報保護の管理責任体制 <input checked="" type="checkbox"/> プライバシーマーク使用許諾事業者 <input checked="" type="checkbox"/> 所管課により確認	
	2 取り扱う個人情報のセキュリティ対策 <input checked="" type="checkbox"/> 個人情報を紙媒体で提供する委託 受託者が守るべき事項 <input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保管場所の管理体制 <input checked="" type="checkbox"/> 取り扱う個人情報の管理 <input type="checkbox"/> 区の施設で電算処理を行う委託 (1) 所管課が確認すべき事項 <input type="checkbox"/> 電子計算組織による個人情報のセキュリティ対策 <input type="checkbox"/> 個人情報の保管場所の管理体制 (2) 受託者が守るべき事項 <input type="checkbox"/> 取り扱う個人情報の管理 <input type="checkbox"/> 区の施設外へ電磁的記録による個人情報を外部記憶媒体の移送、又はインターネット通信回線等による送信その他の方法で提供して電算処理を行う委託 受託者が守るべき事項 <input type="checkbox"/> 電子計算組織による個人情報のセキュリティ対策 <input type="checkbox"/> 個人情報の保管場所の管理体制 <input type="checkbox"/> 取り扱う個人情報の管理	
6 審議会事前一括承認基準の該当性	3 業務の再委託 <input type="checkbox"/> 有 再委託の内容 再委託先 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
	<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託に関する審議会事前一括承認基準（平成12年12月22日 12答申第1号） ※類型_6_に該当	
7 委託先	自家発電装置の製造又は販売を業とする者	
8 委託の時期	<input type="checkbox"/> 年 月 日～ 年 月 日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和3年6月1日から継続

個人情報 特記事項

(基本的責務)

第1条 災害時人工呼吸器使用者自家発電装置給付業務の受託事業者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護に関する豊島区（以下「甲」という。）の施策に協力するとともに、個人情報の保護の重要性を認識し、受託業務の処理に当たって個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を害することのないよう最大限配慮し、本個人情報特記事項を遵守しなければならない。

(取り扱う個人情報の範囲等)

第2条 乙は、受託業務の処理に当たっては、受託業務の処理のために甲から提供される次の個人情報に限り取り扱うことができるものとし、当該個人情報以外の個人情報の収集、保有、使用その他の取扱いをしてはならない。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 電話番号
- (4) 自家発電装置の型式
- (5) 費用総額
- (6) 申請者負担額
- (7) 区負担額

2 乙は、受託業務に係る個人情報を取り扱う作業責任者及び作業従事者の氏名を、あらかじめ甲に報告しなくてはならない。変更するときも、同様とする。

(受託業務に従事する者の義務)

第3条 受託業務に従事している者又は従事していた者は、受託業務に関して知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。受託業務終了後も同様とする。

(セキュリティ対策の整備義務)

第4条 乙は、取り扱う個人情報の安全確保を図るための管理体制を整備しなければならない。特に、受託業務を電子計算機により処理する場合は、不正アクセスやコンピュータウイルス等による個人情報の盗用、破壊、漏えい、改ざん等に対する防御対策を講じなければならない。

2 乙は、受託業務に従事している者に対して、個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修又は教育を実施しなければならない。

(目的外利用の禁止)

第5条 乙は、第2条第1項各号に掲げる個人情報（以下「取り扱う個人情報」という。）

を受託業務の目的以外の目的で利用してはならない。

(外部提供の禁止)

第6条 乙は、取り扱う個人情報を第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、受託業務の処理を第三者に再委託してはならない。

(複写又は複製の制限)

第8条 乙は、取り扱う個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、受託業務の処理上必要であると認められる場合において、甲の承認を受けたときは、この限りでない。

- 2 乙は、前項ただし書の規定により複写又は複製したときは、受託業務終了後直ちに当該複写又は複製したものが第三者の利用に供されないことがないよう、物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 3 乙は、個人情報の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及びその内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。

(持ち出しの制限)

第9条 乙は、取り扱う個人情報を事業所内から持ち出しをしてはならない。ただし、受託業務の処理上必要であると認められる場合において、甲の承認を受けたときは、この限りではない。この場合は、持ち出し記録（持ち出し事由・日時・返却日時・担当者等）を作成し、保管場所の確認を行わなければならない。

(資料等の返還義務)

第10条 乙は、受託業務が終了したときは、取り扱う個人情報が記録された資料等を、速やかに、甲に返還しなければならない。ただし、資料等の返還が困難であると認められる場合において、甲の承認を受けたときは、当該資料等を廃棄できるものとする。

- 2 乙は、前項ただし書の規定により廃棄するときは、当該資料等が第三者の利用に供されないことがないよう、物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 3 乙は、個人情報の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及びその内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。

(個人情報の取扱状況の報告)

第11条 乙は、契約履行中において、個人情報の取扱いの遵守状況について「個人情報特記事項の遵守に関する報告書」により甲に報告しなければならない。

(監督に応じる義務)

第12条 甲は、委託業務の処理において、取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、乙に対する必要かつ適切な監督を行うものとし、乙はこれに応じなければならない。

(施設等の立入検査又は調査に応じる義務)

第13条 甲は、個人情報の保護のため必要があるときは、委託業務を処理する施設等の立入検査及び調査を行うことができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(監査に応じる義務)

第14条 甲は、委託業務の処理に関し、必要に応じて監査を行うことができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(事故発生時の対応)

第15条 乙は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第16条 第2条から前条までの規定に違反する行為があったときは、甲は契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできない。

(損害賠償)

第17条 第2条から第15条までの規定に違反する行為によって、甲が損害を受けたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。受託業務が終了した後も同様とする。

(罰則)

第18条 正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された豊島区個人情報

等の保護に関する条例（平成12年豊島区条例第3号。以下「条例」という。）第2条第1項第4号アに係る個人情報ファイルを提供したときは、条例第46条又は第48条の規定に基づき、次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号の刑に処せられる。

- (1) 受託業務に従事している者又は従事していた者
2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- (2) 業務を受託した法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）又は人
100万円以下の罰金

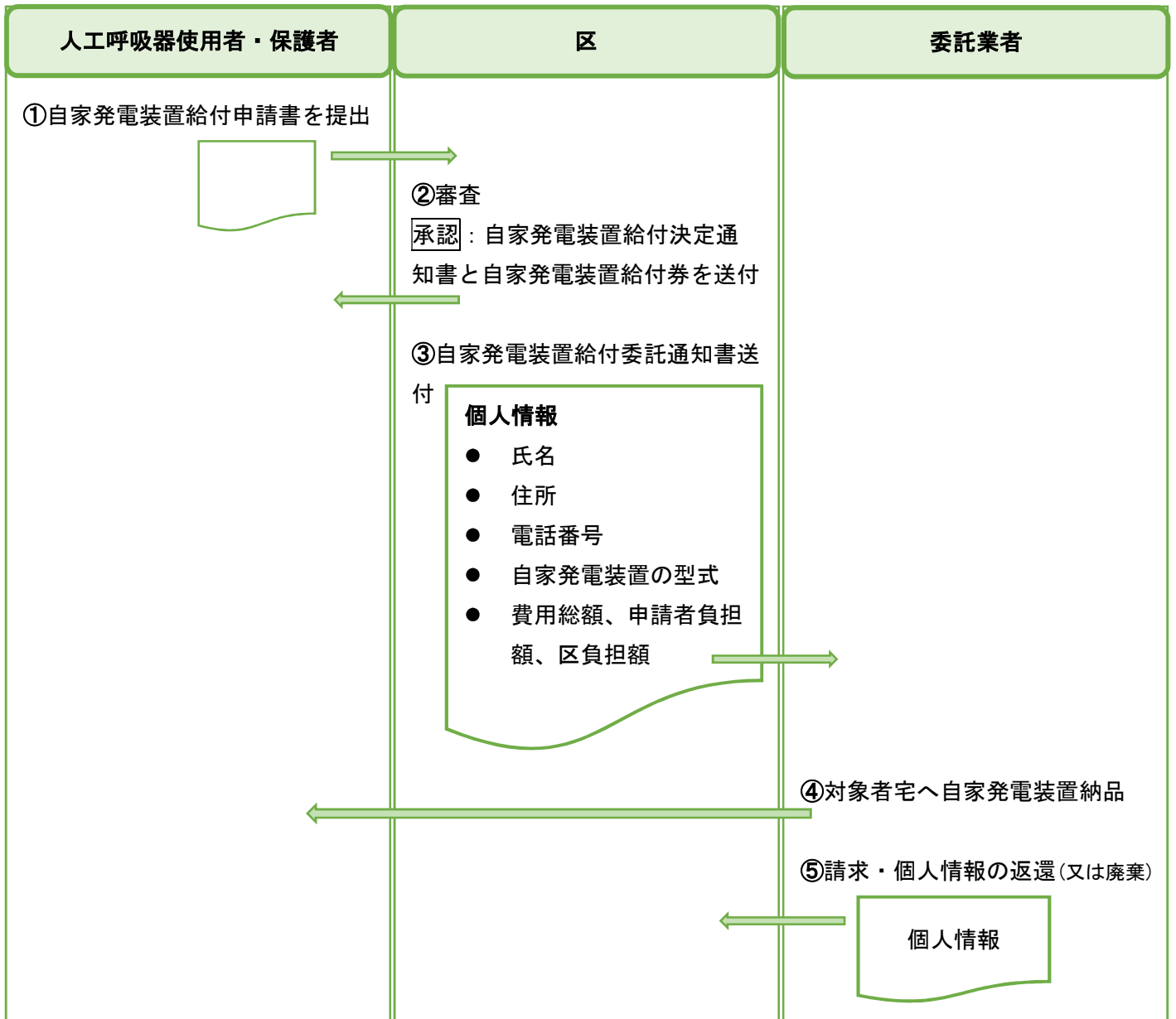
第19条 受託業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、条例第47条又は第48条の規定に基づき、次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号の刑に処せられる。

- (1) 受託業務に従事している者又は従事していた者
1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- (2) 業務を受託した法人又は人
50万円以下の罰金

別紙 2

災害時人工呼吸器使用者自家発電装置給付事業 個人情報の流れ

健康推進課 支援計画グループ



業務委託報告資料

令和3年7月28日

道路整備課

1 件名	巢鴨地蔵通り電線共同溝復旧工事委託に関する令和3年度協定	
2 業務の内容	1 内容	巢鴨地蔵通り無電柱化整備に伴う家屋調査および工事
	2 対象者・取扱件数等	豊島区内家屋所有者 2件
	3 理由・効果	無電柱化施設を民有地内に設置するため、敷地内にある家屋の影響を工事の事前・事後に調査・確認する。
3 取り扱う個人情報	取り扱う個人情報及び収集並びに提供するもの	取り扱う理由
	1 区が収集して事業者提供するもの	工事の影響で発生した家屋の損傷等を確認するため。
2 事業者が収集するもの 氏名、住所、電話番号、調査・分析に要する項目		
4 収集禁止事項の有無	<input type="checkbox"/> 有（類型_____で取り扱う個人情報に含まれる） <input checked="" type="checkbox"/> 無	
5 守るべき事項の該当性	1 個人情報保護の管理責任体制	
	<input type="checkbox"/> プライバシーマーク使用許諾事業者 <input checked="" type="checkbox"/> 所管課により確認	
	2 取り扱う個人情報のセキュリティ対策	
<input type="checkbox"/> 個人情報を紙媒体で提供する委託		
受託者が守るべき事項		<input type="checkbox"/> 個人情報の保管場所の管理体制
		<input type="checkbox"/> 取り扱う個人情報の管理
<input type="checkbox"/> 区の施設で電算処理を行う委託		
(1) 所管課が確認すべき事項		<input type="checkbox"/> 電子計算組織による個人情報のセキュリティ対策
		<input type="checkbox"/> 個人情報の保管場所の管理体制
(2) 受託者が守るべき事項		<input type="checkbox"/> 取り扱う個人情報の管理
<input type="checkbox"/> 区の施設外へ電磁的記録による個人情報を外部記憶媒体の移送、又はインターネット通信回線等による送信その他の方法で提供して電算処理を行う委託		
受託者が守るべき事項		<input type="checkbox"/> 電子計算組織による個人情報のセキュリティ対策
		<input type="checkbox"/> 個人情報の保管場所の管理体制
		<input type="checkbox"/> 取り扱う個人情報の管理
3 業務の再委託		
<input checked="" type="checkbox"/> 有		再委託の内容 家屋調査
		再委託先 株式会社関電工 社会インフラ統轄部 東京配電支社 新宿工務所
<input type="checkbox"/> 無		
6 審議会事前一括承認基準の該当性	<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託に関する審議会事前一括承認基準（平成12年12月22日 12答申第1号） ※類型 <u>1</u> に該当	
7 委託先	東京電力パワーグリッド株式会社東京総支社	
8 委託の時期	<input checked="" type="checkbox"/> 3年4月1日～3年12月28日	<input type="checkbox"/> 年 月 日から継続

業務委託報告資料

令和3年7月28日

学校施設課

1 件名	「千川中学校の建替え等を考える会」会議運営等支援業務請負	
2 業務の内容	「千川中学校の建替え等を考える会」の会議録を作成する。	
	1 内容	千川中学校の建替え等を考える会の会議運営（資料作成、議事録作成等）
	2 対象者・取扱件数等	千川中学校の建替え等を考える会委員（町会・学校のPTA・同窓会・地域団体・区職員）23名、学校施設課4名 回数：6回
	3 理由・効果	本会は、千川中学校改築の基本設計に至るまでの基本的な考え方（基本構想）を策定する。会議録の作成を委託することで、より正確な会議録を迅速に作成することができる。
3 取り扱う個人情報	取り扱う個人情報及び収集並びに提供するもの	取り扱う理由
	1 区が収集して事業者提供のもの ①氏名 ②役職 ③発言内容	会議録作成に必要な情報であるため
	2 事業者が収集するもの なし	
4 収集禁止事項の有無	<input type="checkbox"/> 有（類型_____で取り扱う個人情報に含まれる） <input checked="" type="checkbox"/> 無	
5 守るべき事項の該当性	1 個人情報保護の管理責任体制 <input type="checkbox"/> プライバシーマーク使用許諾事業者 <input checked="" type="checkbox"/> 所管課により確認	
	2 取り扱う個人情報のセキュリティ対策 <input checked="" type="checkbox"/> 個人情報を紙媒体で提供する委託 受託者が守るべき事項 <input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保管場所の管理体制 <input checked="" type="checkbox"/> 取り扱う個人情報の管理 <input type="checkbox"/> 区の施設で電算処理を行う委託 (1) 所管課が確認すべき事項 <input type="checkbox"/> 電子計算組織による個人情報のセキュリティ対策 <input type="checkbox"/> 個人情報の保管場所の管理体制 (2) 受託者が守るべき事項 <input type="checkbox"/> 取り扱う個人情報の管理 <input checked="" type="checkbox"/> 区の施設外へ電磁的記録による個人情報を外部記憶媒体の移送、又はインターネット通信回線等による送信その他の方法で提供して電算処理を行う委託 受託者が守るべき事項 <input checked="" type="checkbox"/> 電子計算組織による個人情報のセキュリティ対策 <input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保管場所の管理体制 <input checked="" type="checkbox"/> 取り扱う個人情報の管理	
	3 業務の再委託 <input type="checkbox"/> 有 再委託の内容 再委託先 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
6 審議会事前一括承認基準の該当性	<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託に関する審議会事前一括承認基準（平成12年12月22日 12答申第1号） ※類型 15 に該当	
7 委託先	株式会社地域計画連合	
8 委託の時期	<input checked="" type="checkbox"/> 令和3年4月1日～令和3年11月30日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和2年4月16日から継続

行政情報公開・個人情報保護制度の実施状況

令和2年度

豊島区政策経営部区民相談課

目 次

I 概 要

1 行政情報公開制度	
(1) 行政情報公開請求	1
2 個人情報保護制度	
(1) 個人情報ファイル登録などの状況	2
(2) 豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会	2
(3) 保有個人情報等の開示、訂正、削除、利用又は提供の中止請求の処理状況	3
(4) 苦情申し出の状況	4

II 行政情報公開制度の実施状況

1 行政情報公開請求の処理状況	5
(1) 実施機関別内訳	6
(2) 公開請求内容別内訳	9

III 個人情報保護制度の実施状況

1 個人情報ファイル登録等の状況	136
2 審議会諮問・答申状況	137
3 保有個人情報等の開示、訂正、削除、利用又は提供の中止請求の処理状況	141
(1) 実施機関別内訳	142
(2) 開示請求内容別内訳	147
(3) 訂正、削除、利用、苦情の申出または提供の中止請求別内容内訳	161

I 概要

1 行政情報公開制度

(1) 行政情報公開請求

ア. 行政情報公開請求、決定内容件数

年 度		令和2年度	令和元年度	
受 付 総 件 数		654件	513件	
決定内容	取 下 げ	7件	11件	
	全 部 公 開	215件	162件	
	部 分 公 開	315件	217件	
	非 公 開	191件	167件	
	非公開 内訳	全 部 非 公 開	(19件)	(83件)
		不 存 在	(94件)	(84件)
		存否応答拒否	(78件)	(0件)
却 下	1件	0件		

- * 受付総件数と決定内容との数の相違は、1件の受付で複数の公開決定がなされたものがあつたため
- * 部分公開又は非公開の主な理由は、個人に関する情報、及び印影等で公にすることにより犯罪の発生を招くおそれのある情報である
- * 受付総件数のうち電子申請は、令和2年度 59件（令和元年度 56件）

イ. 公開請求の実施機関別内訳

年 度		令和2年度(うち取下げ)	令和元年度(うち取下げ)
実施機関	区 長	454件 (7件)	399件 (10件)
	教 育 委 員 会	38件	29件 (1件)
	選 挙 管 理 委 員 会	2件	2件
	監 査 委 員	235件	127件

ウ. 公開請求のうち、受付件数の多かった内容

令和2年度	件数	令和元年度	件数
住民監査請求に関するもの	243	食品衛生の営業許可、環境衛生業の開設届、医療機関等に関するもの	160
食品衛生の営業許可、環境衛生業の開設届、医療機関等に関するもの	143	住民監査請求に関するもの	150
契約締結に関するもの	119	契約締結に関するもの	68
狭あい道路に関するもの	52	狭あい道路に関するもの	33
教育に関するもの	24	図面に関するもの	31
図面に関するもの	19	指定管理者に関するもの	19

2 個人情報保護制度

(1) 個人情報ファイル登録などの状況

項 目	令和3年4月1日現在	令和2年4月1日現在
個人情報ファイル	888件	852件
外部委託登録票(事業別)	285件	282件
目的外利用記録票(事業別)	175件	171件
外部提供記録票(事業別・提供先別)	256件	255件

* 個人情報ファイル…業務を行うために個人情報の検索が可能な台帳や電子データの集まり

(2) 豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会

ア. 審議会の開催、諮問状況

年 度		令和2年度	令和元年度
開催内訳	開催回数	6 回	5 回
	諮問件数	37 件	20 件

イ. 諮問事項の内訳

①個人情報等の保護に関する条例の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項

年 度		令和2年度	令和元年度
諮問事項	収集禁止事項に関する収集	0 件	0 件
	本人外収集	2 件	0 件
	目的外利用	11 件	1 件
	外部提供	4 件	2 件
	電算処理	5 件	3 件
	電子計算機の結合	4 件	3 件
	業務の委託	11 件	11 件
	特定個人情報の業務の委託	0 件	0 件

②行政情報公開・個人情報保護制度の運営に関する事項

令和2年度	0件	—
令和元年度	2件	1. 「業務委託に関する審議会事前一括承認基準」の一部改正について 2. 個人情報の外部提供に関する審議会事前一括承認基準の一部改正

(3) 保有個人情報等の開示、訂正、削除、利用又は提供の中止請求の処理状況

ア. 保有個人情報等開示訂正等請求、決定内容件数

年 度		令和2年度	令和元年度	
開 示		113件	86件	
決定内容	取 り 下 げ	3件	2件	
	全 部 開 示	68件	54件	
	一 部 開 示	39件	32件	
	非 開 示	19件	13件	
	非開示 内訳	全部非開示	(1件)	(1件)
		不存在	(18件)	(12件)
存否応答拒否		(0件)	(0件)	
訂 正				
決定内容	応じる			
	一部応じる			
	応じられない			
削 除				
決定内容	応じる			
	一部応じる			
	応じられない			
目的外利用の中止				
決定内容	応じる			
	一部応じる			
	応じられない			
外部提供の中止				
決定内容	応じる			
	一部応じる			
	応じられない			

* 受付総件数と決定内容との数の相違は、1件の受付で複数の開示決定がなされたものがあったため

イ. 開示訂正等請求のうち、受付件数の多かった内容

令和2年度	件数	令和元年度	件数
生活保護に関するもの	36件	介護認定、介護給付に関するもの	43件
住民票の写し又は戸籍謄抄本の交付等に関するもの	22件	住民票の写し又は戸籍謄抄本の交付等に関するもの	20件
介護認定、介護給付に関するもの	18件	生活保護に関するもの	16件
各種相談記録に関するもの	13件	各種相談記録に関するもの	5件

(4) 苦情申し出の状況

豊島区個人情報等の保護に関する条例第35条により、区民等は実施機関に対し、その保有個人情報等の取扱いについて、苦情を申し出ることができる。
令和元年度、令和2年度の苦情申し出状況は次のとおり

年度	申し出の内容	実施機関
令和2年度 (0件)	該当なし	—
令和元年度 (0件)	該当なし	—

※行政情報コーナーで受け付けたものに限定

Ⅱ 行政情報公開制度の実施状況(令和2年4月～令和3年3月)

1 行政情報公開請求の処理状況

区分	受付	取下げ	決定内容						公開方法		
			公開	部分公開	非公開(うち不存在/存否応答拒否)			却下	閲覧	写しの交付	視聴
第1四半期	166	1	44	105	26	(22)	(0)	0	2	147	0
第2四半期	209	1	69	85	78	(43)	(23)	1	3	151	0
第3四半期	87	1	46	49	7	(5)	(0)	0	3	92	0
第4四半期	192	4	56	76	80	(24)	(55)	0	6	126	0
合計	654	7	215	315	191	(94)	(78)	1	14	516	0

* 受付総件数と決定内容との数の相違は、1件の受付で複数の公開決定がなされたものがあったため

参考 情報提供の件数(行政情報コーナー取り扱い分)

行政情報の名称	件数
中高層建築標識設置届・建築物解体工事標識設置届・都市計画図	696
公開開示等の相談・申請	490
食品衛生文書処理簿・環境衛生文書処理簿・医療機関名簿・薬局名簿	444
図書・資料の閲覧	431
土壌汚染、指定作業所届	218
有償刊行物の頒布	77
予算関係	70
契約関係	27
組織人事一覧、職員採用試験問題集、コピー利用関係、施設等総合案内、その他	3,219
合計	5,672

(1) 実施機関別内訳

実施機関	受付	取下げ	決定内容					公開方法			
			公開	部分公開	非公開(うち不存在/存否応答拒否)		却下	閲覧	写しの交付	視聴	
区 長	390	7	186	211	49	(36)	(2)	1	12	385	
政策経営部	14		8	8	1			1		16	
総務部	55	1	19	22	22	(17)			3	38	
区民部	16		13	7	4	(2)				20	
文化商工部	18	1	7	11	1	(1)			2	16	
環境清掃部	12	2	5	5	2	(2)				10	
保健福祉部	181	1	83	94	10	(8)	(2)		5	172	
子ども家庭部	7		6	4	4	(3)			2	8	
都市整備部	110	2	45	60	5	(3)				105	
会計管理室											
教育委員会	33		28	5	5	(4)			1	32	
選挙管理委員会	2		1	1					1	1	
監査委員	229			98	137	(54)	(76)			98	
合 計	654	7	215	315	191	(94)	(78)	1	14	516	0

* 実施機関(区長)の受付合計と部別の内訳合計が異なるのは、1件の受付で複数の部にまたがる行政情報が存在したため

* 受付件数と決定内容の合計件数が異なるのは、1件の受付で複数の公開決定がなされたものがあるため

(第1四半期 4月～6月)

実施機関	受付	取下げ	決定内容				公開方法		
			公開	部分公開	非公開(うち不存在/存否応答拒否)	却下	閲覧	写しの交付	視聴
区 長	88	1	41	49	4 (2)		1	89	
政策経営部	7		3	5				8	
総務部	12	1	6	5				11	
区民部	2			1	2			1	
文化商工部	5		1	4				5	
環境清掃部	2			2				2	
保健福祉部	41		20	20	2 (2)			40	
子ども家庭部	1			1			1		
都市整備部	22		11	11				22	
会計管理室									
教育委員会	6		3	4	1		1	6	
選挙管理委員会									
監査委員	72			52	21 (20)			52	
合 計	166	1	44	105	26 (22) (0)	0	2	147	0

(第2四半期 7月～9月)

実施機関	受付	取下げ	決定内容				公開方法		
			公開	部分公開	非公開(うち不存在/存否応答拒否)	却下	閲覧	写しの交付	視聴
区 長	113	1	53	55	25 (18)	1	3	105	
政策経営部						1			
総務部	23		3	8	16 (11)		1	10	
区民部	6		7	3	1 (1)			10	
文化商工部	7	1	4	2	1 (1)			6	
環境清掃部	6		5	1	1 (1)			6	
保健福祉部	45		20	27	3 (3)		2	45	
子ども家庭部	2		1	1				2	
都市整備部	28		13	13	3 (1)			26	
会計管理室									
教育委員会	16		15	1	2 (2)			16	
選挙管理委員会	1		1					1	
監査委員	79			29	51 (23) (23)			29	
合 計	209	1	69	85	78 (43) (23)	1	3	151	0

(第3四半期 10月～12月)

実施機関	受付	取下げ	決定内容				公開方法		
			公開	部分公開	非公開(うち不存在/存否応答拒否)	却下	閲覧	写しの交付	視聴
区 長	78	1	38	48	6 (4)		3	83	
政策経営部	4		2	3	1			5	
総務部	9		5	4				9	
区民部	3		2	2				4	
文化商工部	1			1				1	
環境清掃部	1			1	1 (1)			1	
保健福祉部	43		21	22			3	40	
子ども家庭部	2		3	2	4 (3)			5	
都市整備部	19	1	5	13				18	
会計管理室									
教育委員会	8		8		1 (1)			8	
選挙管理委員会									
監査委員	1			1				1	
合 計	87	1	46	49	7 (5)	0	3	92	0

(第4四半期 1月～3月)

実施機関	受付	取下げ	決定内容				公開方法		
			公開	部分公開	非公開(うち不存在/存否応答拒否)	却下	閲覧	写しの交付	視聴
区 長	110	4	54	59	14 (12) (2)		5	108	
政策経営部	3	4	3					3	
総務部	11		5	5	6 (6)		2	8	
区民部	4		4	1	1 (1)			5	
文化商工部	5		2	4			2	4	
環境清掃部	3			1				1	
保健福祉部	52		22	25	5 (3) (2)			47	
子ども家庭部	2		2				1	1	
都市整備部	40		16	23	2 (2)			39	
会計管理室									
教育委員会	3		2		1 (1)			2	
選挙管理委員会	1			1			1		
監査委員	78			16	65 (11) (53)			16	
合 計	192	4	56	76	80 (24) (55)	0	6	126	0

(2) 公開請求内容別内訳

(第1四半期 4月～6月)

No.	受付日 決定日	編集後請求内容	決定 内容	公開 方法	非公開部分	担当課
					非公開理由	
1	4月1日	平成31年度営業許可申請文書処理簿 (法) 令和2年3月1日から令和2年3月31日 までのうち 新規の飲食店営業申請施設一覧、法人 の場合は法人の住所、代表者、電 話（廃業施設を除く）	部分 公開	写し	許可申請者が個人の場合、そ の住所、電話番号	生活衛生課
	4月10日				特定の個人が識別され、また はされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
2	4月1日	平成31年度営業許可申請文書処理簿 (法) 令和2年3月1日～令和2年3月31日ま での新規の飲食店営業について屋 号、営業所の所在地と電話番号、営 業者名、法人の場合は代表者名、初 回許可日（自動販売機、移動、臨 時、既に廃業している施設を除く）	部分 公開	写し	許可申請者が個人の場合、そ の住所、電話番号	生活衛生課
	4月10日				特定の個人が識別され、また はされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
3	4月1日	美容所一覧 (令和2年3月1日～令和2年3月末日 までに営業確認を受けた新規開設 分)	公開	写し		生活衛生課
	4月13日					
4	4月1日	平成31年度営業許可申請文書処理簿 (法) 令和2年3月1日から令和2年3月31日 までのうち 業種、屋号、営業所所在地、営業所 電話番号、申請者氏名、初回許可 日、許可満了日一覧（既廃業施設を 除く）	部分 公開	写し	許可申請者が個人の場合、そ の住所、電話番号	生活衛生課
	4月10日				特定の個人が識別され、また はされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
5	4月1日	令和2年3月1日から令和2年3月31日 の間に、豊島区内において、新規に 開設の届け出をした施術所（あはき 柔）のうち、請求日までに廃止され た施術所を除く、下記情報 ①施設名称 ②施設所在地 ③施設 電話番号 ④開設届出日 ⑤開設者 名	公開	写し		生活衛生課
	4月8日					
6	4月1日	平成31年度営業許可申請文書処理簿 (法) 令和2年3月1日から令和2年3月31日 までのうち新規で食品営業許可を取 得した施設一覧および許可更新した 施設一覧、全業種 営業所名称、住所、電話番号、許可 年月日、業種、営業者名（法人のみ 住所、電話番号）	部分 公開	写し	許可申請者が個人の場合、そ の住所、電話番号	生活衛生課
	4月10日				特定の個人が識別され、また はされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
7	4月1日	工事14号 道路補修工事の工事総括 書及び種別内訳書	公開	写し		道路整備課
	4月2日					
8	4月2日	豊島区内にある屋号が〇〇〇〇の ・所在地 ・施設電話番号 ・営業者氏名 ・営業者住所 ・営業者電話番号 ・許可年月日	部分 公開	写し	許可申請者が個人の場合、そ の住所、電話番号	生活衛生課
	4月15日				特定の個人が識別され、また はされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
9	4月2日	令和2年度総合窓口課窓口業務委託 ・プロポーザル参加事業者の評価結果明細 ・受注業者の提案書	非公開	写し	請求対象文書すべて 当該事案については、契約締結前であり、選定に関する情報かつ選定の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるため (条例第7条第5号該当)	総合窓口課
	4月9日					
10	4月6日	会議録（令和元年5月第1回定例協議会、令和元年5月第2回定例協議会、令和元年6月第1回定例協議会、令和元年6月第2回定例協議会、令和元年8月第2回定例協議会、令和元年9月第1回定例協議会、令和元年9月第2回定例協議会、令和元年10月第1回定例協議会、令和元年10月第2回定例協議会、令和元年11月第1回定例協議会、令和元年12月第1回定例協議会） ※住民監査請求の要件審査を行った令和元年5月1日以降公開請求日までの監査委員定例協議会議事録	部分公開	写し	①出席者（その他） ②議題 ③会議の結果 ④提出された資料 ⑤審議経過 ①特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当) ②～⑤区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため (条例第7条第6号該当)	監査委員事務局
	8月17日					
11	4月6日	平成31年度食品台帳一覧のうち令和2年3月1日～令和2年3月31日までに新規に飲食店営業の許可を取得した全店舗の、屋号、営業所所在地、営業者名、営業所電話番号、業種、初回許可日、許可満了日、許可番号、加えて法人の場合は営業車住所、英業者電話番号、代表者氏名（廃業は除く）	部分公開	写し	許可申請者が個人の場合、その住所、電話番号 特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	生活衛生課
	4月15日					
12	4月6日	理容所一覧・美容所一覧 (令和2年3月1日～令和2年3月31日までに営業確認を受けた新規開設分) ①施設名称 ②施設所在地 ③施設電話番号 ④開設者名 ⑤代表者氏名(法人のみ) ⑥開設者住所(法人のみ) ⑦開設者電話番号(法人のみ) ⑧確認年月日	公開	写し		生活衛生課
	4月17日					
13	4月10日	営業所の所在地を『東京都豊島区南池袋〇-〇-〇〇〇〇ビル〇階』、営業所の屋号を『〇〇 池袋』とする飲食店営業をなす者に係る、申請日現在における食品営業者台帳で営業者の氏名・住所・電話番号、新規許可年月日、許可更新年月日、食品衛生責任者の氏名・住所等の全項目または一部の項目につき記載のあるもの	非公開	写し	不存在	生活衛生課
	4月23日					
14	4月10日	令和2年3月1日から3月31日までに新規で開設した飲食店の下記項目 ・屋号・施設所在地・施設電話番号・開設者または営業者氏名・許可年月日	部分公開	写し	許可申請者が個人の場合、その住所、電話番号請求対象文書すべて 特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	生活衛生課
	4月23日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
15	4月10日	理容所一覧・美容所一覧 (令和2年3月1日～令和2年3月31日までに営業確認を受けた新規開設分) ①施設名称 ②施設所在地 ③施設電話番号 ④開設者氏名等 ⑤確認年月日	公開	写し		生活衛生課
	4月23日					
16	4月13日	豊島区監査委員協議会会議録(定例協議会 令和元年5月第1回、第2回、6月第1回、第2回、8月月第2回、9月第1回、第2回、10月第1回、第2回、11月第1回、12月第1回、令和2年4月第1回)	部分公開	写し	①出席者(その他) ②議題、会議の結果、提出された資料及び審議の結果	監査委員事務局
	令和3年3月18日				①特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当) ②監査委員による自由かつ率直な意見交換を妨げ、監査の執行に支障が生じることとなるため(条例第7条第5号及び第6号該当)	
17	4月14日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号92-174の境界図及び求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	4月16日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
18	4月14日	令和2年度豊島区立小・中学校外国語指導助手(A L T)派遣(単価契約)のプロポーザル審査結果に係る、 (1)得点結果 (2)各社提案書	部分公開	写し	(1)得点結果 ①請求者及び契約締結業者以外の企業名 (2)各社提案書 ①個人に関する情報 ②ノウハウに関する情報 ③人事等の内部管理に属する情報等 ④契約締結業者以外の企業名	指導課
	6月1日				(1)①(2)①以外：法人などの権利・競争上の地位その他正当な利益を害すると認められたもの(条例第7条第3号該当) (2)①：特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
	4月14日	令和2年度豊島区立小・中学校外国語指導助手(A L T)派遣(単価契約)のプロポーザル審査結果に係る、 (1)評価基準・評価項目 (2)各評価項目の配転	公開	写し		指導課
19	4月17日	豊島区職員措置請求に係る関係人調査結果	部分公開	写し	①調査対象者 ②調査方法 ③確認資料等	監査委員事務局
	令和3年3月18日				①～③特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当) ②・③監査委員による自由かつ率直な意見交換や審議等に必要の情報収集を阻害し、また関係人との信頼関係を損なう恐れがあることから、監査の執行に支障が生じることとなるため(条例第7条第5号及び第6号該当)	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
20	4月22日	平成31年4月1日から令和2年3月31日までの「特定粉じん排出等作業実施届出書」のうち、「特定建築材料の種類」が「1. 吹付け石綿または、2. 石綿を含有する断熱材に該当するものかがみ及び特定粉じん排出等作業の方法の写し」	部分公開	写し	①個人に関する情報 ②届出者の印影	環境保全課
	5月1日				①特定の個人が識別され、またはされうる情報であるため(条例第7条第2号該当) ②公にすることにより犯罪の発生を招くおそれのある情報のため(条例第7条第4号該当)	
21	4月9日	1) 豊島区内の食品営業許可・届出済施設 2) 2020年1月1日～2020年3月31日の間に新規食品営業許可・届出施設 3) 2)と同じ時期に廃業となった食品営業許可・届出施設 4) 2)と同じ時期に変更のあった食品営業許可・届出済施設 該当施設の申請区分・許可番号・営業所所在地・屋号・業種・営業所番号・営業者情報・初回許可日・許可開始日・許可満了日・許可条件	部分公開	写し	許可申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	4月30日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
22	4月23日	平成30年度採択(平成31年度用中学校道徳教科書)に係る 1. 採択要綱、細目 2. 教育委員会、選定委員会、調査部会会議録 3. 調査資料、選定資料 4. 調査委員会、選定委員会名簿 5. 採択日程 6. 教科書展示会場来場者の意見	公開	写し		指導課
	4月30日					
23	4月27日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号88-843の境界図	部分公開	写し	個人の氏名	建築課
	5月7日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
24	4月28日	令和2年3月31日時点における豊島区で解説している薬局及び店舗販売業の (1)名称(2)所在地(3)電話番号(4)開設者氏名	公開	写し		生活衛生課
	5月7日					
25	4月28日	池袋大橋東側上部工改修工事 ・工事費総括書 ・工事総括書 ・種別内訳書 ・代価明細書(S代価含む) ・諸経費計算書	公開	写し		道路整備課
	5月12日					
26	4月30日	豊島区南大塚三丁目38番～55番街区の街区調査成果及び基準点成果(世界測地系2011のもの)	公開	写し		土木管理課
	5月1日					
27	4月30日	狭あい道路拡幅整備事業の議番号98-184の後退図および求積図	部分公開	写し	個人の氏名	建築課
	5月11日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
28	5月1日	「広報としま」の新聞折り込み【契約書】（平成26年度、27年度、28年度、29年度、30年度、31年度、令和2年度）	部分公開	写し	法人代表者の印影	広報課
	5月15日				公にすることにより犯罪の発生を招くおそれのある情報のため （条例第7条第4号該当）	
	5月1日	「広報としま」の新聞折り込み【契約書】（平成23年度、24年度、25年度）	公開	写し		広報課
	5月15日					
29	5月1日	「広報としま納品先」（新聞折り込み業者分内訳）（平成23年度～令和2年度）	部分公開	写し	納品先の担当者個人に関する氏名	広報課
	5月15日				特定の個人が識別され、またはされうる情報であるため （条例第7条第2号該当）	
30	5月1日	広報としま個別配送数	公開	写し		広報課
	5月15日					
31	5月1日	広報としま発行状況	公開	写し		広報課
	5月15日					
32	5月1日	令和2年度営業許可申請文書処理簿（法） 令和2年4月1日から4月30日までのうち新規で食品営業許可を取得した施設一覧および許可更新した施設の一覧、全業種 営業所名称、住所、電話番号、許可年月日、許可満了日、業種、営業者名（法人のみ住所、電話番号）	部分公開	写し	許可申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	5月14日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため （条例第7条第2号該当）	
33	5月1日	令和2年度営業許可申請文書処理簿（法） 令和2年4月1日から令和2年4月30日までのうち 新規の飲食店営業申請施設一覧、法人の場合は法人の住所、代表者、電話（廃業施設を除く）	部分公開	写し	許可申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	5月14日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため （条例第7条第2号該当）	
34	5月1日	令和2年度営業許可申請文書処理簿（法） 令和2年4月1日から令和2年4月30日までのうち 業種、屋号、営業所所在地、営業所電話番号、申請者氏名、許可年月日、許可満了日一覧（既廃業施設を除く）	部分公開	写し	許可申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	5月14日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため （条例第7条第2号該当）	
35	5月1日	美容所一覧 （令和2年4月1日～令和2年4月末日までに営業確認を受けた新規開設分） ①施設名称 ②施設所在地 ③施設電話番号 ④確認年月日 ⑤開設者氏名等	公開	写し		生活衛生課
	5月14日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
36	5月1日	令和2年4月1日から令和2年4月30日の間に、豊島区内において、新規に開設の届けを出した施術所（あはき柔）のうち、請求日までに廃止された施術所を除く下記情報 ①施設名称 ②施設所在地 ③施設電話番号 ④開設届出日 ⑤開設者名	公開	写し		生活衛生課
	5月12日					
37	5月7日	豊島区監査委員協議会会議録（定例協議会 令和元年5月第1回、第2回、6月第1回、第2回、8月第2回、9月第1回、第2回、10月第1回、第2回、11月第1回及び12月第1回、令和2年4月第1回及び第2回）	部分公開	写し	①出席者（その他） ②議題、会議の結果、提出された資料及び審議の結果 ①特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当） ②監査委員による自由かつ率直な意見交換を妨げ、監査の執行に支障が生じることとなるため（条例第7条第5号及び第6号該当）	監査委員事務局
	令和3年3月18日					
38	5月7日	豊島区監査委員協議会会議録（臨時協議会 平成31年1月第1回、定例協議会 平成30年12月第2回、平成31年1月第2回、2月第1回及び第2回）	部分公開	写し	①出席者（その他） ②議題、会議の結果、提出された資料及び審議の結果 ①特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当） ②監査委員による自由かつ率直な意見交換を妨げ、監査の執行に支障が生じることとなるため（条例第7条第5号及び第6号該当）	監査委員事務局
	令和3年3月18日					
39	5月7日	住民監査請求の要件審査について、どのような事項について、何時、どのような審査が行われるのか分かるもの	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	5月14日					
40	5月7日	豊島区職員措置請求に係る関係人調査結果	部分公開	写し	①調査対象者 ②調査方法 ③確認資料等 ①～③特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当） ②・③監査委員による自由かつ率直な意見交換や審議等に必要の情報収集を阻害し、また関係人との信頼関係を損なう恐れがあることから、監査の執行に支障が生じることとなるため（条例第7条第5号及び第6号該当）	監査委員事務局
	令和3年3月18日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
41	5月7日	豊島区職員措置請求に係る関係人調査結果	部分公開	写し	①調査対象者 ②調査方法 ③確認資料等	監査委員事務局
	令和3年 3月18日				①～③特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当) ②・③監査委員による自由かつ率直な意見交換や審議等に必要な情報収集を阻害し、また関係人との信頼関係を損なう恐れがあることから、監査の執行に支障が生じることとなるため (条例第7条第5号及び第6号該当)	
42	5月7日	豊島区職員措置請求に係る関係人調査結果	部分公開	写し	①調査対象者 ②調査方法 ③確認資料等	監査委員事務局
	令和3年 3月18日				①～③特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当) ②・③監査委員による自由かつ率直な意見交換や審議等に必要な情報収集を阻害し、また関係人との信頼関係を損なう恐れがあることから、監査の執行に支障が生じることとなるため (条例第7条第5号及び第6号該当)	
43	5月7日	豊島区職員措置請求に係る関係人調査結果	部分公開	写し	①調査対象者 ②調査方法 ③確認資料等	監査委員事務局
	令和3年 3月18日				①～③特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当) ②・③監査委員による自由かつ率直な意見交換や審議等に必要な情報収集を阻害し、また関係人との信頼関係を損なう恐れがあることから、監査の執行に支障が生じることとなるため (条例第7条第5号及び第6号該当)	
44	5月7日	豊島区職員措置請求に係る関係人調査結果	部分公開	写し	①調査対象者 ②調査方法 ③確認資料等	監査委員事務局
	令和3年 3月18日				①～③特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当) ②・③監査委員による自由かつ率直な意見交換や審議等に必要な情報収集を阻害し、また関係人との信頼関係を損なう恐れがあることから、監査の執行に支障が生じることとなるため (条例第7条第5号及び第6号該当)	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
45	5月7日	豊島区職員措置請求に係る関係人調査結果	部分公開	写し	①調査対象者 ②調査方法 ③確認資料等	監査委員事務局
	令和3年 3月18日				①～③特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当) ②・③監査委員による自由かつ率直な意見交換や審議等に必要な情報収集を阻害し、また関係人との信頼関係を損なう恐れがあることから、監査の執行に支障が生じることとなるため (条例第7条第5号及び第6号該当)	
46	5月7日	豊島区職員措置請求に係る関係人調査結果	部分公開	写し	①調査対象者 ②調査方法 ③確認資料等	監査委員事務局
	令和3年 3月18日				①～③特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当) ②・③監査委員による自由かつ率直な意見交換や審議等に必要な情報収集を阻害し、また関係人との信頼関係を損なう恐れがあることから、監査の執行に支障が生じることとなるため (条例第7条第5号及び第6号該当)	
47	5月7日	豊島区職員措置請求に係る関係人調査結果	部分公開	写し	①調査対象者 ②調査方法 ③確認資料等	監査委員事務局
	令和3年 3月18日				①～③特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当) ②・③監査委員による自由かつ率直な意見交換や審議等に必要な情報収集を阻害し、また関係人との信頼関係を損なう恐れがあることから、監査の執行に支障が生じることとなるため (条例第7条第5号及び第6号該当)	
48	5月7日	職員給与に係る住民監査請求①について、どのような理由により関係職員に監査を実施しなかったのか分かるもの	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	5月14日					
49	5月7日	職員給与に係る住民監査請求②について、どのような理由により関係職員に監査を実施しなかったのか分かるもの	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	5月14日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
50	5月7日	職員給与に係る住民監査請求③について、どのような理由により関係職員に監査を実施しなかったのか分かるもの	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	5月14日					
51	5月7日	職員給与に係る住民監査請求④について、どのような理由により関係職員に監査を実施しなかったのか分かるもの	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	5月14日					
52	5月7日	職員給与に係る住民監査請求⑤について、どのような理由により関係職員に監査を実施しなかったのか分かるもの	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	5月14日					
53	5月7日	職員給与に係る住民監査請求⑥について、どのような理由により関係職員に監査を実施しなかったのか分かるもの	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	5月14日					
54	5月7日	職員給与に係る住民監査請求⑦について、どのような理由により関係職員に監査を実施しなかったのか分かるもの	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	5月14日					
55	5月7日	豊島区監査委員協議会会議録（定例協議会 平成31年1月第2回、2月第2回及び3月第1回）	部分公開	写し	①出席者（その他） ②議題、会議の結果、提出された資料及び審議の結果	監査委員事務局
	令和3年3月18日				①特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当） ②監査委員による自由かつ率直な意見交換を妨げ、監査の執行に支障が生じることとなるため（条例第7条第5号及び第6号該当）	
56	5月8日	令和2年度食品台帳一覧のうち令和2年4月1日～令和2年4月30日までに新規に飲食店営業の許可を取得した全店舗の、屋号、営業所所在地、英業者名、営業所電話番号、業種、初回許可日、許可満了日、許可番号、加えて法人の場合は営業車住所、英業者電話番号、代表者指名（廃業を除く）	部分公開	写し	許可申請者が個人の場合、その住所、電話番号請	生活衛生課
	5月21日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	
57	5月8日	理容所一覧・美容所一覧（令和2年4月1日～令和2年4月30日までに営業確認を受けた新規開設分） ①施設名称 ②施設所在地 ③施設電話番号 ④開設者名 ⑤代表者氏名（法人のみ） ⑥開設者住所（法人のみ） ⑦開設者電話番号（法人のみ） ⑧確認年月日	公開	写し		生活衛生課
	5月21日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
58	5月8日	①境界石標設置図（整理番号No.1810） ②境界石標設置図（整理番号No.127）	部分公開	写し	①個人に関する氏名 ②土地家屋調査士の印影	土木管理課
	5月18日				①特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当） ②公にすることにより犯罪の発生を招くおそれのある情報のため（条例第7条第4号該当）	
59	5月11日	1. 誕生学協会による「誕生学プログラム」について 2. 誕生学協会による「誕生学プログラム」実施案 3. 豊島スクールスタッフ講師謝礼支出申請書	部分公開	閲覧	個人に関する氏名	指導課
	5月19日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	
60	5月13日	理容所一覧・美容所一覧 （令和2年4月1日～令和2年4月30日までに営業確認を受けた新規開設分） ①施設名称 ②施設所在地 ③施設電話番号 ④開設者名等 ⑤確認年月日	公開	写し		生活衛生課
	5月26日					
61	5月14日	①豊島区訪問型病児保育利用料助成金交付決定通知書 ②病児保育サービス利用内訳書 ③請求書、領収書、請求履歴、ご利用明細書、ご利用料金請求書兼明細書	部分公開	閲覧	①宛先、発番 ②捨印 ③宛名、子供の名前	保育課
	5月27日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	
62	5月14日	豊島区監査委員協議会会議録（定例協議会 令和元年5月第2回）	部分公開	写し	①出席者（その他） ②議題、会議の結果、提出された資料及び審議の結果	監査委員事務局
	令和3年3月18日				①特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当） ②監査委員による自由かつ率直な意見交換を妨げ、監査の執行に支障が生じることとなるため（条例第7条第5号及び第6号該当）	
63	5月14日	①住民監査請求に関する決定通知（元豊監発第151号）において、権利の濫用により請求が却下されたが、権利の濫用とはどのような場合に適用されるのかが分かるもの ②住民監査請求において、どのような場合に請求が却下されるのかが分かるもの	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	5月28日					
64	5月14日	①住民監査請求に関する決定通知（元豊監発第152号）において、権利の濫用により請求が却下されたが、権利の濫用とはどのような場合に適用されるのかが分かるもの ②住民監査請求において、どのような場合に請求が却下されるのかが分かるもの	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	5月28日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
65	5月14日	①住民監査請求に関する決定通知 (元豊監発第153号)において、権利の濫用により請求が却下されたが、権利の濫用とはどのような場合に適用されるのかが分かるもの ②住民監査請求において、どのような場合に請求が却下されるのかが分かるもの	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	5月28日					
66	5月14日	①住民監査請求に関する決定通知 (元豊監発第154-1号)において、権利の濫用により請求が却下されたが、権利の濫用とはどのような場合に適用されるのかが分かるもの ②住民監査請求において、どのような場合に請求が却下されるのかが分かるもの	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	5月28日					
67	5月14日	①住民監査請求に関する決定通知 (元豊監発第154-2号)において、権利の濫用により請求が却下されたが、権利の濫用とはどのような場合に適用されるのかが分かるもの ②住民監査請求において、どのような場合に請求が却下されるのかが分かるもの	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	5月28日					
68	5月14日	①住民監査請求に関する決定通知 (元豊監発第154-3号)において、権利の濫用により請求が却下されたが、権利の濫用とはどのような場合に適用されるのかが分かるもの ②住民監査請求において、どのような場合に請求が却下されるのかが分かるもの	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	5月28日					
69	5月14日	①住民監査請求に関する決定通知 (元豊監発第154-4号)において、権利の濫用により請求が却下されたが、権利の濫用とはどのような場合に適用されるのかが分かるもの ②住民監査請求において、どのような場合に請求が却下されるのかが分かるもの	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	5月28日					
70	5月14日	①住民監査請求に関する決定通知 (元豊監発第154-5号)において、権利の濫用により請求が却下されたが、権利の濫用とはどのような場合に適用されるのかが分かるもの ②住民監査請求において、どのような場合に請求が却下されるのかが分かるもの	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	5月28日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
71	5月15日	豊島区監査委員協議会会議録（定例協議会 令和元年8月第2回）	部分公開	写し	①出席者（その他） ②議題、会議の結果、提出された資料及び審議の結果	監査委員事務局
	令和3年3月18日				①特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当） ②監査委員による自由かつ率直な意見交換を妨げ、監査の執行に支障が生じることとなるため（条例第7条第5号及び第6号該当）	
72	5月15日	豊島区監査委員協議会会議録（定例協議会 令和元年8月第2回）	部分公開	写し	①出席者（その他） ②議題、会議の結果、提出された資料及び審議の結果	監査委員事務局
	令和3年3月18日				①特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当） ②監査委員による自由かつ率直な意見交換を妨げ、監査の執行に支障が生じることとなるため（条例第7条第5号及び第6号該当）	
73	5月15日	豊島区監査委員協議会会議録（定例協議会 令和元年8月第2回）	部分公開	写し	①出席者（その他） ②議題、会議の結果、提出された資料及び審議の結果	監査委員事務局
	令和3年3月18日				①特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当） ②監査委員による自由かつ率直な意見交換を妨げ、監査の執行に支障が生じることとなるため（条例第7条第5号及び第6号該当）	
74	5月15日	豊島区監査委員協議会会議録（定例協議会 令和元年8月第2回）	部分公開	写し	①出席者（その他） ②議題、会議の結果、提出された資料及び審議の結果	監査委員事務局
	令和3年3月18日				①特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当） ②監査委員による自由かつ率直な意見交換を妨げ、監査の執行に支障が生じることとなるため（条例第7条第5号及び第6号該当）	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
75	5月15日	豊島区監査委員協議会会議録（定例協議会 令和元年8月第2回）	部分公開	写し	①出席者（その他） ②議題、会議の結果、提出された資料及び審議の結果	監査委員事務局
	令和3年3月18日				①特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当） ②監査委員による自由かつ率直な意見交換を妨げ、監査の執行に支障が生じることとなるため（条例第7条第5号及び第6号該当）	
76	5月15日	豊島区監査委員協議会会議録（定例協議会 令和元年8月第2回）	部分公開	写し	①出席者（その他） ②議題、会議の結果、提出された資料及び審議の結果	監査委員事務局
	令和3年3月18日				①特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当） ②監査委員による自由かつ率直な意見交換を妨げ、監査の執行に支障が生じることとなるため（条例第7条第5号及び第6号該当）	
77	5月15日	豊島区監査委員協議会会議録（定例協議会 令和元年8月第2回）	部分公開	写し	①出席者（その他） ②議題、会議の結果、提出された資料及び審議の結果	監査委員事務局
	令和3年3月18日				①特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当） ②監査委員による自由かつ率直な意見交換を妨げ、監査の執行に支障が生じることとなるため（条例第7条第5号及び第6号該当）	
78	5月15日	豊島区監査委員協議会会議録（定例協議会 令和元年8月第2回）	部分公開	写し	①出席者（その他） ②議題、会議の結果、提出された資料及び審議の結果	監査委員事務局
	令和3年3月18日				①特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当） ②監査委員による自由かつ率直な意見交換を妨げ、監査の執行に支障が生じることとなるため（条例第7条第5号及び第6号該当）	

No.	受付日 決定日	編集後請求内容	決定 内容	公開 方法	非公開部分	担当課
					非公開理由	
79	5月15日	豊島区監査委員協議会会議録（定例協議会 令和元年8月第2回）	部分公開	写し	①出席者（その他） ②議題、会議の結果、提出された資料及び審議の結果	監査委員事務局
	令和3年3月18日				①特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当） ②監査委員による自由かつ率直な意見交換を妨げ、監査の執行に支障が生じることとなるため（条例第7条第5号及び第6号該当）	
80	5月15日	豊島区監査委員協議会会議録（定例協議会 令和元年8月第2回）	部分公開	写し	①出席者（その他） ②議題、会議の結果、提出された資料及び審議の結果	監査委員事務局
	令和3年3月18日				①特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当） ②監査委員による自由かつ率直な意見交換を妨げ、監査の執行に支障が生じることとなるため（条例第7条第5号及び第6号該当）	
81	5月15日	豊島区監査委員協議会会議録（定例協議会 令和元年8月第2回）	部分公開	写し	①出席者（その他） ②議題、会議の結果、提出された資料及び審議の結果	監査委員事務局
	令和3年3月18日				①特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当） ②監査委員による自由かつ率直な意見交換を妨げ、監査の執行に支障が生じることとなるため（条例第7条第5号及び第6号該当）	
82	5月15日	豊島区監査委員協議会会議録（定例協議会 令和元年8月第2回）	部分公開	写し	①出席者（その他） ②議題、会議の結果、提出された資料及び審議の結果	監査委員事務局
	令和3年3月18日				①特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当） ②監査委員による自由かつ率直な意見交換を妨げ、監査の執行に支障が生じることとなるため（条例第7条第5号及び第6号該当）	

No.	受付日 決定日	編集後請求内容	決定 内容	公開 方法	非公開部分 非公開理由	担当課
83	5月15日 令和3年 3月18日	豊島区監査委員協議会会議録（定例 協議会 令和元年9月第15回）	部分 公開	写し	①出席者（その他） ②議題、会議の結果、提出さ れた資料及び審議の結果	監査委員 事務局
	①特定の個人が識別され、ま たはされ得る情報であるため （条例第7条第2号該当） ②監査委員による自由かつ率 直な意見交換を妨げ、監査の 執行に支障が生じることとな るため （条例第7条第5号及び第6号 該当）					
84	5月15日 令和3年 3月18日	豊島区監査委員協議会会議録（定例 協議会 令和元年9月第1回）	部分 公開	写し	①出席者（その他） ②議題、会議の結果、提出さ れた資料及び審議の結果	監査委員 事務局
	①特定の個人が識別され、ま たはされ得る情報であるため （条例第7条第2号該当） ②監査委員による自由かつ率 直な意見交換を妨げ、監査の 執行に支障が生じることとな るため （条例第7条第5号及び第6号 該当）					
85	5月15日 令和3年 3月18日	豊島区監査委員協議会会議録（定例 協議会 令和元年9月第1回）	部分 公開	写し	①出席者（その他） ②議題、会議の結果、提出さ れた資料及び審議の結果	監査委員 事務局
	①特定の個人が識別され、ま たはされ得る情報であるため （条例第7条第2号該当） ②監査委員による自由かつ率 直な意見交換を妨げ、監査の 執行に支障が生じることとな るため （条例第7条第5号及び第6号 該当）					
86	5月15日 令和3年 3月18日	豊島区監査委員協議会会議録（定例 協議会 令和元年9月第1回）	部分 公開	写し	①出席者（その他） ②議題、会議の結果、提出さ れた資料及び審議の結果	監査委員 事務局
	①特定の個人が識別され、ま たはされ得る情報であるため （条例第7条第2号該当） ②監査委員による自由かつ率 直な意見交換を妨げ、監査の 執行に支障が生じることとな るため （条例第7条第5号及び第6号 該当）					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
87	5月15日	豊島区監査委員協議会会議録（定例協議会 令和元年9月第1回）	部分公開	写し	①出席者（その他） ②議題、会議の結果、提出された資料及び審議の結果	監査委員事務局
	令和3年3月18日				①特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当） ②監査委員による自由かつ率直な意見交換を妨げ、監査の執行に支障が生じることとなるため（条例第7条第5号及び第6号該当）	
88	5月15日	豊島区監査委員協議会会議録（定例協議会 令和元年9月第1回）	部分公開	写し	①出席者（その他） ②議題、会議の結果、提出された資料及び審議の結果	監査委員事務局
	令和3年3月18日				①特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当） ②監査委員による自由かつ率直な意見交換を妨げ、監査の執行に支障が生じることとなるため（条例第7条第5号及び第6号該当）	
89	5月15日	豊島区監査委員協議会会議録（定例協議会 令和元年9月第1回）	部分公開	写し	①出席者（その他） ②議題、会議の結果、提出された資料及び審議の結果	監査委員事務局
	令和3年3月18日				①特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当） ②監査委員による自由かつ率直な意見交換を妨げ、監査の執行に支障が生じることとなるため（条例第7条第5号及び第6号該当）	
90	5月15日	豊島区監査委員協議会会議録（定例協議会 令和元年9月第1回）	部分公開	写し	①出席者（その他） ②議題、会議の結果、提出された資料及び審議の結果	監査委員事務局
	令和3年3月18日				①特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当） ②監査委員による自由かつ率直な意見交換を妨げ、監査の執行に支障が生じることとなるため（条例第7条第5号及び第6号該当）	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
91	5月15日	豊島区監査委員協議会会議録（定例協議会 令和元年9月第1回）	部分公開	写し	①出席者（その他） ②議題、会議の結果、提出された資料及び審議の結果	監査委員事務局
	令和3年3月18日				①特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当） ②監査委員による自由かつ率直な意見交換を妨げ、監査の執行に支障が生じることとなるため（条例第7条第5号及び第6号該当）	
92	5月15日	豊島区監査委員協議会会議録（定例協議会 令和元年9月第1回）	部分公開	写し	①出席者（その他） ②議題、会議の結果、提出された資料及び審議の結果	監査委員事務局
	令和3年3月18日				①特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当） ②監査委員による自由かつ率直な意見交換を妨げ、監査の執行に支障が生じることとなるため（条例第7条第5号及び第6号該当）	
93	5月18日	苦情処理票	部分公開	写し	個人に関する情報	環境保全課
	5月29日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	
94	5月18日	不定・廃止・変更受付整理簿及び住居表示台帳（うち令和2年1月1日～令和2年3月31日までにあった届出）	部分公開	写し	①「共同住宅・ビル名」「個人名」「所有者」（受付整理簿） ②「居住者名」「方書」「付定日」（住居表示台帳）（街区図）	総合窓口課
	6月1日				①②特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	
95	5月19日	2018-00295 駒込生活実習所・駒込福祉作業所全面改修に伴う冷暖房・換気設備工事に関する金額入積算内訳	公開	写し		施設整備課
	5月28日					
96	5月19日	2018-00294 駒込生活実習所・駒込福祉作業所全面改修に伴う給排水衛生・消火・ガス設備工事に関する金額入積算内訳	公開	写し		施設整備課
	5月28日					
97	5月19日	2018-00239 心身障害者福祉センター大規模改修に伴う冷暖房・換気設備工事に関する金額入積算内訳	公開	写し		施設整備課
	5月28日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
98	5月19日	2017-00238 心身障害者福祉センター大規模改修に伴う給排水衛生・消火・ガス設備工事に関する金額入積算内訳	公開	写し		施設整備課
	5月28日					
99	5月19日	1) 2020年5月21日時点の豊島区内の食品営業許可届出済施設 2) 2020年4月1日～5月21日の間に新規食品営業許可・届出施設 3) 2) の間に廃業となった食品営業許可・届出施設 4) 2) の間に変更のあった食品営業許可届出済施設 前述に該当する施設の許可番号・営業所所在地・屋号・業種・営業所番号・営業者情報・初回許可日・許可開始日・許可満了日・許可条件	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その住所・電話番号	生活衛生課
	6月1日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
100	5月20日	特定建築物に係る事項(令和2年5月20日現在) ①建物名称 ②施設所在地 ③届出者等 ④届出者住所(本人のみ) ⑤延床面積 ⑥届出年月日 ⑦主用途	公開	写し		生活衛生課
	6月2日					
101	5月21日	1. 令和元年度スクールソーシャルワーカー 応募者及び第一次選考結果 2. 令和元年度スクールソーシャルワーカー 応募者及び第二次選考結果 3. 令和元年度スクールソーシャルワーカー 二次募集応募者及び第一次選考結果 4. 令和元年度スクールソーシャルワーカー 二次募集応募者及び第一次選考結果	部分公開	写し	個人に関する氏名・性別・年齢・郵便番号・住所・電話番号(連絡先)・最終学歴・現職・資格等	教育センター
	6月3日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
102	5月22日	豊島区職員措置請求に係る関係人調査結果	部分公開	写し	①調査対象者 ②調査方法 ③確認資料等	監査委員事務局
	令和3年3月18日				①～③特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当) ②・③監査委員による自由かつ率直な意見交換や審議等に必要な情報収集を阻害し、また関係人との信頼関係を損なう恐れがあることから、監査の執行に支障が生じることとなるため (条例第7条第5号及び第6号該当)	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
103	5月22日	豊島区職員措置請求に係る関係人調査結果	部分公開	写し	①調査対象者 ②調査方法 ③確認資料等	監査委員事務局
	令和3年3月18日				①～③特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当) ②・③監査委員による自由かつ率直な意見交換や審議等に必要の情報収集を阻害し、また関係人との信頼関係を損なう恐れがあることから、監査の執行に支障が生じることとなるため (条例第7条第5号及び第6号該当)	
104	5月22日	豊島区職員措置請求に係る関係人調査結果	部分公開	写し	①調査対象者 ②調査方法 ③確認資料等	監査委員事務局
	令和3年3月18日				①～③特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当) ②・③監査委員による自由かつ率直な意見交換や審議等に必要の情報収集を阻害し、また関係人との信頼関係を損なう恐れがあることから、監査の執行に支障が生じることとなるため (条例第7条第5号及び第6号該当)	
105	5月22日	豊島区職員措置請求に係る関係人調査結果	部分公開	写し	①調査対象者 ②調査方法 ③確認資料等	監査委員事務局
	令和3年3月18日				①～③特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当) ②・③監査委員による自由かつ率直な意見交換や審議等に必要の情報収集を阻害し、また関係人との信頼関係を損なう恐れがあることから、監査の執行に支障が生じることとなるため (条例第7条第5号及び第6号該当)	

No.	受付日 決定日	編集後請求内容	決定 内容	公開 方法	非公開部分	担当課
					非公開理由	
106	5月22日 令和3年 3月18日	豊島区職員措置請求に係る関係人調査結果	部分 公開	写し	①調査対象者 ②調査方法 ③確認資料等	監査委員 事務局
	①～③特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当) ②・③監査委員による自由かつ率直な意見交換や審議等に 必要な情報収集を阻害し、また関係人との信頼関係を損なう 恐れがあることから、監査の執行に支障が生じることとなるため (条例第7条第5号及び第6号 該当)					
107	5月22日 令和3年 3月18日	豊島区職員措置請求に係る関係人調査結果	部分 公開	写し	①調査対象者 ②調査方法 ③確認資料等	監査委員 事務局
	①～③特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当) ②・③監査委員による自由かつ率直な意見交換や審議等に 必要な情報収集を阻害し、また関係人との信頼関係を損なう 恐れがあることから、監査の執行に支障が生じることとなるため (条例第7条第5号及び第6号 該当)					
108	5月22日 令和3年 3月18日	豊島区職員措置請求に係る関係人調査結果	部分 公開	写し	①調査対象者 ②調査方法 ③確認資料等	監査委員 事務局
	①～③特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当) ②・③監査委員による自由かつ率直な意見交換や審議等に 必要な情報収集を阻害し、また関係人との信頼関係を損なう 恐れがあることから、監査の執行に支障が生じることとなるため (条例第7条第5号及び第6号 該当)					
109	5月23日 令和3年 3月18日	豊島区監査委員協議会会議録(定例協議会 令和2年4月第1回、第2回、5月第1回)	部分 公開	写し	①出席者(その他) ②議題、会議の結果、提出された資料及び審議の結果	監査委員 事務局
	①特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当) ②監査委員による自由かつ率直な意見交換を妨げ、監査の 執行に支障が生じることとなるため (条例第7条第5号及び第6号 該当)					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
110	5月23日	豊島区監査委員協議会会議録（定例協議会 令和2年4月第2回、5月第1回）	部分公開	写し	①出席者（その他） ②議題、会議の結果、提出された資料及び審議の結果	監査委員事務局
	令和3年3月18日				①特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当） ②監査委員による自由かつ率直な意見交換を妨げ、監査の執行に支障が生じることとなるため（条例第7条第5号及び第6号該当）	
111	5月23日	豊島区監査委員協議会会議録（定例協議会 令和2年4月第2回、5月第1回）	部分公開	写し	①出席者（その他） ②議題、会議の結果、提出された資料及び審議の結果	監査委員事務局
	令和3年3月18日				①特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当） ②監査委員による自由かつ率直な意見交換を妨げ、監査の執行に支障が生じることとなるため（条例第7条第5号及び第6号該当）	
112	5月23日	豊島区監査委員協議会会議録（定例協議会 令和2年5月第1回）	部分公開	写し	①出席者（その他） ②議題、会議の結果、提出された資料及び審議の結果	監査委員事務局
	令和3年3月18日				①特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当） ②監査委員による自由かつ率直な意見交換を妨げ、監査の執行に支障が生じることとなるため（条例第7条第5号及び第6号該当）	
113	5月25日	狭あい道路拡張整備事業の協議番号96-157の後退図及び求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	5月27日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	
114	5月25日	「【財務】【489】「工事4号 清和小学校校庭改修工事」に係る契約締結について」のうち、「清和小学校校庭改修 設計図書1（金入）」	公開	写し		道路整備課
	5月26日					
115	5月25日	理容所一覧・美容所一覧（令和2年3月1日～令和2年5月15日までに営業確認を受けた新規開設分） ①確認年月日 ②施設名称 ③開設者名 ④代表者氏名（法人のみ） ⑤施設電話番号 ⑥開設者電話番号（法人のみ） ⑦施設所在地 ⑧開設者住所（法人のみ）	公開	写し		生活衛生課
	6月5日					

No.	受付日 決定日	編集後請求内容	決定 内容	公開 方法	非公開部分	担当課
					非公開理由	
116	5月26日	豊島区監査委員協議会会議録（定例協議会 令和2年4月第1回、第2回及び5月第1回）	部分公開	写し	①出席者（その他） ②議題、会議の結果、提出された資料及び審議の結果	監査委員事務局
	令和3年3月18日				①特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当） ②監査委員による自由かつ率直な意見交換を妨げ、監査の執行に支障が生じることとなるため（条例第7条第5号及び第6号該当）	
117	5月26日	豊島区監査委員協議会会議録（定例協議会 令和2年4月第2回及び5月第1回）	部分公開	写し	①出席者（その他） ②議題、会議の結果、提出された資料及び審議の結果	監査委員事務局
	令和3年3月18日				①特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当） ②監査委員による自由かつ率直な意見交換を妨げ、監査の執行に支障が生じることとなるため（条例第7条第5号及び第6号該当）	
118	5月26日	豊島区監査委員協議会会議録（定例協議会 令和2年4月第2回及び5月第1回）	部分公開	写し	①出席者（その他） ②議題、会議の結果、提出された資料及び審議の結果	監査委員事務局
	令和3年3月18日				①特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当） ②監査委員による自由かつ率直な意見交換を妨げ、監査の執行に支障が生じることとなるため（条例第7条第5号及び第6号該当）	
119	5月26日	豊島区監査委員協議会会議録（定例協議会 令和2年5月第1回）	部分公開	写し	①出席者（その他） ②議題、会議の結果、提出された資料及び審議の結果	監査委員事務局
	令和3年3月18日				①特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当） ②監査委員による自由かつ率直な意見交換を妨げ、監査の執行に支障が生じることとなるため（条例第7条第5号及び第6号該当）	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
120	5月26日	住民監査請求(元豊監収第358号)について、①住民監査請求者の代表者の個人情報を漏えいして、公文書(決定通知書)において代表者を権利の濫用者であると誹謗中傷しなければならない理由が分かるもの②公文書で住民監査請求者と関係のない個人を引き合いに出して、住民監査請求を却下しなければならない理由が分かるもの	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	5月28日					
121	5月26日	住民監査請求(2豊監収第3号)について、①住民監査請求者の代表者の個人情報を漏えいして、公文書(決定通知書)において代表者を権利の濫用者であると誹謗中傷しなければならない理由が分かるもの②公文書で住民監査請求者と関係のない個人を引き合いに出して、住民監査請求を却下しなければならない理由が分かるもの	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	5月28日					
122	5月26日	令住民監査請求(2豊監収第5号)について、①住民監査請求者の代表者の個人情報を漏えいして、公文書(決定通知書)において代表者を権利の濫用者であると誹謗中傷しなければならない理由が分かるもの②公文書で住民監査請求者と関係のない個人を引き合いに出して、住民監査請求を却下しなければならない理由が分かるもの	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	5月28日					
123	5月26日	住民監査請求(2豊監収第6号)について、①住民監査請求者の代表者の個人情報を漏えいして、公文書(決定通知書)において代表者を権利の濫用者であると誹謗中傷しなければならない理由が分かるもの②公文書で住民監査請求者と関係のない個人を引き合いに出して、住民監査請求を却下しなければならない理由が分かるもの	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	5月28日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
124	5月26日	〇〇〇〇（開設者名称）による、令和2年新規許可【薬局・店舗販売業】（業態：店舗販売業、届出種類：新規、施設名称：〇〇〇〇、施設所在地：巢鴨〇丁目〇番〇号）の届出に係る店舗販売業許可台帳及び店舗販売業許可申請書（添付書類を含む）	部分公開	写し	①店舗販売業許可台帳の従業員住所 店舗販売業許可申請書の電話番号・担当者名、新規申請参考様式(別表)の管理者及びその他の薬剤師又は登録販売者の住所・薬剤師名簿又は販売従事者登録番号・診断書の診断年月日以外の部分全て・疎明署の住所、氏名、印影、生年月日・証書の被使用者の住所、氏名及び印影・業務従事証明書の薬局開設者又は医薬品販売業者の住所及び氏名、連絡先電話番号及び管理者氏名、氏名、住所、薬局、店舗又は配置販売業の名称等、薬局もしくは店舗の住所地又は配置販売業の区域・勤務状況報告書の住所、氏名、作成担当者氏名及び印影・賃金台帳の氏名及び支払われた賃金の詳細に関する部分全て・販売従事登録証の販売従事番号、本籍地都道府県名、氏名、生年月日・薬剤師免許証の本籍地都道府県、氏名、生年月日、薬剤師名簿登録番号 ②法人代表者の印影	生活衛生課
	6月11日				①特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当） ②公にすることにより犯罪の発生を招くおそれのある情報のため（条例第7条第4号該当）	
125	5月27日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号88-841、18-121、18-403の境界図及び求積図	部分公開	写し	個人の氏名	建築課
	6月2日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	
126	5月28日	令和元年5月1日以降、区の訴訟事案に対して弁護士に訴訟委任をした訴訟委任状（原本の写し）	部分公開	写し	個人に関する名前および事件番号	総務課
	6月11日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	
127	6月1日	令和2年度営業許可申請文書処理簿（法） 令和2年5月1日から5月末日までのうち 新規の飲食店営業申請施設一覧、法人の場合は法人の住所、代表者、電話（廃業施設を除く）	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	6月9日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	

No.	受付日 決定日	編集後請求内容	決定 内容	公開 方法	非公開部分	担当課
					非公開理由	
128	6月1日	令和2年度営業許可申請文書処理簿 (法) 令和2年5月1日から5月末日までのうち 業種、屋号、営業所所在地、営業所 電話番号、申請者氏名、許可開始 日、許可満了日一覧(廃業施設を除く)	部分 公開	写し	許可申請者が個人の場合、そ の住所、電話番号	生活衛生課
	特定の個人が識別され、また はされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)					
129	6月1日	美容所一覧 (令和2年5月1日～令和2年5月末日 までに営業確認を受けた新規開設 分) ①施設名称 ②施設所在地 ③施設 電話番号 ④確認年月日 ⑤開設者 名氏名等	公開	写し		生活衛生課
	6月12日					
130	6月1日	令和2年5月1日から令和2年5月31日 の間に、豊島区内において、新規に 開設の届け出をした施術所(あはき 柔)のうち、請求日までに廃止され た施術所を除く下記情報 ①施設名称 ②施設所在地 ③施設 電話番号 ④開設届出日 ⑤開設者 名	公開	写し		生活衛生課
	6月8日					
131	6月1日	池袋大橋東側上部工改修工事の随意 契約に至る理由の分かるもの	公開	写し		契約課
	6月4日					
132	6月1日	令和2年度営業許可申請文書処理簿 (法) 令和2年5月1日から5月31日までのうち 新規で食品営業許可を取得した施設 一覧および許可申請した施設一覧、 全業種 営業所名称、住所、電話番号、許可 年月日、許可満了日、業種、営業者 名(法人のみ住所、電話暗号)	部分 公開	写し	許可申請者が個人の場合、そ の住所、電話番号	生活衛生課
	6月9日				特定の個人が識別され、また はされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
133	6月2日	長崎健康相談所・児童相談所等複合 施設改築工事 工事費内訳書	取下 げ	写し		施設整備課
	—					
134	6月3日	平成31年3月1日～令和元年12月31日 までに監査委員に提出された審査請 求書について、各事案ごとの審査等 の進捗状況が分かるもの	非 公開	写し	請求対象文書すべて	監査委員 事務局
	6月10日				区又は国等の事務又は事業に 関する情報で公にすること により事務の適正な執行に支障 を及ぼす情報であるため (条例第7条第6号該当)	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
135	6月4日	令和2年度食品台帳一覧のうち 令和2年5月1日～令和2年5月31日 までに新規に飲食店営業の許可を取得 した全店舗の、屋号、営業所所在 地、営業者名、営業所電話番号、業 種、初回許可日、許可満了日、許可 番号、加えて法人の場合は営業車住 所、営業者電話番号、代表者氏名 (廃業除く)	部分 公開	写し	許可申請者が個人の場合、そ の住所、電話番号	生活衛生課
	6月15日				特定の個人が識別され、また はされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
136	6月4日	理容所一覧・美容所一覧 (平成31年4月1日～令和2年3月31日 までに新規に営業を確認(又は営業 許可)した上記営業施設一覧(た だし、廃業を除く) ①施設名称 ②施設所在地 ③施設 電話番号 ④経営者名等 ⑤確認年 月日 ⑥営業の種類 ⑦業態(旅館 業のみ)	公開	写し		生活衛生課
	6月17日					
137	6月4日	理容所・美容所・興行場・旅館業・ 公衆浴場・クリーニング所に係る事 項 (令和2年3月1日～令和2年3月31日 までに営業確認を受けた新規開設 分) ①施設名称 ②施設所在地 ③施設 電話番号 ④開設者名氏名等 ⑤確 認年月日	公開	写し		生活衛生課
	6月17日					
138	6月4日	食品営業許可台帳(飲食店営業、喫 茶店営業、食肉販売業、食肉処理 業、氷雪販売業)のうち、 平成31年4月1日から令和2年3月31日 までに新規の営業許可を取得した施 設の屋号、営業所所在地、営業所電 話番号、申請者氏名、営業の種類、 初回許可日(ただし臨時、移動、催 事、既廃業施設を除く)	部分 公開	写し	許可申請者が個人の場合、そ の住所、電話番号	生活衛生課
	6月15日				特定の個人が識別され、また はされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
139	6月5日	平茂28年4月1日以降、豊島区の訴訟 事案について特別区人事・厚生事務 組合に対する処理依頼書及び代理人 指定書	部分 公開	写し	個人に関する名前および事件 番号	総務課
	8月3日				特定の個人が識別され、また はされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
140	6月9日	巢鴨駅北自転車駐車場 指定管理者指定申請書、事業計画 書、基本協定書、年度協定書	部分 公開	写し	①代表取締役印 ②事業計画書、基本協定書、 年度協定書の一部	土木管理課
	7月7日				①公にすることにより犯罪の 発生を招くおそれのある情報 のため (条例第7条第4号該当) ②法人等の権利・競争上の地 位その他正当な利益を害する と認められるため (条例第7条第3号該当)	

No.	受付日 決定日	編集後請求内容	決定 内容	公開 方法	非公開部分	担当課
					非公開理由	
140	6月9日	①豊島区立目白庭園事業計画書 ②令和2年度豊島区立目白庭園事業計画書自主事業収支計画書自主事業収支計画書 ③豊島区立目白庭園基本協定書 ④令和2年度豊島区立目白庭園の管理及び費用に関する協定書 ⑤「としまみどりの防災公園」 ⑥豊島区立としまみどりの防災公園の管理に関する基本協定書 ⑦令和2年度豊島区立としまみどりの防災公園の管理運営に関する協定書	部分 公開	写し	①人員配置（組織体制） ②自主事業 ③提携先連携団体名 ④マニュアル等 ⑤写真 ⑥印影	公園緑地課
	7月10日				①⑤特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため （条例第7条第2号該当） ②③④法人等の権利・競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため （条例第7条第3号該当） ⑥公にすることにより犯罪の発生を招くおそれのある情報のため （条例第7条第4号該当）	
140	6月9日	豊島区立巣鴨体育館、総合体育場に関する下記資料 ・指定管理者提出の企画提案書一式 ・現状契約の書類	部分 公開	写し	①事業計画書（指定管理者選定時）の一部（各事業計画、各収支計画、雇用計画） ②個人が特定できる写真 ③現状契約の書類の一部	学習・ スポーツ課
	7月28日				①法人等の権利・競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため （条例第7条第3号該当） ②特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため （条例第7条第2号該当） ③公にすることにより犯罪の発生を招くおそれのある情報のため （条例第7条第4号該当）	
141	6月9日	区長を契約者とする年間保険料額5万円以上の傷害保険契約の保険証券	部分 公開	写し	①保険証券（保険会社の代表者の印影） ②保険証券（仲介人の氏名、住所、連絡先） ③保険証券明細書（被保険者の氏名、住所、生年月日）	区民相談課
	6月23日				①公にすることにより犯罪の発生を招くおそれのある情報のため （条例第7条第4号該当） ②③特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため （条例第7条第2号該当）	
142	6月9日	損害保険契約の保険証券	部分 公開	写し	①法人代表者の印影部分 ②仲介人の氏名部分	庶務課
	6月23日				①公にすることにより犯罪の発生を招くおそれのある情報のため （条例第7条第4号該当） ②③特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため （条例第7条第2号該当）	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
143	6月9日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号98-226の後退図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	6月12日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
144	6月10日	平成31年1月1日から令和元年12月31日の間に、豊島区内において、開設届出・廃止届出のあった歯科技工所に関する下記情報 ①施設名称 ②施設所在地(郵便番号) ③施設電話番号 ④開設者名	公開	写し		生活衛生課
	6月11日					
145	6月10日	①公園内における急傾斜地及び擁壁等の調査・予備設計業務請負の特記仕様書 ②上り屋敷公園、西巣鴨二丁目公園実施設計業務請負の金入り設計書・特機仕様書	公開	写し		公園緑地課
	6月22日					
	6月10日	・委託設計書(委託4号 池袋西口〇〇〇商店街道路詳細設計等委託) ・仕様書(委託4号 池袋西口〇〇〇商店街道路詳細設計等委託)	公開	写し		道路整備課
	6月23日					
	6月10日	清和小学校校庭改修工事設計業務請負 金入設計書	非公開	写し	不存在	学校施設課
	6月22日					
	6月10日	清和小学校校庭改修工事設計業務請負 仕様書	公開	写し		学校施設課
	6月22日					
	6月10日	以下の案件の指名通知書(最低制限価格を設定している場合) ①公園内における急傾斜地及び擁壁等の調査・予備設計業務請負 ②上り屋敷公園、西巣鴨二丁目公園実施設計業務請負 ③清和小学校校庭改修工事設計業務請負 ④委託4号 池袋西口〇〇〇商店街道路詳細設計等委託	公開	写し		契約課
	6月18日					
146	6月11日	住宅宿泊事業定期報告における宿泊者数・国籍別の宿泊者数の内訳 ①2018年度(平成30年6月～平成31年3月) ②2019年度(平成31年4月～令和2年3月)	公開	写し		生活衛生課
	6月24日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
147	6月11日	建築基準法15条第1項の規定による「建築工事届」	部分公開	写し	①個人に関する氏名 ②建築工事費予定額、資本の額又は出資の総額並びに建築物の評価額 ③個人及び法人代表者の印影	建築課
	7月8日				①特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当) ②法人等の正当な利益を害すると認められるため(条例第7条第3号該当) ③公にすることにより、犯罪の発生を招くおそれのある情報であるため(条例第7条第4号該当)	
148	6月16日	令和元年度に実施された「池袋スポーツセンター」に係る公募型プロポーザルで「〇〇〇〇〇」が提出した事業計画書及び収支計画書(提案書)	部分公開	写し	①事業計画書(指定管理者選定時)の文書・写真・図・表(事業計画概要、事業計画書、収支計画書、人員配置、雇用計画) ②事業計画書(指定管理者選定時)の文書・写真・図 ③個人が特定できる写真及び文書(事業計画書)	学習・スポーツ課
	8月17日				①法人等の正当な利益を害すると認められるため(条例第7条第3号該当) ②公にすることにより、犯罪の発生を招くおそれのある情報であるため(条例第7条第4号該当) ③特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
149	6月16日	令和元年度「豊島体育館」指定管理者審査委員会の選定結果・採点表	部分公開	写し	委員長及び委員の個人名	行政経営課
	6月30日				請求者以外のものとの間における審議等に関する情報であって、公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるため(条例第7条第5号該当)	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
149	6月16日	令和元年度に実施された「豊島体育館」の指定管理者選定の公募型プロポーザルにおいて現指定管理者の「〇〇〇」が提出した事業計画書（提案書）及び収支計画書	部分公開	写し	①事業計画書（指定管理者選定時）の文書・写真・図・表（事業計画概要、事業計画書、収支計画書、人員配置、雇用計画） ②事業計画書（指定管理者選定時）の文書・写真・図 ③個人が特定できる写真及び文書（事業計画書）	学習・スポーツ課
	8月17日				①法人等の正当な利益を害すると認められるため（条例第7条第3号該当） ②公にすることにより、犯罪の発生を招くおそれのある情報であるため（条例第7条第4号該当） ③特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	
150	6月10日	東池袋五丁目3411番62に係る行政境界確定図	部分公開	写し	行政境界確定図に係る作成者の印影	総務課
	6月18日				公にすることにより、犯罪の発生を招くおそれのある情報であるため（条例第7条第4号該当）	
151	6月16日	令和元年12月31日時点、豊島区内で開設されている歯科技工所に関する下記情報 ①施設名称 ②施設所在地（郵便番号） ③施設電話番号 ④開設者名	公開	写し		生活衛生課
	6月22日					
152	6月18日	「総合窓口課窓口業務委託」（業務委託期間：令和2年11月1日～令和5年10月31日）における選定業者の企画提案書、審査時における選定員の議事録、及び全応募団体の評価項目別得点表	非公開	写し	請求対象文書すべて	総合窓口課
	6月13日				請求者以外のものとの間における審議等に関する情報であって、公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるため（条例第7条第5号該当） プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準	
153	6月22日	平成28年4月1日以降、豊島区の訴訟事案について特別区人事・厚生事務組合に処理依頼した事案の答弁書	部分公開	写し	個人に関する名前及び事件番号	総務課
	7月13日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	
154	6月22日	「【財務】【2446】工事10号 高松小学校校庭改修工事」に係る契約締結について」のうち、「工事設計書（金入り）」	公開	写し		道路整備課
	6月23日					
155	6月22日	「【財務】【489】工事4号 清和小学校校庭改修工事」に係る契約締結について」のうち、「清和小学校校庭改修 設計図 I（金入）」	公開	写し		道路整備課
	6月23日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
156	6月22日	プロポーザル方式による事業者選定に係る情報 対象施設：駒込図書館 対象企業：〇〇〇〇〇 対象文書：評価結果（採点表）	部分公開	写し	①落選団体の名称 ②委員長および委員の個人名	行政経営課
	7月3日				①法人等の正当な利益を害すると認められるため（条例第7条第3号該当） ②請求者以外のものとの間における審議等に関する情報であって、公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるため（条例第7条第5号該当）	
	6月22日 7月16日	豊島区律図書館指定管理者募集要項 豊島区律図書館指定管理者業務基準書	公開	写し		図書館課
156	6月22日	駒込図書館 審査項目対応提案書 駒込図書館 事業計画書 団体の概要 収支計画書 自主事業収支計画書 人員配置・雇用条件等計画書	部分公開	写し	①提案書、事業計画書及び人員配置・雇用条件等計画書における企業のノウハウ等に関する情報 ②団体の概要における連絡先個人名及びメールアドレス ③収支計画書における自主事業収支計画書の収支明細	図書館課
	7月16日				①③法人等の正当な利益を害すると認められるため（条例第7条第3号該当） ②特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	
157	6月22日	指定管理者事業報告書（別紙1-1、別紙2-1、別紙3-1、別紙4-1、別紙5-1、別紙6-1、別紙7-1、別紙8-1、別紙9-1、別紙10-1、別紙11-1を含む） 対象施設：駒込図書館 対象企業：〇〇〇〇〇	部分公開	写し	①個人名、②印影、③人員配置・雇用条件等、収支報告書、人員体制、事業実施状況、収支状況、課題に対する対応状況	図書館課
	7月16日				①特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当） ②公にすることにより犯罪の発生を招くおそれのある情報のため（条例第7条第4号該当） ③法人等の権利・競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため（条例第7条第3号該当）	
158	6月24日 7月1日	「「工事4号 清和小学校校庭改修工事」に係る契約締結について」のうち、「設計図書（金入）」	公開	写し		道路整備課
159	6月24日 6月29日	特定図番号 豊島区349	公開	写し		土木管理課

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
160	6月24日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号 96-369の後退図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	6月29日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
161	6月24日	東京都豊島区東池袋〇丁目〇番〇号 〇〇ビル〇階の「〇〇〇〇池袋店」 の食品衛生許可 屋号・氏名の変更を含む申請履歴 (届出種類・理由・内容・收受日・ 許可番号・屋号・営業所所在地・肩 書・TEL・営業者名・代表者・住 所・肩書・TEL・業種分類・許可開 始・満了日)	部分公開	写し	許可申請者が個人の場合、そ の住所、電話番号	生活衛生課
	7月6日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
162	6月25日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号 96-4、94-166、99-127	公開	写し		建築課
	6月29日					
163	6月26日	レセプト点検等業務請負仕様書(令 和2年度)	公開	写し		生活福祉課
	6月30日					
164	6月26日	【医療扶助適正化等業務委託】仕様 書(令和2年度)	非公開	写し	不存在	生活福祉課
	6月30日					
165	6月30日	豊島区健康管理支援業務委託仕様書 (令和2年度)	公開	写し		生活福祉課
	7月2日					
166	6月30日	平成28年4月1日以降、豊島区の訴訟 事案について特別区人事・厚生事務 組合に処理依頼した事案の判決書	部分公開	写し	個人に関わる名前および事件 番号	総務課
	7月21日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	

(第2四半期 7月～9月)

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
167	7月1日	飲食店営業の令和2年6月1日～6月末日までの食品衛生文書処理簿（新規許可飲食店営業 廃業施設を除く） ・以下の項目について 業種・屋号・営業所所在地・営業所方書・営業所電話番号・営業者名・代表者肩書・代表者名・営業者住所・営業者方書・営業者TEL・初回許可日・許可満了日	部分公開	写し	許可申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	7月13日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	
168	7月1日	食品衛生法に基づく営業許可申請文書処理簿 令和2年6月1日から令和2年6月末日 ※屋号・営業所所在地・申請者氏名・業種・営業所電話番号・許可年月日・許可満了日についての資料一覧表 廃業したものを除く	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	7月13日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	
169	7月1日	令和2年6月1日から令和2年6月末日の間に新規で営業許可を取得した美容所の一覧表 【取得希望情報】施設名称・施設所在地・施設電話番号・確認年月日・開設者氏名（可能であれば） ※上記以外の情報が含まれていても問題なし ※廃業したものを除く	公開	写し		生活衛生課
	7月15日					
170	7月1日	令和2年6月1日から6月30日までに新規で食品営業許可を取得した施設一覧および許可を更新した施設の一覧全業種 項目：営業所の名称、住所、電話番号、許可年月日、許可満了日、業種、営業者の名前（次は法人のみ：住所、電話番号）	公開	写し		生活衛生課
	7月5日					
171	7月1日	令和2年6月1日から6月30日までに新規で食品営業許可を取得した施設一覧および許可を更新した施設の一覧全業種 項目：営業所の名称、住所、電話番号、許可年月日、許可満了日、業種、営業者の名前（次は法人のみ：住所、電話番号）	部分公開	写し	許可申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	7月11日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	
172	7月1日	①〇〇〇弁護士が職員〇〇〇〇の署名を偽造したことを証明するため、〇〇〇〇の住所 ②〇〇〇弁護士が元職員〇〇〇〇の名を使用して不正な訴訟を提起したことを証明するため、〇〇〇〇の住所	非公開	写し	請求対象文書すべて	人事課
	7月14日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
173	7月2日	2020年1月から6月までの食品営業の廃業店舗の一覧 店名、住所、電話番号、いつ廃業したか分かるもの。営業者名、営業者住所、営業者電話番号	部分公開	写し	上記店舗の変更届、誓約書及び営業許可申請書のうち代表者生年月日、申請者の欠格事項、食品衛生責任者にかかわる事項 特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	生活衛生課
	7月14日					
174	7月2日	(1) 作成年月年月日時点の、豊島区における食品営業許可済み・届出済みの全施設の一覧 (2) 豊島区において、2020年07月01日～作成年月年月日間に新規に食品営業許可又は届出があった全施設の一覧 (3) 豊島区において、2020年07月01日～作成年月年月日間に廃業になった食品営業許可又は届出施設の一覧 (4) 豊島区において、2020年07月01日～作成年月年月日間に食品営業許可又は届出の変更があった全施設の一覧	部分公開	写し	許可申請者が個人の場合、その住所、電話番号 特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	生活衛生課
	7月22日					
175	7月3日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号12-162の後退図及び求積図	部分公開	写し	個人の名前 特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	建築課
	7月7日					
176	7月3日	感染症法に基づき、医療機関から保健所に届け出された新型コロナウイルス感染症に関する発生届(6月1日～6月30日)	部分公開	写し	①個人に関する情報に該当する部分 氏名、生年月日、職業、住所、所在地、保護者氏名、保護者住所、感染原因、感染経路、感染症サーベイランスシステム、ID、入院先等 その他 ②医療機関に関する該当する部分 医師の氏名、病院、電話番号、FAX番号等 ③印影 ④年齢、初診年月日、診察年月日、感染したと推測される年月日、死亡年月日 ①特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当) ②法人等の正当な利益を害すると認められるため (条例第7条第3号該当) ③公にすることにより、犯罪の発生を招くおそれのある情報であるため (条例第7条第4号該当) ④区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため (条例第7条第6号該当)	健康推進課
	7月30日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
177	7月4日	緑化計画書31-72【(仮称)豊島区 〇丁目マンション】	部分公開	写し	①平面図等の居住区画に係る部分 ②印影 ③案内図地区	公園緑地課
	7月20日				①特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当) ②公にすることにより、犯罪の発生を招くおそれのある情報であるため(条例第7条第4号該当) ③法令秘情報で目的外使用を禁じた著作物(条例第7条第1号該当)	
178	7月4日	旧東京拘置所刑場跡地にできた戦争裁判の碑の建設・設置をめぐって、どのような形状にするかなどについて区と法務、大蔵、建設の各省庁との交渉記録のすべて	非公開	写し	不存在	公園緑地課
	7月17日					
179	7月4日	旧東京拘置所刑場跡地にできた戦争裁判の碑の建設・設置をめぐって、どのような形状にするかなどについて区と法務、大蔵、建設の各省庁との交渉記録のすべて	非公開	写し	不存在	総務課
	7月29日					
179	7月5日	宣誓書	非公開	写し	請求対象文書すべて	人事課
	7月16日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
180	7月6日	令和2年度食品台帳一覧から令和2年6月1日～令和2年6月30日の間で飲食店営業の新規に飲食店業の許可を取得した全店舗の屋号、営業所在地、営業者名、営業所電話番号、業種・初回許可年月日、許可満了日・許可番号、許可開始日加えて法人の場合は営業者住所、営業者電話、代表者氏名(廃業を除く)	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	7月16日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
181	7月6日	美容所一覧、理容所一覧(令和2年6月1日から令和2年6月30日まで営業許可を受けた新規開設分)①施設名称②施設所在地③施設電話番号④開設者氏名⑤代表者氏名(法人のみ)⑥開設者住所(法人のみ)⑦開設者電話番号(法人のみ)⑧確認年月日	公開	写し		生活衛生課
	7月17日					
182	7月8日	環境確保条例に基づく「工場・指定作業場」の名簿	公開	写し		環境保全課
	7月13日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
183	7月8日	豊島区保健福祉部高齢者福祉課介護予防・認知症対策グループの案件「介護予防大作戦発表会の事前ビデオ撮影および制作の委託請負」に関する落札金額	非公開	写し	不存在	高齢者福祉課
	7月17日					
184	7月8日	豊島区 計300023号 (H30.6.20) のトキワ荘マンガミュージアムの計画通知の申請書及び図書、その他図面等	取下げ	写し		トキワ荘マンガミュージアム担当課長
185	7月8日	・ホストクラブを対象としたPCR検査の実施プレス記事 ・区内ホストクラブ関係者で行った開示の議事録 ・区内ホストクラブ従業員向けPCR検査実施の通知	公開	閲覧		健康推進課
	7月22日					
	7月8日	豊島区内ホストクラブに対するPCR検査の通知について	部分公開	閲覧	PCR検査の実施場所 区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため (条例第7条第6号該当)	健康推進課
	7月22日					
	7月8日	区内ホストクラブで行った会議の出席者名簿	非公開	閲覧	不存在	健康推進課
	7月22日					
7月8日	豊島区繁華街新型コロナ対策連絡会の資料一式(議事録含む)	部分公開	閲覧	・議事録内の感染症クラスター発生店舗及び感染状況等 ・感染クラスター発生店舗及び感染状況 ・感染クラスター店舗名及び店内図 ・感染クラスター発生店舗詳細資料 法人等の権利・競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため (条例第7条第3号該当)	防災危機管理課	
7月21日						
186	7月10日	2020年7月5日に実施された東京都知事選挙に係る投票所別の有権者数・投票者数・投票率データが分かる資料および比較のために、前回の東京都知事選挙(2016年7月31日実施)に係る投票所別の有権者数・投票者数・投票率データが分かる資料	公開	写し		選挙管理委員会
	7月13日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
187	7月12日	令和2年2月以降、監査委員事務局が弁護士〇〇〇に対して住民監査請求について報告をした内容、提出した文書、報告日等が分かるもの	非公開	写し	請求対象文書すべて	監査委員事務局
	7月14日				区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため(条例第7条第6号該当)	
188	7月12日	令和2年2月以降、監査委員事務局が弁護士〇〇〇に対して行政情報公開請求について報告をした内容、提出した文書、報告日等が分かるもの	非公開	写し	請求対象文書すべて	監査委員事務局
	7月14日				区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため(条例第7条第6号該当)	
189	7月13日	令和2年2月以降、監査委員事務局が弁護士〇〇〇に対して豊島区の訴訟事案について報告をした内容、提出した文書、報告日等が分かるもの	非公開	写し	請求対象文書すべて	監査委員事務局
	7月14日				区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため(条例第7条第6号該当)	
190	7月12日	納骨堂一覧(令和2年7月14日現在) ①施設名称 ②施設所在地 ③経営者名 ④許可年月日 ⑤区画数	公開	写し		生活衛生課
	7月27日					
191	7月14日	令和2年2月以降、豊島区が弁護士〇〇〇に対して審理員意見書(元豊審理員発第〇号)及び答申書(諮問第〇号答申第〇号)の文書を提供したこと、提供日が分かるもの	非公開	写し	不存在	総務課
	7月29日					
192	7月14日	令和2年2月以降、豊島区が弁護士〇〇〇に対して豊島区の平成28年度から令和元年度の訴訟事件について、事件番号、原告名等を報告したこと、報告日が分かるもの	非公開	写し	不存在	総務課
	7月29日					
193	7月14日	令和2年2月以降、豊島区が弁護士〇〇〇に対して豊島区の訴訟事案について報告をした内容、提供した文書、提供・報告日等が分かるもの	非公開	写し	不存在	総務課
	7月29日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
194	7月17日	2020年7月17日現在の豊島区内の ①病院②診療所（企業内診療所含む） ③歯科診療所④薬局⑤薬局製造販売医薬品の製造販売業（製造業は含まない） ⑥毒物劇物一般販売業（特定品目販売業含む） ⑦店舗販売業⑧麻薬小売業者⑨高度管理医療機器等販売業貸与業者（販売業のみも含む） 以上全ての 1) 施設名称 2) 所在地 3) 開設者 4) 電話番号 更に上記④～⑨の許認可については 5) 許可番号 6) 有効期間開始日 7) 有効期間終了日	部分公開	写し	⑥毒物劇薬一般販売業（特定品目販売業を含む）	生活衛生課
	7月29日				公にすることにより、犯罪の発生を招くおそれのある情報であるため （条例第7条第4号該当）	
195	7月17日	別紙筆せきが同一の署名が記入されている何らかの文書	却下	写し	当該請求書は以下の理由から不適法であるため ①行政情報を特定するに足りる事項を記載していないこと請求者は筆跡が同一の署名が記されている文書を求めているが、筆跡をもって不特定多数の記入文字から情報を特定することは不可能であり、行政情報を特定するに至っていないよって本件請求は行政情報を特定するに足りる事項の記載を求める豊島区行政情報公開条例第6条第1項3号の要件を満たしていない ②補正の依頼に応じないこと請求者は請求書の不備に関して実施機関が条例第6条第2項に基づき行った補正依頼に対し、現在に至るまで応じていない	区民相談課
	10月27日					
196	7月17日	令和2年度自動車保険各社見積金額	部分公開	写し	見積提供会社の担当者名	総務課
	7月26日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため （条例第7条第2号該当）	
197	7月20日	マンガの聖地としまミュージアム 新築工事 建築設計図書・意匠図	部分公開	写し	バックヤード部分	文化観光課
	7月30日				公にすることにより、犯罪の発生を招くおそれのある情報であるため （条例第7条第4号該当）	
198	7月20日	豊島区職員措置請求に係る関係人調査結果	部分公開	写し	豊島区職員請求に係る関係人調査結果からのうち「調査対象者」「調査方法」「確認資料」の欄	監査委員事務局
	8月17日				区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため （条例第7条第6号該当）	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
199	7月20日	会議録（平成31年3月第1回定例協議会）※住民監査請求（補助金）に係る監査委員定例協議会議事録	部分公開	写し	各会議録のうち「議題」「会議の結果」「提出された資料」「審議経過」の欄	監査委員事務局
	8月17日				区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため（条例第7条第6号該当）	
200	7月22日	緑化計画書32-17【（仮称）豊島区南大塚一丁目計画新築工事】	部分公開	写し	①印影（決裁者院・法人印・訂印）②案内図地図	公園緑地課
	9月1日				①公にすることにより、犯罪の発生を招くおそれのある情報であるため（条例第7条第4号該当） ②法令秘情報で目的外使用を禁じた著作物（条例第7条第1号該当）	
201	7月27日	住居表示台帳（令和2年4月1日から令和2年6月30付き定義したもの） 受付整理簿（令和2年4月1日から令和2年6月30付き定義したもの）	部分公開	写し	①「居住者名」「方書」「所有者名」（住民表示台帳（該区図）） ②「個人」「送付先」（受付整理簿）	総合窓口課
	8月5日				①②特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	
202	7月29日	新型コロナウイルス感染症発生届	部分公開	写し	①個人に関する情報に該当する部分 氏名、生年月日 職業、住所、所在地、保護者氏名、保護者住所、感染原因、感染経路、感染症サーベイランスシステム、ID、入院先等その他 ②医療機関に関する該当する部分 医師の氏名、病院、電話番号、FAX番号等 ③印影 ④年齢、初診年月日、診察年月日、感染したと推測される年月日、死亡年月日	健康推進課
	9月30日				①特定の個人が識別されるため（条例第7条第2号該当） ②法人等の正当な利益を害すると認められるため（条例第7条第3号該当） ③公にすることにより、犯罪の発生を招くおそれのある情報であるため（条例第7条第4号該当） ④区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため（条例第7条第6号該当）	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
203	7月29日	新型コロナウイルス感染症、疫学調査票、 新型コロナウイルス感染症、健康観察一覧表	部分公開	写し	①個人に関する情報に該当する部分 ②診断医療機関、自由記載欄に記載された医療機関名 ③患者情報（感染源情報）療養経過等（療養場所） ④患者情報、行動票、行動状況、交通手段	健康推進課
	10月30日				①特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当） ②法人等の権利・競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため（条例第7条第3号該当） ③区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため（条例第7条第6号該当） ④保健所から要請を受けて公にしないことを条件としている（条例第7条第7号該当）	
204	7月29日	新型コロナウイルス感染症、疫学調査票、新型コロナウイルス感染症、疫学調査票（VER）新型コロナウイルス感染症、行動票、新型コロナウイルス感染症、健康観察者対象一覧表（2020年2月1日から7月29日抽出分）	部分公開	写し		健康推進課
	10月30日					
205	7月29日	区内医療機関で実施した日次でのPCR検査数、うち陽性者数（2020年5月18日から7月29日まで実施分）	非公開	写し	不存在	健康推進課
	8月13日					
205	7月30日	令和2年1月1日以降の監査委員定例協議会議事録	部分公開	写し	各会議録のうち「議題」「会議の結果」「提出された資料」「審議経過」の欄	監査委員事務局
	8月17日				区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため（条例第7条第6号該当）	
206	7月30日	平成31年1月1日以降、豊島区の訴訟事案について、訴訟代理人との協議書、区が訴訟代理人に提供した情報・資料等が記録されているもの	非公開	写し	不存在	総務課
	8月13日					
207	8月3日	令和2年度営業許可申請文書処理簿（法）令和2年7月1日から令和2年7月末日までのうち新規の飲食店営業申請施設一覧、法人の場合は法人の住所、代表者、電話（廃業施設を除く）	部分公開	写し	許可申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	8月13日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
208	8月3日	令和2年度営業許可申請文書処理簿 (法) 令和2年7月1日から令和2年7月末日までのうち業種、屋号、営業所在地、営業所電話番号申請、申請者氏名、許可開始日、許可満了日一覧(既廃業施設を除く)	部分公開	写し	許可申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	8月13日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
209	8月3日	美容所一覧(令和2年7月1日から令和2年7月末日まで営業許可を受けた新規開設分) 施設名称・施設所在地・施設電話番号・確認年月日・開設者氏名	公開	写し		生活衛生課
	8月14日					
210	8月3日	令和2年7月1日から令和2年7月31日の間に、豊島区内において新規に開設の届け出を施術所(あはき柔)うち請求日までに廃止された施術所を除く ①施設名称②施設所在地③電話番号④開設年月日⑤開設者名	公開	写し		生活衛生課
	8月11日					
211	8月3日	令和2年度営業許可申請文書処理簿 令和2年7月1日から7月31日までに新規で食品営業許可を取得した施設一覧および許可を更新した施設の一覧 全業種 営業所の名称、住所、電話番号、許可年月日、許可満了日、業種、営業者の名前(法人のみ:住所、電話番号)	部分公開	写し	許可申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	8月13日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
212	8月3日	2020年6月9日入札の 件名:長崎小学校校庭犬走り舗裝修繕 上記工事の金入り設計書一式(図面を除く)	非公開	写し	不存在	学校施設課
	8月11日					
213	8月5日	令和2年度食品台帳一覧から令和2年7月1日~令和2年7月31日のまで飲食店営業の新規許可を受けている全店舗の・屋号、営業所在地、営業者氏名、営業所電話番号、業種・初回許可年月日、許可満了日、許可番号、許可開始日・法人については本社所在地、申請者電話番号、代表者氏名(廃業を除く)	部分公開	写し	許可申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	8月13日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
214	8月5日	美容所一覧、理容所一覧(令和2年7月1日から令和2年7月末日まで営業許可を受けた新規開設分) ①施設名称②施設所在地③施設電話番号④開設者氏名⑤代表者氏名(法人のみ)⑥開設者住所(法人のみ)⑦開設者電話番号(法人のみ)⑧確認年月日	公開	写し		生活衛生課
	8月18日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
215	8月5日	以下の事業所の東京都環境確保条例・工場台帳の「表紙（事業所登録）」「施設種類」及び「有害物質」の記載ページ 〇〇〇：南池袋〇丁目〇-〇	公開	写し		環境保全課
	8月18日					
	8月5日	以下の事業所の東京都環境確保条例・工場台帳の「表紙（事業所登録）」「施設種類」及び「有害物質」の記載ページ 〇〇〇：南池袋〇丁目〇-〇-〇 〇〇〇：南池袋〇丁目〇-〇-〇 〇〇〇：南池袋〇丁目〇-〇-〇	部分公開	写し	①個人に関する情報（住所、氏名、電話番号） ②届出者の印影 ①特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当） ②公にすることにより、犯罪の発生を招くおそれのある情報であるため（条例第7条第4号該当）	環境保全課
	8月19日					
	8月5日					
	8月13日	以下の事業所の東京都環境確保条例・工場台帳の「表紙（事業所登録）」「施設種類」及び「有害物質」の記載ページ 〇〇〇：南池袋〇丁目〇-〇 （平成6月22日廃止）	非公開	写し	不存在	環境保全課
216	8月7日	指定作業場既設届 指定作業変更届出書	部分公開	写し	①個人に関する情報 住所、氏名、電話番号 ②印影 ①特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当） ②公にすることにより、犯罪の発生を招くおそれのある情報であるため（条例第7条第4号該当）	生活衛生課
	8月13日					
217	8月7日 8月20日	旅館業営業施設一覧（令和2年8月7日現在） ①施設名称②施設所在地③施設電話番号④開設者氏名⑤代表者氏名（法人のみ）⑥開設者住所（法人のみ）⑦開設者電話番号（法人のみ）⑧確認年月日	公開	写し		生活衛生課
218	8月13日	狭あい道路拡幅事業の協議番号92-337の後退図及び求積図	非公開	写し	個人の名前 特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	建築課
	8月17日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
219	8月14日	発令通知	部分公開	写し	発令通知書の氏名	人事課
	9月11日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
220	8月14日	平成28年度から令和2年度までの間、株式会社〇〇と豊島区の間で結ばれた契約に関わる一切の文書	非公開	写し	不存在	契約課
	8月7日					
221	8月16日	(1) 特別定額給付金スケジュール (2) 〇〇〇〇概要 (3) 給付金執行体制資料	公開	写し		特別定額給付金担当課長
	8月31日					
221	8月16日	(1) 政策経営会議資料「特別定額給付金について」と指定理由書 (2) 特別定額給付金議事録 (3) 特別定額給付金事業業務委託契約書 (4) 特別定額給付金支給に係る業務委託契約書 (5) 特別定額給付金事業におけるシステム情報・改修および運営保守業務の委託	部分公開	写し	① (1) ~ (5) 事業者の個人情報、電話番号 ② (2) ~ (3) 住所、見積、単価項目や単価 ③ (3) ~ (5) 代表者印 ④ (3) ~ (5) 予定金額	特別定額給付金担当課長
	8月31日				①特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当) ②法人等の権利・競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため (条例第7条第3号該当) ③公にすることにより犯罪の発生を招くおそれのある情報のため (条例第7条第4号該当) ④区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため (条例第7条第6号該当)	
222	8月18日	令和元年豊島区立幼稚園、小・中学校用務業務等請負プロポーザル方式業者選定委員会委員名簿	公開	写し		指導課
	9月8日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
222	8月18日	提案書、用務業務等請負業者選定第二次審査規準表	部分公開	写し	表題部分の印影 選定事業者特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当) 法人等の権利・競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため (条例第7条第3号該当) 公にすることにより犯罪の発生を招くおそれのある情報のため (条例第7条第4号該当) 区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため (条例第7条第6号該当)	指導課
	9月8日					
223	8月18日	豊島区監査委員が、平成30年度豊島区職員措置請求監査結果に引用した判決書(東京地裁平成25年(ワ)第〇〇〇〇〇号、同27年(ワ)第〇〇〇〇〇号、同28年(ワ)第〇〇〇〇〇号)の所持者を監査の関係人として、調査等を実施し、上記判決書を入手した経緯が記載されている関係人調査記録書又はそれに類するもの	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	8月28日					
224	8月19日	工事件名 ビックリガードスロープ化改修工事(31契約第5230号)内容・工事費総括書 ・工事総括書 ・種別内訳書 ・代価明細表 ・諸経費計算書	公開	写し		道路整備課
	8月24日					
225	8月20日	豊島区監査委員が、平成30年度豊島区職員措置請求監査結果に引用した判決書の存在を、何時、誰から、どのような方法で知りえたのかが記録されている文書	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	8月28日					
226	8月20日	件名：遊具設置工事(2017年9月28日開札) 金額入り設計書(代価明細書含む) 諸経費計算書 ※作成しているものに限る	公開	写し		公園緑地課
	8月28日					
227	8月21日	豊島区内「乳類販売業」「食料品等販売業」「菓子製造業」を取得している施設の以下の事項 許可番号・業種分類・営業所在地・屋号・営業所TEL・営業者名	公開	写し		生活衛生課
	9月1日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
228	8月22日	豊島区職員措置請求に係る関係人調査結果	非公開	写し	豊島区職員請求に係る関係人調査結果からのうち「調査対象者」「調査方法」「確認資料」の欄	監査委員事務局
	8月28日				区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため (条例第7条第6号該当)	
229	8月22日	豊島区職員措置請求に係る関係人調査結果	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	8月28日					
230	8月22日	豊島区職員措置請求に係る関係人調査結果	部分公開	写し	豊島区職員請求に係る関係人調査結果からのうち「調査対象者」「調査方法」「確認資料」の欄	監査委員事務局
	8月28日				区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため (条例第7条第6号該当)	
231	8月22日	豊島区職員措置請求に係る関係人調査結果	部分公開	写し	豊島区職員請求に係る関係人調査結果からのうち「調査対象者」「調査方法」「確認資料」の欄	監査委員事務局
	8月28日				区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため (条例第7条第6号該当)	
232	8月22日	豊島区職員措置請求に係る関係人調査結果	部分公開	写し	豊島区職員請求に係る関係人調査結果からのうち「調査対象者」「調査方法」「確認資料」の欄	監査委員事務局
	8月28日				区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため (条例第7条第6号該当)	
233	8月22日	豊島区職員措置請求に係る関係人調査結果	部分公開	写し	豊島区職員請求に係る関係人調査結果からのうち「調査対象者」「調査方法」「確認資料」の欄	監査委員事務局
	8月28日				区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため (条例第7条第6号該当)	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
234	8月22日	豊島区職員措置請求に係る関係人調査結果	部分公開	写し	豊島区職員請求に係る関係人調査結果からのうち「調査対象者」「調査方法」「確認資料」の欄	監査委員事務局
	8月28日				区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため (条例第7条第6号該当)	
235	8月22日	豊島区職員措置請求に係る関係人調査結果	部分公開	写し	豊島区職員請求に係る関係人調査結果からのうち「調査対象者」「調査方法」「確認資料」の欄	監査委員事務局
	8月28日				区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため (条例第7条第6号該当)	
236	8月22日	豊島区職員措置請求に係る関係人調査結果	部分公開	写し	豊島区職員請求に係る関係人調査結果からのうち「調査対象者」「調査方法」「確認資料」の欄	監査委員事務局
	8月28日				区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため (条例第7条第6号該当)	
237	8月24日	平成23年～平成26年の間で提出した居宅介護支援事業所〇〇〇〇介護保険サービスの変更届	部分公開	写し	変更届書の氏名、住所、印影	介護保険課
	9月2日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当) 公にすることにより犯罪の発生を招くおそれのある情報のため (条例第7条第4号該当)	
238	8月24日	会議録（平成30年12月第1回定例協議、平成30年12月第2回定例協議会、平成31年1月第1回定例協議、平成31年1月臨時協議会、平成31年1月第2回定例協議会）	部分公開	写し	議題、会議の結果、提出された資料、審議経過	監査委員事務局
	8月28日				区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため (条例第7条第6号該当)	
239	8月24日	会議録（平成31年1月第2回定例協議、平成31年1月第1回定例協議会、平成31年2月第2回定例協議、平成31年1月臨時協議会、平成31年3月第1回定例協議会）	部分公開	写し	議題、会議の結果、提出された資料、審議経過	監査委員事務局
	8月28日				区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため (条例第7条第6号該当)	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
240	8月24日	会議録（平成31年1月第1回臨時協議 平成31年1月第2回定例協議会、平成 31年2月第1回定例協議、平成31年2 月第2回定例協議会）	部分 公開	写し	各会議録のうち「議題」「会 議の結果」「提出された資 料」「審議経過」の欄	監査委員 事務局
	8月28日				区又は国等の事務又は事業に 関する情報で公にすることに より事務の適正な執行に支障 を及ぼす情報であるため （条例第7条第6号該当）	
241	8月24日	会議録（平成31年1月第1回臨時協議 平成31年1月第2回定例協議会、平成 31年2月第1回定例協議、平成31年2 月第2回定例協議会）	部分 公開	写し	各会議録のうち「議題」「会 議の結果」「提出された資 料」「審議経過」の欄	監査委員 事務局
	8月28日				区又は国等の事務又は事業に 関する情報で公にすることに より事務の適正な執行に支障 を及ぼす情報であるため （条例第7条第6号該当）	
242	8月24日	会議録（平成31年1月第2回定例協 議、平成31年2月第1回定例協議会、 平成31年2月第2回定例協議）	部分 公開	写し	各会議録のうち「議題」「会 議の結果」「提出された資 料」「審議経過」の欄	監査委員 事務局
	8月28日				区又は国等の事務又は事業に 関する情報で公にすることに より事務の適正な執行に支障 を及ぼす情報であるため （条例第7条第6号該当）	
243	8月24日	会議録（平成31年1月第2回定例協 議、平成31年2月第1回定例協議会、 平成31年2月第2回定例協議）	部分 公開	写し	各会議録のうち「議題」「会 議の結果」「提出された資 料」「審議経過」の欄	監査委員 事務局
	8月28日				区又は国等の事務又は事業に 関する情報で公にすることに より事務の適正な執行に支障 を及ぼす情報であるため （条例第7条第6号該当）	
244	8月24日	会議録（平成31年1月第2回定例協 議、平成31年2月第1回定例協議会、 平成31年2月第2回定例協議）	部分 公開	写し	各会議録のうち「議題」「会 議の結果」「提出された資 料」「審議経過」の欄	監査委員 事務局
	8月28日				区又は国等の事務又は事業に 関する情報で公にすることに より事務の適正な執行に支障 を及ぼす情報であるため （条例第7条第6号該当）	
245	8月24日	会議録（平成31年1月第2回定例協 議、平成31年2月第1回定例協議会、 平成31年2月第2回定例協議）	部分 公開	写し	各会議録のうち「議題」「会 議の結果」「提出された資 料」「審議経過」の欄	監査委員 事務局
	8月28日				区又は国等の事務又は事業に 関する情報で公にすることに より事務の適正な執行に支障 を及ぼす情報であるため （条例第7条第6号該当）	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
246	8月19日	会議録（平成31年1月第2回定例協議、平成31年2月第1回定例協議会、平成31年2月第2回定例協議）	部分公開	写し	各会議録のうち「議題」「会議の結果」「提出された資料」「審議経過」の欄	監査委員事務局
	8月28日				区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため（条例第7条第6号該当）	
247	8月26日	狭あい道路拡幅事業の協議番号00-78境界図及び求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	8月31日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	
248	8月27日	令和2年8月27日付け（2豊監収第189号）の請求①～④のうち、④について「豊島区職員措置請求に係る関係人調査結果」	部分公開	写し	調査対象者、調査方法、確認資料	監査委員事務局
	9月8日				区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため（条例第7条第6号該当）	
248	8月27日	令和2年8月27日付け（2豊監収第189号）の請求①～④のうち①平成31年1月24日付け豊島区職員措置請求に係る関係人調査結果を作成するにあたり、その基になった何らかの文書（関係人各人の調査書など） ②上記文書の調査対象者の人数が分かるもの ③上記文書は、どの住民監査請求の調査なのかが分かるもの	非公開	写し	豊島区職員請求に係る関係人調査結果からのうち「調査対象者」「調査方法」「確認資料」の欄	監査委員事務局
	9月8日				区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため（条例第7条第6号該当）	
249	8月26日	平成30年度豊島区職員措置請求監査結果について、請求人から提出された文書、請求人に発出された文書、及び監査委員の会議録を除くその他監査に関する文書一式（具体的にどのような監査が実施されたのかが判るもの）	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	9月8日					
250	8月27日	令和元年5月1日以降、住民監査請求書を受け取った後、監査委員の会議録を除く要件審査を行ったことが記録されている文書一式（具体的にどのような要件審査が実施されたのかが判るもの）	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	9月8日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
251	8月31日	令和2年度豊島区立小・中学校外国語指導助手（ALT）派遣（単価契約）に係る、契約金額（契約単価並びに、総額）と派遣予定日数・派遣予定時間数上記契約にかかる明細書（指導課契約締結依頼添付） 令和2年豊島区立幼稚園における英語活動委託に係る受託事業者名と契約金額 上記契約に係る契約決定（伺）兼決定書	公開	写し		指導課
	9月9日					
252	9月1日	令和2年度営業許可申請文書処理簿 令和2年8月1日から8月末日までに新規の飲食店営業申請施設一覧 全業種 法人の場合は住所、法人の住所、代表者、電話（廃業施設を除く）	部分公開	写し	許可申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	9月14日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	
253	9月1日	令和2年8月1日から令和2年8月31日の間に、豊島区内において新規に開設の届け出を施術所（あはき柔）うち請求日までに廃止された施術所を除く ①施設名称②施設所在地③電話番号 ④開設年月日⑤開設者名	公開	写し		生活衛生課
	9月7日					
254	9月1日	美容所一覧（令和2年7月1日から令和2年7月末日まで営業許可を受けた新規開設分）①施設名称②施設所在地③施設電話番号④確認年月日⑤開設者氏名	公開	写し		生活衛生課
	9月14日					
255	9月1日	令和2年度営業許可申請文書処理簿（法）令和2年8月1日から令和2年8月末日までのうち業種、屋号、営業所在地、営業所電話番号申請、申請者氏名、許可開始日、許可満了日一覧（既廃業施設を除く）	部分公開	写し	許可申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	9月14日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	
256	9月1日	令和2年度営業許可申請文書処理簿 令和2年8月1日から8月31日までに新規で食品営業許可を取得した施設一覧および許可を更新した施設の一覧 全業種 営業所の名称、住所、電話番号、許可年月日、許可満了日、業種、営業者の名前（法人のみ：住所、電話番号）	部分公開	写し	許可申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	9月14日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	
257	9月2日	コインランドリー 施設一覧（令和2年9月8日現在） ①施設名称 ②施設所在地 ③届出年月日	公開	写し		生活衛生課
	9月14日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
258	9月2日	下記工事の金入設計一式・特記仕様書・諸経費計算書または共通費算定書 大塚台公園仮整備工事 公園灯LED化工事(その1) 公園灯LED化工事(その2) 工事20号 街路灯改修工事(その1) 工事21号 街路灯改修工事(その2) 工事23号 街路灯改修工事(その2) 工事24号 街路灯改修工事(その4)	公開	写し		公園緑地課
	9月14日					
	9月2日	下記工事の金入設計一式・特記仕様書・諸経費計算書または共通費算定書 工事17号道路補修工事 工事14号道路補修工事 工事13号道路補修工事	公開	写し		道路整備課
	9月14日					
259	9月2日	下記工事の特記仕様書 ①区民ひろば清和第二他外壁・屋上その他改修工事 ②長崎健康相談所・児童相談所等複合施設改築に伴う給排水衛生設備工事 ③東部区民事務所他受変電内部改修工事 ④高松小学校図書室・子どもスキップその他改修に伴う電気設備工事 南池袋小学校普通教室その他改修に伴う給排水衛生・冷暖房換気・ガス設備工事	公開	写し		施設整備課
	9月17日					
	9月2日					
9月17日						
	9月2日	下記工事の諸経費計算書また共通費算定書 ①区民ひろば清和第二他外壁・屋上その他改修工事 ②長崎健康相談所・児童相談所等複合施設改築に伴う給排水衛生設備工事 ③東部区民事務所他受変電内部改修工事 ④高松小学校図書室・子どもスキップその他改修に伴う電気設備工事 南池袋小学校普通教室その他改修に伴う給排水衛生・冷暖房換気・ガス設備工事	非公開	写し	不存在	施設整備課
	9月17日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
260	9月2日 9月16日	東長崎駅北口広場催事用電源増設工事 特記仕様書一覧	公開	写し		都市計画課
	9月2日 9月16日	東長崎駅北口広場催事用電源増設工事 金入設計一式 諸経費計算書	非公開	写し	不存在	都市計画課
	9月2日 9月16日	池袋駅北自転車駐車場照明改修工事の金入設計一式・仕様書・工事施行の適正化に関する特記仕様書	公開	写し		土木管理課
	9月2日 9月17日	下記工事仕様書駅北自転車駐車場照明南池袋小学校普通教室その他改修工事 池袋第一小学校改築工事 要町保育園全面改修工事	公開	写し		施設整備課
	9月2日 9月17日	下記工事の金入設計一式（図面を除く） 南池袋小学校普通教室その他改修工事 池袋第一小学校改築工事 要町保育園全面改修工事	部分公開	写し	単価等 法人等の権利・競争上の地位 その他正当な利益を害すると認められるため (条例第7条第3号該当)	施設整備課
	9月2日 9月17日	下記工事の諸経費計算書また共通費算定書 南池袋小学校普通教室その他改修工事 池袋第一小学校改築工事 要町保育園全面改修工事	非公開	写し	不存在	施設整備課
261	9月4日 9月14日	令和2年度食品台帳一覧から令和2年8月1日～令和2年8月31日のまで飲食店営業の新規許可を受けている全店舗の ・屋号、営業所在地、営業者氏名、営業所電話番号、業種 ・初回許可年月日、許可満了日、 ・許可番号、許可開始日 ・法人については本社所在地、申請者電話番号、代表者氏名（廃業を除く）	部分公開	写し	許可申請者が個人の場合、その住所、電話番号 特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	生活衛生課
262	9月4日 9月17日	美容所一覧、理容所一覧（令和2年7月1日から令和2年7月末日まで営業許可を受けた新規開設分）①施設名称②施設所在地③施設電話番号④開設者氏名⑤代表者氏名（法人のみ）⑥開設者住所（法人のみ）⑦開設者電話番号（法人のみ）⑧確認年月日	公開	写し		生活衛生課
263	9月6日 9月28日	豊島区職員請求監査結果（訴訟委任契約に係る住民監査請求）に係る関係人に対する調査のことが記述されている、監査委員の議事録及び関係人調査結果書を除く何らかの文書	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
264	9月6日 9月28日	豊島区職員請求監査結果（補助金に係る住民監査請求）に係る関係人に対する調査のことが記述されている、監査委員の議事録及び関係人調査結果書を除く何らかの文書	非公開	写し	不存在	監査委員事務局

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
265	9月6日	豊島区職員請求監査結果（職員給与に係る住民監査請求①）に係る関係人に対する調査のことが記述されている、監査委員の議事録及び関係人調査結果書を除く何らかの文書	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	9月28日					
266	9月6日	豊島区職員請求監査結果（職員給与に係る住民監査請求②）に係る関係人に対する調査のことが記述されている、監査委員の議事録及び関係人調査結果書を除く何らかの文書	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	9月28日					
267	9月6日	島区職員請求監査結果（職員給与に係る住民監査請求③）に係る関係人に対する調査のことが記述されている、監査委員の議事録及び関係人調査結果書を除く何らかの文書	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	9月28日					
268	9月6日	豊島区職員請求監査結果（職員給与に係る住民監査請求④）に係る関係人に対する調査のことが記述されている、監査委員の議事録及び関係人調査結果書を除く何らかの文書	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	9月28日					
269	9月6日	豊島区職員請求監査結果（職員給与に係る住民監査請求⑤）に係る関係人に対する調査のことが記述されている、監査委員の議事録及び関係人調査結果書を除く何らかの文書	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	9月28日					
270	9月6日	豊島区職員請求監査結果（職員給与に係る住民監査請求⑥）に係る関係人に対する調査のことが記述されている、監査委員の議事録及び関係人調査結果書を除く何らかの文書	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	9月28日					
271	9月6日	豊島区職員請求監査結果（職員給与に係る住民監査請求⑦）に係る関係人に対する調査のことが記述されている、監査委員の議事録及び関係人調査結果書を除く何らかの文書	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	9月28日					
272	9月6日	会議録（平成30年12月第2回定例協議会、平成31年1月第1回臨時協議会、平成31年2月定例協議会）	部分公開	写し	各会議録のうち「議題」「会議の結果」「提出された資料」「審議経過」の欄	監査委員事務局
	9月28日				請求者以外のものとの間における審議等に関する情報であって、公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるため（条例第7条第5号該当） 区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため（条例第7条第6号該当）	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
273	9月6日	会議録（平成31年2月第1回定例協議会、平成31年1月第2回定例協議会）	部分公開	写し	各会議録のうち「議題」「会議の結果」「提出された資料」「審議経過」の欄	監査委員事務局
	9月28日				区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため（条例第7条第6号該当）	
274	9月6日	会議録（平成31年2月第1回定例協議会、平成31年2月第2回定例協議会）	部分公開	写し	各会議録のうち「議題」「会議の結果」「提出された資料」「審議経過」の欄	監査委員事務局
	9月28日				区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため（条例第7条第6号該当）	
275	9月6日	会議録（平成31年2月第1回定例協議会、平成31年2月第2回定例協議会）	部分公開	写し	各会議録のうち「議題」「会議の結果」「提出された資料」「審議経過」の欄	監査委員事務局
	9月28日				区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため（条例第7条第6号該当）	
276	9月6日	会議録（平成31年1月第2回定例協議会、平成31年2月第1回定例協議会、平成31年2月第2回定例協議会）	部分公開	写し	各会議録のうち「議題」「会議の結果」「提出された資料」「審議経過」の欄	監査委員事務局
	9月28日				区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため（条例第7条第6号該当）	
277	9月6日	会議録（平成31年1月第2回定例協議会、平成31年2月第1回定例協議会、平成31年2月第2回定例協議会）	部分公開	写し	各会議録のうち「議題」「会議の結果」「提出された資料」「審議経過」の欄	監査委員事務局
	9月28日				区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため（条例第7条第6号該当）	
278	9月6日	会議録（平成31年1月第2回定例協議会、平成31年2月第1回定例協議会、平成31年2月第2回定例協議会）	部分公開	写し	各会議録のうち「議題」「会議の結果」「提出された資料」「審議経過」の欄	監査委員事務局
	9月28日				区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため（条例第7条第6号該当）	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
279	9月6日	会議録（平成31年1月第2回定例協議会、平成31年2月第1回定例協議会、平成31年2月第2回定例協議会）	部分公開	写し	各会議録のうち「議題」「会議の結果」「提出された資料」「審議経過」の欄	監査委員事務局
	9月28日				区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため（条例第7条第6号該当）	
280	9月6日	会議録（平成31年1月第2回定例協議会、平成31年2月第1回定例協議会、平成31年2月第2回定例協議会）	部分公開	写し	各会議録のうち「議題」「会議の結果」「提出された資料」「審議経過」の欄	監査委員事務局
	9月28日				区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため（条例第7条第6号該当）	
281	9月7日	美容所一覧、理容所一覧（令和2年9月7日現在）①施設名称②施設所在地③施設電話番号④開設者名⑤代表者氏名（法人のみ）	公開	写し		生活衛生課
	9月17日					
282	9月7日	令和2年に新設された飲食店下記事項（廃業を除く）屋号、営業所在地、電話番号、営業者名	部分公開	写し	許可申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	9月17日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	
283	9月7日	狭あい道路拡幅事業の協議番号03-317後退図及び求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	9月8日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	
284	9月7日	狭あい道路拡幅事業の協議番号3-696-597後退図及び求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	9月14日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	
285	9月8日	狭あい道路拡幅事業の協議番号88-298 99-380 02-243後退図及び求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	9月8日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	
286	9月8日	1.美容所一覧（令和2年9月8日現在）①施設名称②施設所在地③施設電話番号④開設者名⑤確認年月日 2.廃止届をした美容所一覧、（令和2年4月1日から令和2年9月8日まで）①施設名称②施設所在地③開設者名④確認年月日⑤廃止届年月日	公開	写し		生活衛生課
	9月17日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
287	9月8日	豊島区職員措置請求監査結果（職員給与に係る住民監査請求①）に係る関係人に聞き取り調査を行った時に作成した聞き取り調査書又はそれに類するもの	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	9月28日					
288	9月8日	豊島区職員措置請求監査結果（訴訟委任契約に係る住民監査請求）に係る関係人に聞き取り調査を行った時に作成した聞き取り調査書又はそれに類するもの	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	9月28日					
289	9月8日	豊島区職員措置請求監査結果（職員給与に係る住民監査請求②）に係る関係人に聞き取り調査を行った時に作成した聞き取り調査書又はそれに類するもの	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	9月28日					
290	9月9日	豊島区職員措置請求監査結果（職員給与に係る住民監査請求③）に係る関係人に聞き取り調査を行った時に作成した聞き取り調査書又はそれに類するもの	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	9月28日					
291	9月9日	豊島区職員措置請求監査結果（職員給与に係る住民監査請求④）に係る関係人に聞き取り調査を行った時に作成した聞き取り調査書又はそれに類するもの	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	9月28日					
292	9月9日	豊島区職員措置請求監査結果（職員給与に係る住民監査請求⑤）に係る関係人に聞き取り調査を行った時に作成した聞き取り調査書又はそれに類するもの	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	9月28日					
293	9月9日	豊島区職員措置請求監査結果（職員給与に係る住民監査請求⑥）に係る関係人に聞き取り調査を行った時に作成した聞き取り調査書又はそれに類するもの	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	9月28日					
294	9月9日	豊島区職員措置請求監査結果（職員給与に係る住民監査請求⑦）に係る関係人に聞き取り調査を行った時に作成した聞き取り調査書又はそれに類するもの	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	9月28日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
295	9月9日	令和3年度使用中学校教科書採択に関する資料 ①豊島区立学校の教科用図書採択に関する規則・採択事務要綱 ②令和2年度豊島区教科用図書採択細目 ③教科書、教材の作成に関するガイドライン ④令和2年度教科用図書採択事務の関係組織構成図・日程 ⑤教科書調査資料 ⑥教科書選定資料 ⑦選定委員会会議概要 ⑧令和2年度豊島区立学校教科用図書選定委員名簿 ⑨令和3年度使用教科用図書調査部会名簿 ⑩令和2年度教科書展示会について	公開	写し		指導課
	9月28日					
	9月9日	令和3年度使用中学校教科書採択に関する資料のうち、学校意見票（全教科）	非公開	写し	不存在	指導課
	9月28日					
296	9月9日	狭あい道路拡幅整備事業の議番号16-315の後退図及び求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	9月11日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	
297	9月11日	令和2年5月1日から令和2年5月31日の間に、豊島区内において新規に開設の届け出を施術所（あはき柔）うち請求日までに廃止された施術所を除く ①施設名称②施設所在地③電話番号 ④開設年月日⑤開設者名	公開	写し		生活衛生課
	9月25日					
298	9月11日	平成28年1月1日以降、豊島区の訴訟事案について、特別区人事・厚生事務組合職員〇〇〇〇を豊島区の職員に併任させるための発令通知書	非公開	写し	不存在	人事課
	9月25日					
299	9月11日	平成28年1月1日以降、豊島区の訴訟事案について、特別区人事・厚生事務組合職員〇〇〇を豊島区の職員に併任させるための発令通知書	非公開	写し	不存在	人事課
	9月25日					
300	9月11日	平成28年1月1日以降、豊島区の訴訟事案について、特別区人事・厚生事務組合職員〇〇〇を豊島区の職員に併任させるための発令通知書	非公開	写し	不存在	人事課
	9月25日					
301	9月11日	平成28年1月1日以降、豊島区の訴訟事案について、特別区人事・厚生事務組合職員〇〇〇を豊島区の職員に併任させるための発令通知書	非公開	写し	個人の氏名	人事課
	9月25日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
302	9月11日	平成28年1月1日以降、豊島区の訴訟事案について、特別区人事・厚生事務組合職員〇〇〇を豊島区の職員に併任させるための発令通知書	非公開	写し	個人の氏名	人事課
	9月25日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
303	9月11日	発令通知書	部分公開	写し	発令通知書の氏名	人事課
	9月25日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
304	9月11日	法務職員の併任発令について等（当該公開請求に添付した発令通知書（11件）を発令するに至った何らかの基になる文書）	部分公開	写し	個人の氏名	総務課
	10月16日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
305	9月14日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号89-586の境界図及び求積図	部分公開	写し	個人の氏名	建築課
	9月16日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
306	9月14日	平成30年度豊島区区営住宅等管理業務事業者選定における〇〇〇の企画提案書見積書の写し	部分公開	写し	①個人の氏名、②管理業務についての要領、③法人代表者の印影	住宅課
	9月28日				①特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当) ②法人等の権利・競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため (条例第7条第3号該当) ③公にすることにより犯罪の発生を招くおそれのある情報のため (条例第7条第4号該当)	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
307	9月14日	①令和2年度教科用採択事務日程 ②豊島区立学校教科用図書採択事務要綱 ③豊島区立中学校教科用採択結果一覧 ④令和2年度豊島区立学校教科用図書選定委員名簿 ⑤選定委員会会議概要 ⑥令和3～6年度使用教科用図書選定資料（中学校 地理・歴史・公民・地図） ⑦令和3年度使用教科用図書調査部会名簿	公開	写し		指導課
	9月30日					
308	9月14日	令和3年度使用中学校教科書採択に関する資料 ①令和2年度教科用採択事務日程 ②令和2年度教科用図書採択事務の関係組織構成図 ③教科用図書調査資料 ④教科用図書選定資料 ⑤選定委員会会議概要 ⑥令和2年度豊島区立学校教科用図書選定委員名簿 ⑦令和3年度使用教科用図書調査部会名簿	公開	写し		指導課
	9月30日					
309	9月15日	発令通知制度要綱	公開	写し		人事課
	9月29日					
	9月15日	別紙、特別区人事・厚生事務組合職員〇〇〇の併任手続きによる発令通知書	非公開	写し	個人の氏名	人事課
	9月29日					
310	9月15日	・令和2年度豊島区補正予算（案） 令和2年度豊島区一般会計補正予算（第1号）（案） ・「報道発表」9月中に小・中学校へ一人1台タブレット配布予定	公開	写し		指導課
	9月25日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
311	9月16日	令和元年度総合窓口課窓口業務委託事業者募集に係る 1) 令和元年度第2回選定委員会 議事録(要旨) 1-2) 令和元年度第3回選定委員会 議事録(要旨) 2) 総合窓口課窓口業務委託プロポーザル方式業者選定委員会 審査結果(最終審査) 3) 総合窓口課窓口業務委託	部分公開	写し	3) 総合窓口課窓口業務委託のうち以下の部分 ・取り組み方針と実施計画 ・適正に業務を遂行できる体制、指導方法 ・偽装請負防止に向けた取り組み ・ノウハウの活用 ・人材確保の方策、従事者の雇用形態 ・人材育成計画及び研修体性 ・各業務における従事者の配置及び体制 ・責任者の専任方針 ・突発的な事態におけるバックアップ体制 ・個人情報保護について ・過去の事故・事務の状況と対応策、再発防止 ・事故・事故発生時の危機管理体制と予防策 ・独自の提案	総合窓口課
	10月5日				法人等の権利・競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため (条例第7条第3号該当)	
311	9月16日	令和元年度総合窓口課窓口業務委託事業者募集に係る 選定委員会議事録の写し	非公開	写し	不存在	総合窓口課
	10月5日					
312	9月16日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号06-627、00-595の後退図及び求積図	部分公開	写し	個人の氏名	建築課
	9月16日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
313	9月16日	令和3年使用中学校教科書採択に関して ①令和2年度教科書展示会について(来場数・来場者の意見) ②教科用図書調査資料(社会科、英語、道徳) ③教科用図書選定資料(社会科、英語、道徳) ④令和2年度豊島区立学校教科用図書選定委員名簿 ⑤投票結果(集計用紙・投票用紙)	公開	写し		指導課
	9月30日					
314	9月16日	豊島区大塚〇-〇-〇 〇〇〇屋外広告物許可申請書及び屋外広告物台帳申請者 〇〇〇	部分公開	写し	申請書代表者の印影	建築課
	9月28日				公にすることにより犯罪の発生を招くおそれのある情報のため (条例第7条第4号該当)	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
315	9月18日	令和3年使用中学校教科書採択に関する資料 ①令和2年度豊島区立学校教科用図書選定委員名簿一般・器楽・英語 ②教科用図書調査資料（国語、書写、地理、歴史、公民、数学、理科、音楽一般、英語、道徳） ③令和2年度教科用採択事務日程 ④令和3年度使用教科用図書調査部会名簿 ⑤豊島区立学校教科用図書採択事務要綱	公開	写し		指導課
	9月28日					
316	9月24日	・2019年度豊島区「舞台芸術による社会包摂事業」（以下同事業）の実施根拠となる条例等 ・同事業の主催者と豊島区の契約に係る資料全て（見積もり書、契約書、委託費含む） ・同事業に係る委託業務の報告書、決算書等資料一式 ・同事業に係る豊島区住民参画に係る資料	非公開	写し	不存在	文化デザイン課
	10月8日					
317	9月24日	平成31年度文化芸術創造拠点形成事業 実績報告書	部分公開	写し	個人の氏名 特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	文化デザイン課
	10月8日					
317	9月24日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号91-331、332の境界図及び求積図	部分公開	写し	個人の氏名 特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	建築課
	9月29日					
318	9月25日	下記の業務委託に係る仕様書 ・令和2年度建築物環境衛生管理業務請負（池袋本町地区小中連携校） ・令和2年度建築物環境衛生管理業務請負（巣鴨北中学校） ・令和2年度明豊中学校の建築物環境衛生管理業務請負 ・令和2年度建築物環境衛生管理業務請負（千登世橋中学校）	公開	写し		学校施設課
	10月1日					
319	9月25日	下記の業務委託に係る仕様書 ・路上喫煙・ポイ捨て防止パトロール業務請負	公開	写し		環境保全課
	10月7日					
320	9月25日	下記の業務委託に係る仕様書 ・令和2年度南池袋斎場清掃業務委託 ・区民集会室清掃業務委託（巣鴨第三区民集会室ほか）	公開	写し		区民活動推進課
	10月5日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
321	9月25日	下記の業務委託に係る仕様書 ・健康推進課・地域保健課・長崎健康相談所業務請負(窓口受付等)	公開	写し		健康推進課
	9月28日					
322	9月25日	下記の業務委託に係る仕様書 ・公園等トイレ特別清掃作業請負(単価契約) ・公園・児童遊園清掃作業請負(その3) ・豊島区立南池袋公園維持管理 ・公園・児童遊園清掃作業請負(その2)	公開	写し		公園緑地課
	10月8日					
323	9月25日	・豊島区アウトリーチ事業運営委託(菊かおる園・東部・アトリエ村)契約に係る仕様書	公開	写し		高齢者福祉課
	9月28日					
324	9月25日	国民健康保険課窓口業務請負仕様書	公開	写し		国民健康保険課
	10月7日					
325	9月25日	・仕様書 東部・西部子ども家庭支援センターの清掃業務請負 ・仕様書 豊島区子どもショートステイ等事業運営業務委託(単価契約)	部分公開	写し	①個人の名前・住所 ②法人の名前・住所 ①特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当) ②区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため(条例第7条第6号該当)	子育て支援課
	10月2日					
326	9月25日	中高生センタージャンプ清掃業務請負に係る仕様書	公開	写し		子ども若者課
	9月29日					
327	9月25日	学校用務業務等請負(巣鴨小学校外2校)仕様書 学校用務業務等請負(仰高小学校外12校)仕様書 幼稚園用務業務請負仕様書	公開	写し		指導課
	10月5日					
328	9月25日	令和2年度豊島区営住宅等管理業務仕様書	公開	写し		住宅課
	10月7日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
329	9月25日	としま産業振興プラザ区施設に係る清掃等維持管理業務請負の仕様書	公開	写し		生活産業課
	10月1日					
330	9月25日	豊島区納付案内センター業務運営委託仕様書	公開	写し		税務課
	10月7日					
331	9月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・区民ひろば仰高外8施設清掃業務請負 ・区民ひろば南大塚外5施設清掃業務請負 ・区民ひろば池袋本町外4施設清掃業務請負 ・区民ひろば長崎外4施設清掃業務請負 ・令和2年度区民ひろば高松運営業務委託 ・令和2年度区民ひろば千早運営業務委託 ・令和2年度区民ひろば池袋本町運営業務委託 ・令和2年度区民ひろば南池袋運営業務委託 ・令和2年度区民ひろばさくら運営業務委託 ・令和2年度区民ひろば西池袋運営業務委託 ・令和2年度地区区民ひろば自主運営移行モデル事業に伴う区民ひろば上池袋運営業務委託 ・令和2年度区民ひろば富士見台運営業務委託 以上12の仕様書	公開	写し		地域区民ひろば課
	9月30日					
332	9月25日	豊島区東部区民事務所清掃業務請負仕様書	公開	写し		東部区民事務所
	10月8日					
333	9月25日	豊島清掃事務所清掃等の請負仕様書 池袋繁華街カラス被害防止対策事業業務請負仕様書	公開	写し		豊島清掃事務所
	9月28日					
334	9月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・区立自転車駐車場警備業務請負 ・交通安全街頭指導等業務請負 ・池袋駅東口特定区域及び3駅清掃業務請負(単価契約) ・池袋駅西口特定区域及び2駅清掃業務請負(単価契約) ・植樹帯等清掃作業請負(その1)(単価契約) ・植樹帯等清掃作業請負(その2)(単価契約) 以上6件の仕様書	公開	写し		土木管理課
	9月30日					
335	9月25日	トキワ荘マンガミュージアムの清掃業務請負の仕様書	公開	写し		文化観光課
	9月30日					
336	9月25日	池袋西口公園野外劇場に関する管理運営業務委託 仕様書	公開	写し		文化デザイン課
	9月28日					
337	9月25日	子どもスキップ清掃業務委託仕様書	公開	写し		放課後対策課
	10月6日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
338	9月25日	西部区民事務所清掃業務請負 仕様書	公開	写し		西部区民事務所
	10月5日					
	9月25日	専用公衆便所清掃請負 仕様書	公開	写し		公園緑地課
10月7日						
339	9月25日	令和2年度中央図書館清掃業務請負仕様書	公開	写し		図書館課
	10月1日					
340	9月25日	道路工事に伴う交通整理等業務請負の仕様書	公開	写し		道路整備課
	10月9日					
341	9月25日	公園施設適正利用指導業務請負(単価契約)の仕様書	公開	写し		公園緑地課
	10月8日					
342	9月25日	区立小学校の便器・尿石除去清掃(単価契約)の仕様書	公開	写し		学務課
	9月30日					
343	9月25日	豊島区役所東池袋庁舎施設警備(長期継続契約)仕様書	部分公開	写し	施設警備の警備状況に関する情報	生活福祉課
	9月29日				公にすることにより犯罪の発生を招くおそれのある情報のため(条例第7条第4号該当)	
344	9月25日	学校用務業務(池袋第一小外4校)仕様書	公開	写し		指導課
	10月5日					
345	9月25日	豊島区立池袋第一小学校通学路安全警備請負(単価契約)仕様書	公開	写し		学務課
	10月2日					
346	9月25日	令和元年度、2年度食品営業許可台帳一覧2020年1月1日から2020年6月30日までに新規に営業許可を取得した飲食店営業について 営業所所在地、方書 屋号、電話番号、営業者名、初回許可日、業種、加えて法人の場合は代表者肩書、代表者氏名、営業者住所、方書、営業者電話番号(廃業を除く)	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	10月9日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
347	9月25日	環境確保条例に基づく「工場・指定作業場」の名簿	公開	写し		環境保全課
	9月28日					
348	9月29日	【財務】【2446】高松小学校校庭改修工事」に係る契約締結について	公開	写し		道路整備課
	10月1日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
349	9月29日	豊島区職員措置請求監査結果(訴訟委任契約に係る住民監査請求)における関係人〇〇〇〇に対して調査をしたことが記録されている調査記録書これらに類するもの	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	10月14日				豊島区職員措置請求監査結果における関係人に対して調査をしたことが記録されている調査記録書	
350	9月29日	豊島区職員措置請求監査結果(訴訟委任契約に係る住民監査請求)における関係人〇〇〇〇に対して調査をしたことが記録されている調査記録書これらに類するもの	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	10月14日				豊島区職員措置請求監査結果における関係人に対して調査をしたことが記録されている調査記録書	
351	9月29日	豊島区職員措置請求監査結果(訴訟委任契約に係る住民監査請求)における関係人豊島区民社会福祉協議会に対して調査をしたことが記録されている調査記録書	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	10月14日					
352	9月29日	豊島区職員措置請求監査結果(訴訟委任契約に係る住民監査請求)における関係人〇〇〇〇に対して調査をしたことが記録されている調査記録書	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	10月14日				豊島区職員措置請求監査結果における関係人に対して調査をしたことが記録されている調査記録書	
353	9月29日	豊島区職員措置請求監査結果(訴訟委任契約に係る住民監査請求)における関係人〇〇〇〇に対して調査をしたことが記録されている調査記録書	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	10月14日				豊島区職員措置請求監査結果における関係人に対して調査をしたことが記録されている調査記録書	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
354	9月30日	豊島区職員措置請求監査結果(訴訟委任契約に係る住民監査請求)における関係人〇〇〇に対して調査をしたことが記録されている調査記録書	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	10月14日				豊島区職員措置請求監査結果における関係人〇〇〇に対して調査をしたことが記録されている調査記録書	
355	9月30日	豊島区職員措置請求監査結果(訴訟委任契約に係る住民監査請求)における関係人〇〇〇に対して調査をしたことが記録されている調査記録書	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	10月14日				豊島区職員措置請求監査結果における関係人〇〇〇に対して調査をしたことが記録されている調査記録書	
356	9月29日	豊島区職員措置請求監査結果(訴訟委任契約に係る住民監査請求)における関係人〇〇〇に対して調査をしたことが記録されている調査記録書	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	10月14日				豊島区職員措置請求監査結果における関係人〇〇〇に対して調査をしたことが記録されている調査記録書	
357	9月30日	豊島区職員措置請求監査結果(訴訟委任契約に係る住民監査請求)における関係人〇〇〇に対して調査をしたことが記録されている調査記録書	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	10月14日				豊島区職員措置請求監査結果における関係人〇〇〇に対して調査をしたことが記録されている調査記録書	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
358	9月29日	豊島区職員措置請求監査結果(訴訟委任契約に係る住民監査請求)における関係人〇〇〇に対して調査をしたことが記録されている調査記録書	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	10月14日				豊島区職員措置請求監査結果における関係人〇〇〇に対して調査をしたことが記録されている調査記録書	
359	9月29日	豊島区職員措置請求監査結果(訴訟委任契約に係る住民監査請求)における関係人〇〇〇に対して調査をしたことが記録されている調査記録書	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	10月14日				豊島区職員措置請求監査結果における関係人〇〇〇に対して調査をしたことが記録されている調査結果	
360	9月29日	豊島区職員措置請求監査結果(訴訟委任契約に係る住民監査請求)における関係人〇〇〇に対して調査をしたことが記録されている調査記録書	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	10月14日				豊島区職員措置請求監査結果における関係人〇〇〇に対して調査をしたことが記録されている調査記録書	
361	9月29日	豊島区職員措置請求監査結果(訴訟委任契約に係る住民監査請求)における関係人〇〇〇に対して調査をしたことが記録されている調査記録書	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	10月14日				豊島区職員措置請求監査結果における関係人〇〇〇に対して調査をしたことが記録されている調査記録書	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
362	9月29日	豊島区職員措置請求監査結果(訴訟委任契約に係る住民監査請求)における関係人〇〇〇に対して調査をしたことが記録されている調査記録書	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	10月14日				豊島区職員措置請求監査結果における関係人〇〇〇に対して調査をしたことが記録されている調査記録書	
363	9月29日	豊島区職員措置請求監査結果(訴訟委任契約に係る住民監査請求)における関係人〇〇〇に対して調査をしたことが記録されている調査記録書	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	10月14日				豊島区職員措置請求監査結果における関係人〇〇〇に対して調査をしたことが記録されている調査記録書	
364	9月29日	豊島区職員措置請求監査結果(職員給与に係る住民監査請求⑦)に係る監査実施日程表及びその顛末書、又はそれらに類するもの	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	10月14日				豊島区職員措置請求監査結果における関係人〇〇〇に対して調査をしたことが記録されている調査記録書	
365	9月29日	豊島区職員措置請求監査結果(訴訟委任契約に係る住民監査請求)における関係人〇〇〇に対して調査をしたことが記録されている調査記録書	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	10月14日				豊島区職員措置請求監査結果における関係人〇〇〇に対して調査をしたことが記録されている調査記録書	
366	9月29日	豊島区職員措置請求監査結果(訴訟委任契約に係る住民監査請求)における関係人〇〇〇に対して調査をしたことが記録されている調査記録書	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	10月14日				豊島区職員措置請求監査結果における関係人〇〇〇に対して調査をしたことが記録されている調査記録書	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
366	9月29日	豊島区職員措置請求監査結果(訴訟委任契約に係る住民監査請求)における関係人〇〇〇〇に対して調査をしたことが記録されている調査記録書	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	10月14日				豊島区職員措置請求監査結果における関係人〇〇〇〇に対して調査をしたことが記録されている調査記録書	
367	9月29日	豊島区職員措置請求監査結果(訴訟委任契約に係る住民監査請求)における関係人〇〇〇〇に対して調査をしたことが記録されている調査記録書	非公開	写し	行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第7条2号の情報を公開することとなる場合は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるため (条例第10条該当)	監査委員事務局
	10月14日				豊島区職員措置請求監査結果における関係人〇〇〇〇に対して調査をしたことが記録されている調査記録書	
368	9月29日	豊島区職員措置請求監査結果(訴訟委任契約に係る住民監査請求)における関係人〇〇〇〇〇〇に対して調査をしたことが記録されている調査記録書	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	10月14日				豊島区職員措置請求監査結果における関係人〇〇〇〇〇〇に対して調査をしたことが記録されている調査記録書	
369	9月30日	豊島区職員措置請求監査結果(訴訟委任契約に係る住民監査請求)における関係人〇〇〇〇〇〇に対して調査をしたことが記録されている調査記録書	非公開	写し	行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第7条2号の情報を公開することとなる場合は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるため (条例第10条該当)	監査委員事務局
	10月14日				豊島区職員措置請求監査結果における関係人〇〇〇〇〇〇に対して調査をしたことが記録されている調査結果	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
370	9月29日	豊島区職員措置請求監査結果(訴訟委任契約に係る住民監査請求)における関係人〇〇〇〇に対して調査をしたことが記録されている調査記録書	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	10月14日				豊島区職員措置請求監査結果における関係人に対して調査をしたことが記録されている調査結果 行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第7条2号の情報を公開することとなる場合は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるため (条例第10条該当)	
371	9月29日	豊島区職員措置請求監査結果(訴訟委任契約に係る住民監査請求)における関係人〇〇〇〇に対して調査をしたことが記録されている調査記録書	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	10月14日				豊島区職員措置請求監査結果における関係人に対して調査をしたことが記録されている調査記録書 行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第7条2号の情報を公開することとなる場合は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるため (条例第10条該当)	
372	9月29日	島区職員措置請求監査結果(訴訟委任契約に係る住民監査請求)における関係人〇〇〇〇に対して調査をしたことが記録されている調査記録書	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	10月14日				豊島区職員措置請求監査結果における関係人に対して調査をしたことが記録されている調査記録書 行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第7条2号の情報を公開することとなる場合は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるため (条例第10条該当)	
373	9月30日	令和3年度使用中学校教科用図書に係る ①令和3年度使用教科用図書調査部会名簿(全教科) ②教科書調査資料(保健体育) ③選定委員会会議概要	公開	写し		指導課
	10月8日					
374	9月30日	2020年1月～2020年8月までに廃業処理を行った飲食店営業。喫茶店系業について、收受日、営業の所在地、方書、屋号、電話番号、営業者氏名、初回許可日、業種、加えて法人の場合は代表者肩書、代表者氏名、営業者住所、方書、営業者電話番号	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	10月9日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
375	9月30日	食品営業許可取得施設のうち集団給食に該当する施設の以下の事項許可番号・屋号・営業所在地・営業TEL・営業者名・営業者住所・営業者TEL・初回許可日	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	10月9日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	

(第3 四半期 10月～12月)

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
376	10月1日	令和2年度営業許可申請文書処理簿(法) 令和2年9月1日から令和2年9月末日までのうち 新規の飲食店営業申請施設一覧、法人の場合は法人の住所、代表者、電話(廃業施設を除く)	部分公開	写し	許可申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	10月13日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
377	10月1日	令和2年9月1日から令和2年9月30日の間に、豊島区内において、新規に開設の届け出をした施術所(あはき柔)のうち、請求日までに廃止された施術所を除く、下記情報 ①施設名称 ②施設所在地 ③施設電話番号 ④開設届出日 ⑤開設者名	公開	写し		生活衛生課
	10月13日					
378	10月1日	美容所一覧 (令和2年9月1日～令和2年9月末日までに営業確認を受けた新規開設分) ①施設名称 ②施設所在地 ③施設電話番号 ④確認年月日 ⑤開設者氏名等	公開	写し		生活衛生課
	10月14日					
379	10月1日	令和2年度営業許可申請文書処理簿(法) 令和2年9月1日から令和2年9月末日までのうち 業種、屋号、営業所所在地、営業所電話番号、申請書氏名、許可開始日、許可満了日一覧(既廃業施設を除く)	部分公開	写し	許可申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	10月13日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
380	10月1日	令和2年度営業許可申請文書処理簿(法) 令和2年9月1日から令和2年9月30日までのうち新規で食品営業許可を取得した施設一覧および許可更新した施設一覧、全業種 営業所名称、住所、電話番号、許可年月日、許可満了日、業種、営業者名(法人のみ住所、電話番号)	部分公開	写し	許可申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	10月12日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
381	10月2日	1)2020年10月2日時点の豊島区内の食品営業許可届出済施設、 2)2020年7月1日～10月2日の間に新規食品営業許可・届出施設、 3)2)の間に廃業となった食品営業許可・届出施設、 4)2)の間に変更のあった食品営業許可届出済施設/前述に該当する施設の許可番号・営業所所在地・屋号・業種・営業所電話・営業者情報・初回許可日・許可開始日・許可満了日・許可条件	部分公開	写し	許可申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	10月15日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
382	10月2日	令和3年度使用中学校教科書採択に関わる資料一式 ①豊島区立学校の教科用図書採択に関する規則・採択事務用綱 ②令和2年度豊島区教科用図書採択細目 ③教科書、教材等の作成に関するガイドライン ④令和2年度教科用図書採択事務の関係組織構成図・日程 ⑤令和3年度使用教科用図書調査部会名簿 ⑥令和2年度豊島区立学校教科用図書選定委員名簿 ⑦教科書選定資料 ⑧選定委員会会議概要 ⑨令和2年度教科書展示会について	公開	写し		指導課
	10月8日					
383	10月2日	旧長崎健康相談所解体工事の豊島区が設定した単価の入っている工事内訳書	公開	写し		施設整備課
	10月6日					
384	10月2日	令和2年10月2日時点で許可を受けている高度管理医療機器等販売業・貸与業者の名称、所在地、開設者氏名	公開	写し		生活衛生課
	10月14日					
385	10月5日	令和2年度食品台帳一覧のうち令和2年9月1日～令和2年9月30日までに新規に飲食店営業の許可を取得した全店舗の、屋号、営業所所在地、営業者名、営業所電話番号、業種、初回許可日、許可満了日、許可番号、加えて法人の場合は営業者住所、営業者電話番号、代表者氏名(廃業を除く)	部分公開	写し	許可申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	10月12日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
386	10月5日	理容所一覧・美容所一覧(令和2年9月1日～令和2年9月30日までに営業確認を受けた新規開設分) ①施設名称 ②施設所在地 ③施設電話番号 ④開設者名 ⑤代表者氏名(法人のみ) ⑥開設者住所(法人のみ) ⑦開設者電話番号(法人のみ) ⑧確認年月日	公開	写し		生活衛生課
	10月15日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
387	10月8日	会議録(平成31年3月第1回定例会、第2回定例会、4月第1回定例会、第2回定例会、令和元年5月第1回定例会、第2回定例会、7月第2回定例会、8月第2回定例会、10月第2回定例会、11月第2回定例会、令和2年3月第1回定例会、第2回定例会、5月第1回定例会、6月第1回定例会、第2回定例会、7月第1回定例会、第2回定例会、9月第2回定例会) ※平成31年1月1日以降、令和2年9月29日(公開請求日)までの監査委員協議会会議録のうち審査請求に関する議事のあるもの	部分公開	写し	各会議録のうち「出席者(その他)」「議題」「会議の結果」「提出された資料」「審議経過」の欄	監査委員事務局
	10月14日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当) 請求者以外のものとの間における審議等に関する情報であって、公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるため(条例第7条第5号該当) 区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため(条例第7条第6号該当)	
388	10月8日	令和3年度使用中学校教科書採択に関わる資料 ①教科書調査資料 ②教科書選定資料 ③選定委員会会議概要 ④令和2年度豊島区立学校教科用図書選定委員名簿 ⑤令和3年度使用教科用図書調査部会名簿	公開	写し		指導課
	10月18日					
389	10月9日	2020年9月8日入札の 件名：遊具設備工事 上記工事の金入り設計書一式(図面を除く)	公開	写し		公園緑地課
	10月19日					
390	10月9日	令和3年度使用豊島区中学校教科書採択に関する資料 ①豊島区立学校教科用図書採択事務要綱 ②令和2年度教科用図書採択事務日程 ③令和2年度豊島区立学校教科用図書選定委員名簿 ④令和3年度使用教科用図書調査部会名簿 ⑤教科書調査資料(数学) ⑥選定委員会会議概要	公開	写し		指導課
	10月18日					
391	10月12日	特定建築物に係る事項 (令和2年10月12日現在/延べ床面積3000㎡以上10000㎡未満) ①施設名称 ②施設所在地 ③届出者 ④届出代表者 ⑤主用途 ⑥延床面積 ⑦届出年月日	公開	写し		生活衛生課
	10月23日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
392	10月12日	付定・廃止・変更受付整理簿及び住居表示台帳(うち令和2年7月1日～令和2年9月30日までにあった届出)	部分公開	写し	①「共同住宅・ビル名」、「個人名」、「所有者」(受付整理簿)	総合窓口課
	10月26日				②「居住者名」、「方書」、「付定日」、「所有者名」(住居表示台帳(街区図))	
					①②特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
393	10月13日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号93-295、02-574、04-130、11-292の後退図及び求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	10月15日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
394	10月13日	【仕様書】豊島区本庁舎警備業務請負 【仕様書】豊島区役所本庁舎清掃業務請負	公開	写し		財産運用課
	10月19日					
395	10月13日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号88-412の境界図および求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	10月15日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
396	10月14日	令和3年度使用中学校教科書採択に関する資料 ①令和2年度教科用図書採択事務日程 ②選定委員会会議概要 ③令和2年度豊島区立学校教科用図書選定委員名簿 ④教科書選定資料 ⑤令和3年度使用教科用図書調査部会名簿 ⑥教科書調査資料	公開	写し		指導課
	10月26日					
	10月14日	令和3年度用中学校教科書採択に関する資料 ・教育委員会 会議録	非公開	写し	不存在	庶務課
	10月27日					
397	10月14日	飲食店営業(集団給食のみ)、集団給食(届出施設)の下記事項 屋号、営業所郵便番号、営業所所在地、営業所電話番号、業種、営業者名、代表者名、営業者住所、営業者電話番号	部分公開	写し	許可申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	10月23日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
398	10月14日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号92-187の境界図および求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	10月15日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
399	10月15日	指定管理者審査委員会採点集計表 (総合審査)	部分公開	写し	①落選団体の名称 ②委員長 および委員の個人名	行政経営課
	10月28日				①法人等の権利・競争上の地位 その他正当な利益を害すると認められるため (条例第7条第3号該当) ②請求者以外のもとの間における 審議等に関する情報であって、 公にすることにより、事業の適正な 遂行に支障を及ぼすと認められるため (条例第7条第5号該当)	
399	10月15日	(1)平成29年に実施された、南長崎 スポーツセンターの指定管理者制度 に関する公募要項及び公募時に配布・ 提示された資料(要求水準、質問と 解答、仕様書等)一式 (2)(1)の公募により選定された事業 者が、提出した提案書及び収支予算 書 (3)(1)に関する平成30年度、平成31 年・令和元年度の事業報告書及び収 支報告書	部分公開	写し	(1) 公募要項 印影。 (2) 提案書(収支計画書を含む) ①事業計画書、事業計画概要、 収支計画書、人員配置・雇用条件 計画書中の文章・図表・数字・法人 名・品名の一部。 ②人物画像、個人名 (3) 事業報告書(収支報告書を含む) ①文章・図表・数字・法人名・品名・ 画像の一部。 ②個人名、個人住所、電話番号、 生年月日、人物画像、傷病の名称、 部位、心身の状況、個人に関する 状況。 ③印影、施設整備の警備状況、 事件報告の一部	学習・ スポーツ課
	12月14日				(1) (3) ③公にすることにより 犯罪の発生を招くおそれのある 情報のため (条例第7条第4号該当) (2)① (3) ①法人等の権利・ 競争上の地位その他正当な利益を 害すると認められるため (条例第7条第3号該当) (2) ② (3) ②特定の個人が 識別され、またはされ得る情報 であるため (条例第7条第2号該当)	
400	10月19日	下記店舗の営業許可申請書、変更 届、誓約書、その他食品台帳一覧に 記載された事項のすべて 所在地 豊島区東池袋〇-〇-〇 名称 〇〇〇(ローマ字表記のもの も含む)	部分公開	写し	店舗の変更届、誓約書および 営業許可申請書のうち代表者 生年月日、申請者の欠格事項、 食品衛生責任者にかかわる事項	生活衛生課
	10月23日				特定の個人が識別され、または され得る情報であるため (条例第7条第2号該当) 変更届および誓約書について 不存在	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
401	10月21日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号09-306、10-99の後退図および求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	10月22日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
402	10月23日	飲食店営業(すし・一般店舗、すし・回転)の下記事項 業種、営業所所在地、営業所方書、屋号、営業所TEL、営業者名、代表者肩書、代表者名、営業者住所情報公開用、営業者方書情報公開用、営業者、営業者TEL情報公開用	部分公開	写し	許可申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	11月5日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
403	10月26日	下記工事の金入り設計書 ①高松小学校図書室・子どもスキップその他改修に伴う電気設備工事 ②長崎健康相談所・児童相談所等複合施設改築に伴う電気設備工事	部分公開	写し	単価等	施設整備課
	11月5日				法人等の権利・競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため(条例第7条第3号該当)	
404	10月26日	下記工事の金入り設計書 池袋第一小学校改築に伴う電気設備工事	部分公開	写し	単価等	施設整備課
	11月5日				法人等の権利・競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため(条例第7条第3号該当)	
	10月26日	件名：公園灯LED化工事(その1) 上記分 工事設計書 工事費総括書 工事総括書 種別内訳書 代価明細書 材料品調書 諸経費計算書	公開	写し		公園緑地課
405	10月26日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号7-83、1-151の後退図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	10月30日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
406	10月27日	令和3年度使用中学校教科書採択に関わる資料一式 ①豊島区立学校の教科用図書採択に関する規則・採択事務用綱 ②令和2年度豊島区教科用図書採択細目 ③教科書、教材等の作成に関するガイドライン ④令和2年度教科用図書採択事務の関係組織構成図・日程 ⑤令和3年度使用教科用図書調査部会名簿 ⑥令和2年度豊島区立学校教科用図書選定委員名簿 ⑦教科書選定資料 ⑧選定委員会会議概要 ⑨令和2年度教科書展示会について	公開	写し		指導課
	10月30日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
407	10月27日	狹あい道路拡幅整備事業の協議番号88-55の境界図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	10月30日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
408	10月28日	件名：公園灯LED化工事(その1) 上記分 金入設計書(代価表もしくは細目別まで含むすべて)、経費算定書、特記仕様書	公開	写し		公園緑地課
	11月5日					
409	10月29日	令和3年度使用中学校教科書採択に関わる資料一式 ①豊島区立学校の教科用図書採択に関する規則・採択事務用綱 ②令和2年度豊島区教科用図書採択細目 ③教科書、教材等の作成に関するガイドライン ④令和2年度教科用図書採択事務の関係組織構成図・日程 ⑤令和3年度使用教科用図書調査部会名簿 ⑥令和2年度豊島区立学校教科用図書選定委員名簿 ⑦教科書選定資料 ⑧選定委員会会議概要 ⑨令和2年度教科書展示会について	公開	写し		指導課
	11月4日					
410	10月30日	建築確認及び中間検査、完了検査書類一式 確認済証番号200122 合格証番号200122 検査済番号200122 中間交付日 平成21年2月26日 交付年月日 平成20年11月28日 検査日 平成21年2月12日 検査済交付日 平成21年6月2日	取下げ	写し		建築課
411	10月30日	安全安心まちづくりパトロール業務請負 仕様書	公開	写し		防災危機管理課
	11月5日					
	10月30日	総合窓口課窓口業務委託 仕様書	公開	写し		総合窓口課
	11月9日					
10月30日	【仕様書】豊島区役所本庁舎総合案内業務委託(長期継続契約)	公開	写し		財産運用課	
11月11日						
412	10月30日	令和3年度使用中学校教科書採択資料 ①豊島区立学校教科用図書採択事務要綱 ②令和2年度豊島区教科用図書採択細目 ③教科書選定資料(理科・数学) ④令和2年度豊島区立学校教科用図書選定委員名簿 ⑤教科書調査資料(理科・数学) ⑥令和3年度使用教科用図書調査部会名簿	公開	写し		指導課
	11月6日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
413	11月2日	令和2年度営業許可申請文書処理簿(法) 令和2年10月1日から令和2年10月末日までのうち 新規の飲食店営業申請施設一覧、法人の場合は法人の住所、代表者、電話(廃業施設を除く)	部分公開	写し	許可申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	11月12日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
414	11月2日	令和2年度総合窓口課窓口業務委託事業者募集に係る ・総合窓口課窓口業務委託プロポーザル方式業者選定委員会 審査結果(最終審査) ・総合窓口課窓口業務委託	部分公開	写し	<ul style="list-style-type: none"> ・取り組み方針と実施計画 ・適正に業務を遂行できる体制、指導方法 ・偽装請負防止に向けた取り組み ・ノウハウの活用 ・人材確保の方策、従事者の雇用形態 ・従事者の定着率を上げるための工夫 ・人材育成計画及び研修体制 ・各業務における従事者の配置及び体制 ・責任者の専任方針 ・突発的な事態におけるバックアップ体制 ・個人情報保護について ・過去の事故・事故の状況と対応策、再発防止 ・事故・事故発生時の危機管理体制と予防策 ・独自の提案 	総合窓口課
	11月9日				法人等の権利・競争上の地位 その他正当な利益を害すると認められるため (条例第7条第3号該当)	
415	11月2日	令和2年10月1日から令和2年10月31日の間に、豊島区内において、新規に開設の届け出をした施術所(あはき柔)のうち、請求日までに廃止された施術所を除く、下記情報 ①施設名称 ②施設所在地 ③施設電話番号 ④開設届出日 ⑤開設者名	公開	写し		生活衛生課
	11月6日					
416	11月2日	美容所一覧 (令和2年10月1日～令和2年10月末日までに営業確認を受けた新規開設分) ①施設名称 ②施設所在地 ③施設電話番号 ④確認年月日 ⑤開設者氏名等	公開	写し		生活衛生課
	11月13日					
417	11月2日	令和2年度営業許可申請文書処理簿(法) 令和2年10月1日から令和2年10月末日までのうち 業種、屋号、営業所所在地、営業所電話番号、申請書氏名、許可開始日、許可満了日一覧(既廃業施設を除く)	部分公開	写し	許可申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	11月12日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
418	11月2日	令和2年度営業許可申請文書処理簿(法) 令和2年10月1日から令和2年10月31日までのうち新規で食品営業許可を取得した施設一覧および許可更新した施設一覧、全業種 営業所名称、住所、電話番号、許可年月日、許可満了日、業種、営業者名(法人のみ住所、電話番号)	部分公開	写し	許可申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	11月12日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
419	11月2日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号88-412の境界図および求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	11月4日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
420	11月4日	・豊島区飼い主のいない猫対策実施要綱(平成31年4月1日改正) ・豊島区飼い主のいない猫対策実施要綱【新旧対照表】	公開	写し		生活衛生課
	11月11日					
421	11月4日	巣鴨第三区民集会室 建物賃貸借契約(内訳)	公開	写し		区民活動推進課
	11月11日					
422	11月5日	令和2年度食品台帳一覧のうち令和2年10月1日～令和2年10月31日までに新規に飲食店営業の許可を取得した全店舗の、屋号、営業所所在地、営業者名、営業所電話番号、業種、初回許可日、許可満了日、許可番号、加えて法人の場合は営業者住所、営業者電話番号、代表者氏名(廃業を除く)	部分公開	写し	許可申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	11月12日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
423	11月5日	理容所一覧・美容所一覧(令和2年10月1日～令和2年10月31日までに営業確認を受けた新規開設分) ①施設名称 ②施設所在地 ③施設電話番号 ④開設者名 ⑤代表者氏名(法人のみ) ⑥開設者住所(法人のみ) ⑦開設者電話番号(法人のみ) ⑧確認年月日	公開	写し		生活衛生課
	11月18日					
424	11月9日	下記工事の金入り設計書 ①豊成小学校普通教室改修工事 ②西巣鴨中学校外壁その他改修工事 ③高松小学校図書室・子どもスキップその他改修工事 ④南池袋小学校普通教室その他改修工事	部分公開	写し	単価等	施設整備課
	11月13日				法人等の権利・競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため(条例第7条第3号該当)	
425	11月10日	食料品等販売業(自動販売機)の下記事項 業種、屋号、営業所所在地、営業所TEL、営業者名、申請日	部分公開	写し	許可申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	11月19日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
426	11月10日	駒込施設に係る予算明細及び予算算出根拠に関わる資料一式について(令和2年度)	公開	閲覧		障害福祉課
	11月16日					
427	11月11日	令和2年度使用小学校教科書採択及び令和3年度使用中学校教科書採択にかかる下記資料 ①教科用図書調査部会名簿 ②選定委員会会議概要 ③教科書調査資料	公開	写し		指導課
	11月18日					
428	11月12日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号96-640、09-14、97-51の後退図および求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	11月16日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
429	11月12日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号95-647、01-258、03-422、04-118の後退図及び求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	11月18日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
	11月12日	平成28年度から令和元年度までの実地検査結果 平成28年度から令和元年度までの実地検査指導事項票	公開	写し		保育支援担当課長
	11月26日					
430	11月12日	平成29年度から令和元年度までの改善状況報告 平成29年度から令和元年度までの巡回訪問記録	部分公開	写し	①個人に関する名前、②個人に関する情報、③代表者及び個人の印影	保育支援担当課長
	11月26日				①②特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当) ③法人等の権利・競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため(条例第7条第3号該当)	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
	11月12日 11月26日	2014年度につくし保育園へ交付した「小規模保育事業開設準備経費補助」の決定通知 2017年度につくし保育園へ交付した「地域型保育事業設置経費等補助(学校110番)」の決定通知 2018年度につくし保育園へ交付した「安全対策強化事業補助」の確定通知 2018年度につくしんぼ保育所へ交付した「森と自然を活用した保育推進事業費補助」の確定通知 2019年度につくしんぼ保育所へ交付した「民間保育施設ブロック塀等改修経費等補助」の確定通知 ②2015年度から2020年度までにつくし保育園及びつくしんぼ保育所へ交付した「保育従事職員等宿舍借り上げ支援事業補助」「保育士等キャリアアップ補助」の確定通知 ③2015年度から2020年度までにつくし保育園へ交付した「保育サービス推進事業補助」の確定通知 ④2015年度から2020年度までにつくしんぼ保育所へ交付した「保育力強化事業補助」の確定通知 ⑤2015年度から2020年度までにつくしんぼ保育所へ交付した「認証保育所運営費補助」の確定通知	公開	写し		保育政策担当課長
430	11月12日 11月26日	【つくし保育園(小規模保育事業所)に係るもの】 ①2014年度の「豊島区小規模保育所開設準備経費補助金」の実績報告 ②2015年度から2019年度までの「豊島区保育サービス推進事業補助金」の実績報告 ③2015年度から2016年度までの「豊島区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金」の実績報告 ④2017年度における「豊島区地域型保育事業設置経費等補助(学校110番)」の申請書 ⑤2018年度における「豊島区保育所等における安全対策強化事業補助金」の実績報告 ⑥2015年度から2019年度までの「地域型保育給付費」及び「区加算分」の請求に関する資料 【つくしんぼ保育所(東京都認証保育所)に係るもの】 ⑦2015年度から2019年度までの「豊島区保育力強化事業補助金」の実績報告 ⑧2015年度から2019年度までの「認証保育所運営費補助金」の実績報告 ⑨2015年度から2019年度までの「豊島区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金」の実績報告 ⑩2018年度の「豊島区森と自然を活用した保育推進事業費補助金」の実績報告 ⑪2019年度の「豊島区民間保育施設ブロック塀等改修経費等補助事業」の実績報告 【両施設に共通するもの】 ⑫2015年度から2019年度までの「豊島区保育士等キャリアアップ補助金」の実績報告	部分公開	写し	A個人に関する名前、B個人に関する情報、C法人の事業活動等に関する情報、D代表者及び個人の印影 A、B特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当) C法人等の権利・競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため (条例第7条第3号該当) D公にすることにより犯罪の発生を招くおそれのある情報のため (条例第7条第4号該当)	保育政策担当課長

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
430	11月12日	2010年度から2015年度までの実地検査に関する内容及び2010年度から2016年度までの巡回訪問に関する文書	非公開	写し	不存在	保育支援担当課長
	11月26日					
	11月12日	2010年度から2014年度までの区がつくし保育園及びつくしんぼ保育所に支出した補助金に関する書類(小規模保育事業開設準備経費補助を除く)	非公開	写し	不存在	保育政策担当課長
	11月26日					
	11月12日	つくし保育園閉園に関する、区とつくしの会との交渉記録	非公開	写し	請求対象文書すべて	保育政策担当課長
	11月26日				区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため(条例第7条第6号該当)	
431	11月13日	請求日現在に開設されている施術所(柔道整復・あはき)の下記情報。 ①施設名称 ②施設所在地 ③施設電話番号 ④開設者名 ⑤開設届出日	公開	写し		生活衛生課
	11月20日					
432	11月16日	令和元年度葬祭扶助支給明細書	部分公開	写し	①個人に関する名前および識別番号 ②事業者の口座に関する情報	生活福祉課
	11月30日				①特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当) ②法人等の権利・競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため(条例第7条第3号該当)	
433	11月16日	案件番号：2020-00488 案件名：工事9号街路灯改修工事(その1) 案件番号：2020-00489 案件名：工事10号街路灯改修工事(その2) 設計書及び特記仕様書、経費算定書	公開	写し		公園緑地課
	11月30日					
434	11月17日	豊島区高田一丁目158-11に係る求積図	公開	写し		総務課
	11月20日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
435	11月17日	工場の届出 ・〇〇〇(東池袋〇-〇-〇) ・〇〇〇(東池袋〇-〇-〇) ・〇〇〇(東池袋〇-〇-〇) 土壌汚染調査報告書 ・〇〇〇(東池袋〇-〇-〇)	部分公開	写し	1. 個人に関する氏名・印影 2. 法人に関する印影	環境保全課
	11月24日				1. 特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当) 2. 公にすることにより犯罪の発生を招くおそれのある情報のため (条例第7条第4号該当)	
435	11月17日	工場の届出 〇〇〇(東池袋〇-〇-〇)	非公開	写し	不存在	環境保全課
	11月24日					
436	11月17日	(1)業者選定委員会名簿 (2)企画提案実施要領 (3)評価基準書/評価実施手順書(内部用) (4)評価結果調書 (5)第1回業者選定委員会会議録 (6)第2回業者選定委員会会議録 (7)一次評価結果について(文書起案の決定原議) (8)一次評価結果について(通知) (9)選定結果について(文書起案の決定原議) (10)選定結果について(通知)	公開	写し		情報管理課
	12月14日					
436	11月17日	(1)企画提案者一覧表 (2)企画提案書評価基準【集計表】 (3)プレゼンテーション評価基準【集計表】 (4)企画提案書評価基準【最終結果】 (5)プレゼンテーション質疑応答録	部分公開	写し	(1)企画提案者一覧表 ①担当者氏名及び連絡先(E-Mail) ②辞退者に関するすべての情報 (2)企画提案書評価基準【集計表】 ①点数、採点の根拠及び提案書記載内容 (3)プレゼンテーション評価基準【集計表】 ①評価及び点数 (4)企画提案書評価基準【最終結果】 ①技術、価格及びプレゼンテーションの点数 (5)プレゼンテーション質疑応答録 ①回答	情報管理課
	12月14日				(1)①、(1)②について特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当) (1)②、(2)、(3)、(4)、(5)について法人等の権利・競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため (条例第7条第3号該当)	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
437	11月18日	廃止届出書	部分公開	写し	上部割印影部分 代表者印影部分	介護保険課
	11月27日				公にすることにより犯罪の発生を招くおそれのある情報のため (条例第7条第4号該当)	
438	11月24日	駒込施設に係る区の予算明細	公開	閲覧		障害福祉課
	12月7日					
439	11月24日	①駒込施設の指定管理の協定書・令和2年度の協定書 ②人件費の算出根拠 ③令和元年度決算資料	公開	閲覧		障害福祉課
	1月4日					
440	12月1日	令和2年度営業許可申請文書処理簿(法) 令和2年11月1日から令和2年11月末日までのうち 新規の飲食店営業申請施設一覧、法人の場合は法人の住所、代表者、電話(廃業施設を除く)	部分公開	写し	許可申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	12月11日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
441	12月1日	令和2年11月1日から令和2年11月30日の間に、豊島区内において、新規に開設の届け出をした施術所(あはき柔)のうち、請求日までに廃止された施術所を除く、下記情報 ①施設名称 ②施設所在地 ③施設電話番号 ④開設届出日 ⑤開設者名	公開	写し		生活衛生課
	12月8日					
442	12月1日	美容所一覧 (令和2年11月1日～令和2年11月末日までに営業確認を受けた新規開設分) ①施設名称 ②施設所在地 ③施設電話番号 ④確認年月日 ⑤開設者氏名等	公開	写し		生活衛生課
	12月14日					
443	12月1日	令和2年度営業許可申請文書処理簿(法) 令和2年11月1日から令和2年11月末日までのうち 業種、屋号、営業所所在地、営業所電話番号、申請書氏名、許可開始日、許可満了日一覧(既廃業施設を除く)	部分公開	写し	請許可申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	12月11日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第3号該当)	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
444	12月1日	令和2年度営業許可申請文書処理簿(法) 令和2年11月1日から令和2年11月30日までのうち新規で食品営業許可を取得した施設一覧および許可更新した施設一覧、全業種『営業所名称、住所、電話番号、許可年月日、許可満了日、業種、営業者名(法人のみ住所、電話番号)』	部分公開	写し	許可申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	12月11日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
445	12月2日	令和元年9月1日から令和2年10月31日の間に、新規で開設した病院・医療診療所(請求日時時点で廃止された施設を除く)の下記項目 ①施設名称 ②施設所在地 ③施設電話番号 ④開設年月日 ⑤開設者名 ⑥診療科目	公開	写し		生活衛生課
	12月16日					
446	12月2日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号1-487の後退図および求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	12月3日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
447	12月2日	美容所一覧(令和2年12月2日現在) ①施設名称 ②施設所在地 ③施設電話番号 ④確認年月日 ⑤開設者名	公開	写し		生活衛生課
	12月15日					
448	12月3日	令和1年11月1日から令和2年10月31日までに新規で開設した営業許可(自動車)の下記事項(廃業を除く) ・屋号・営業所電話番号・営業者名・営業者住所・営業者電話番号・許可決定日・業種	部分公開	写し	許可申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	12月11日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
449	12月3日	若草保育園の2021年1月入園の申請者数 若草保育園の2021年2月入園の申請者数	公開	写し		保育課
	12月15日					
	12月3日	若草保育園の2021年2月入園の募集人数	非公開	写し	不存在	保育課
	12月15日					
450	12月3日	現在営業中の自動販売機(喫茶店営業、乳類販売業、食料品等販売業)の下記事項 営業者名・営業所所在地・営業者TEL	部分公開	写し	許可申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	12月11日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
451	12月4日	令和2年度食品台帳一覧のうち 令和2年11月1日～令和2年11月30日 までに新規に飲食店営業の許可を取 得した全店舗の、屋号、営業所所在 地、営業者名、営業所電話番号、業 種、初回許可日、許可満了日、許可 番号、加えて法人の場合は営業者住 所、営業者電話番号、代表者氏名 (廃業を除く)	部分 公開	写し	許可申請者が個人の場合、そ の住所、電話番号	生活衛生課
	12月11日				特定の個人が識別され、また はされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
452	12月4日	理容所一覧・美容所一覧 (令和2年11月1日～令和2年11月30日 までに営業確認を受けた新規開設 分) ①施設名称 ②施設所在地 ③施設電 話番号 ④開設者名 ⑤代表者氏名 (法人のみ) ⑥開設者住所(法人の み) ⑦開設者電話番号(法人のみ) ⑧確認年月日	公開	写し		生活衛生課
	12月17日					
453	12月7日	美容所一覧(令和2年12月7日現在) ①施設名称 ②施設所在地 ③施設電 話番号 ④開設者名 ⑤確認年月日	公開	写し		生活衛生課
	12月18日					
454	12月9日	インクルーシブ公園整備について の要望書	部分 公開	写し	個人に間する名前	公園緑地課
	12月18日				特定の個人が識別され、また はされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
455	12月10日	1. 理容所一覧、美容所一覧(令和2年 12月9日現在) ①施設名称 ②施設所在地 ③施設電 話番号 ④開設者名等 ⑤確認年月日 2. 廃業した理容所一覧、美容所一覧 (平成16年4月1日～令和2年12月9日) ①施設名称 ②施設所在地 ③施設電 話番号 ④開設者名等 ⑤確認年月日 ⑥廃業年月日	公開	写し		生活衛生課
	12月23日					
456	12月14日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号 91-521の後退図および求積図	部分 公開	写し	個人の名前	建築課
	12月17日				特定の個人が識別され、また はされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
457	12月14日	案件番号：2020-00513 案件名：工 事11号街路灯改修工事(その3) 案件番号：2020-00514 案件名：工 事12号街路灯改修工事(その4) 設計書及び特記仕様書、経費算定書	公開	写し		公園緑地課
	12月23日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
458	12月16日	・事業者を選定するための評価項目・配点内訳	公開	写し		企画課
	1月7日					
458	12月16日	・審査委員会名簿・応募各社の基礎審査項目チェックシート及び要求水準を満たす内容が確認できるもの・グループ名を明らかにした評価結果・金額・具体的な応募各社の評価理由・応募各社の提案書・事業者選定までの議事内容の記録	非公開	写し	請求対象文書すべて	企画課
	1月7日				請求者以外のものとの間における審議等に関する情報であって、公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるため(条例第7条第5号該当)	
459	12月17日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号91-171、8-357の後退図および求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	12月22日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
460	12月23日	現在営業中の自動販売機(喫茶店営業、乳類販売業、食料品等販売業)の下記事項 営業者名・営業所所在地・営業者TEL	部分公開	写し	許可申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	12月25日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
461	12月24日	運営管理日報	部分公開	写し	①予定表における個人の氏名が記載された部分 ②法人その他団体又は事業を営む個人の名称が記載された部分 ③予定表における区の機関、国審議、検討、協議、調査研究に関する情報もしくは当事者名が記載されている部分	財産運用課
	1月27日				①特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当) ②法人等の権利・競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため(条例第7条第3号該当) ③請求者以外のものとの間における審議等に関する情報であって、公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるため(条例第7条第5号該当)	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
461	12月24日	区長予定表	部分公開	写し	①個人の氏名が記載された部分 ②法人その他の団体又は事業を営む個人の名称が記載された部分(公開可能な情報は除く) ③区の機関、国等、もしくは情報公開請求者以外のものとの審議、検討、協議、調査研究等に関する情報もしくはその当事者名が記載されている部分	区長室
	1月27日				①特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当) ②法人等の権利・競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため(条例第7条第3号該当) ③請求者以外のものとの間における審議等に関する情報であって、公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるため(条例第7条第5号該当)	
462	12月28日 1月7日	旅館業営業施設一覧(種別:旅館・ホテル営業/令和2年12月28日現在) ①施設名称 ②施設所在地 ③経営者名 ④代表者名(法人のみ) ⑤経営者住所(法人のみ)	公開	写し		生活衛生課

(第4四半期 1月～3月)

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
463	1月4日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号07-477の後退図及び求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	1月6日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
464	1月4日	令和2年度食品台帳一覧のうち2020年7月1日～2020年12月31日までに新規に営業許可を取得した飲食店営業、喫茶店営業について、営業所の所在地、方書、屋号、電話番号、営業者名、初回許可日、業種、加えて法人の場合は代表者肩書、代表者氏名、営業者住所、方書、営業者電話番号(廃業を除く)	部分公開	写し	許可申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	1月12日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
465	1月4日	令和2年12月1日から令和2年12月末日の間に新規で開設した施術所(あはき・柔整)の一覧表 【取得希望情報】・施設名称・施設所在地・電話番号・開設年月日・開設者名・業務種類(可能であれば) ※上記以外の情報が含まれていても問題なし※廃業したものを除く	取下げ	写し		生活衛生課
466	1月4日	美容所一覧(令和2年12月1日～令和2年12月末日までに営業確認を受けた新規開設分) ①施設名称 ②施設所在地 ③施設電話番号 ④確認年月日 ⑤開設者氏名等	公開	写し		生活衛生課
	1月15日					
467	1月4日	令和2年度営業許可申請文書処理簿(法) 令和2年12月1日から令和2年12月末日までのうち 業種、屋号、営業所所在地、営業所電話番号、申請者氏名、許可開始日、許可満了日一覧(既廃業施設を除く)	部分公開	写し	許可申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	1月12日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
468	1月5日	令和2年度営業許可申請文書処理簿(法) 令和2年12月1日から令和2年12月末日までのうち 新規の飲食店営業申請施設一覧、法人の場合は法人の住所、代表者、電話(廃業施設を除く)	部分公開	写し	許可申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	1月12日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
469	1月5日	1)2021年1月8日時点の豊島区内の食品営業許可届出済施設、2)2021年1月1日～1月8日の間に新規食品営業許可・届出施設、3)2)の間に廃業となった食品営業許可・届出施設、4)2)の間に変更のあった食品営業許可届出済施設/前述に該当する施設の許可番号・営業所所在地・屋号・業種・営業所電話・営業者情報・初回許可日・許可開始日・許可満了日・許可条件	部分公開	写し	許可申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	1月28日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
470	1月5日	令和2年度営業許可申請文書処理簿(法) 令和2年12月1日から令和2年12月31日までのうち新規で食品営業許可を取得した施設一覧および許可更新した施設一覧、全業種 営業所名称、住所、電話番号、許可年月日、許可満了日、業種、営業者名(法人のみ住所、電話番号)	部分公開	写し	許可申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	1月12日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
471	1月6日	美容所一覧(令和3年1月6日現在/豊島区内) ①施設名称 ②施設所在地	公開	写し		生活衛生課
	1月15日					
472	1月6日	下記工事の金額入積算内訳書 池袋第一小学校改築に伴う冷暖房換気設備工事	部分公開	写し	単価等	施設整備課
	1月13日				法人等の権利・競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため(条例第7条第3号該当)	
473	1月6日	下記工事の金額入積算内訳書 池袋第一小学校改築に伴う給排水衛生・ガス・消火設備工事	部分公開	写し	単価等	施設整備課
	1月13日				法人等の権利・競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため(条例第7条第3号該当)	
474	1月6日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号96-692、92-351の後退図及び求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	1月7日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
475	1月7日	案件番号:2020-00513 案件名:工事11号街路灯改修工事(その3) 案件番号:2020-00523 案件名:公園灯LED化工事(その2) 工事設計書(工事費総括書、工事総括書、種別内訳書、代価明細表、材料品調書、経費算定書)	公開	写し		公園緑地課
	1月20日					
476	1月7日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号96-592、05-170、171の後退図及び求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	1月12日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
477	1月7日	令和2年度食品台帳一覧のうち令和2年12月1日～令和2年12月31日までに新規に飲食店営業の許可を取得した全店舗の、屋号、営業所所在地、営業者名、営業所電話番号、業種、初回許可日、許可満了日、許可番号、加えて法人の場合は営業者住所、営業者電話番号、代表者氏名(廃業を除く)	部分公開	写し	許可申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	1月12日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
478	1月7日	理容所一覧・美容所一覧(令和2年12月1日～令和2年12月31日までに営業確認を受けた新規開設分) ①施設名称 ②施設所在地 ③施設電話番号 ④開設者名 ⑤代表者氏名(法人のみ) ⑥開設者住所(法人のみ) ⑦開設者電話番号(法人のみ) ⑧確認年月日	公開	写し		生活衛生課
	1月20日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
479	1月7日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号1-1001、89-761の後退図及び求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	1月13日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
480	1月13日	平成29年度 特別区生活保護担当係長会資料一式(アンケート結果含む)	公開	写し		生活福祉課
	1月22日					
481	1月14日	平成28年度から令和2年度まで過去5年間、(厚労省資料へ提出した実績報告書 別紙15にある)被保護者就労支援事業(b)のうち、「就労支援」に関する事業の以下の文書 ①委託先ごとの契約額(および人件費などの内訳) ②委託契約の内容がわかる文書	非公開	写し	不存在	生活福祉課
	1月18日					
	1月14日	平成28年度～令和2年度豊島区生活困窮者自立相談支援事業就労支援事業に係る ・契約書(表紙)・仕様書・見積書 ・契約変更協議書	部分公開	写し	法人代表者の印影 公にすることにより犯罪の発生を招くおそれのある情報のため (条例第7条第4号該当)	福祉総務課
482	1月15日	豊島区(駒込・巣鴨・西巣鴨・南大塚・北大塚・雑司ヶ谷)にある飲食店営業(自動車・臨時・移動・自動販売機を除く)の下記事項 業種、屋号、営業所所在地、営業所方書、営業所TEL、営業者名、責任者名	部分公開	写し	許可申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	1月25日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
483	1月19日	案件番号:2020-00483 案件名:北池袋仮児童遊園他除去工事設計業務請負 委託設計書(委託総括表、種別内訳書、代価明細表)	公開	写し		公園緑地課
	2月2日					
484	1月19日	現在営業中の自動販売機(喫茶店営業、乳類販売業、食料品等販売業)の下記事項 営業者名・屋号・営業所所在地・営業所TEL・業種	部分公開	写し	許可申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	1月25日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
485	1月20日	豊島区職員措置請求監査結果(訴訟委任契約に係る住民監査請求)における関係人(※)に対して調査をしたことが記録されている調査記録書(※)No.485〇〇〇〇	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	1月29日				行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第7条2号の情報を公開することとなる場合は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるため (条例第10条該当)	
486	1月20日	豊島区職員措置請求監査結果(訴訟委任契約に係る住民監査請求)における関係人(※)に対して調査をしたことが記録されている調査記録書(※)No.486〇〇〇〇	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	1月29日				行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第7条2号の情報を公開することとなる場合は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるため (条例第10条該当)	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
487	1月20日	豊島区職員措置請求監査結果(訴訟委任契約に係る住民監査請求)における関係人(※)に対して調査をしたことが記録されている調査記録書(※)No.487〇〇〇〇	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	1月29日				行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第7条2号の情報を公開することとなる場合は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるため(条例第10条該当)	
488	1月20日	豊島区職員措置請求監査結果(訴訟委任契約に係る住民監査請求)における関係人(※)に対して調査をしたことが記録されている調査記録書(※)No.488〇〇〇〇	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	1月29日				行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第7条2号の情報を公開することとなる場合は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるため(条例第10条該当)	
489	1月20日	豊島区職員措置請求監査結果(訴訟委任契約に係る住民監査請求)における関係人(※)に対して調査をしたことが記録されている調査記録書(※)No.489〇〇〇〇	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	1月29日				行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第7条2号の情報を公開することとなる場合は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるため(条例第10条該当)	
490	1月20日	豊島区職員措置請求監査結果(訴訟委任契約に係る住民監査請求)における関係人(※)に対して調査をしたことが記録されている調査記録書(※)No.490〇〇〇〇	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	1月29日				行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第7条2号の情報を公開することとなる場合は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるため(条例第10条該当)	
491	1月20日	豊島区職員措置請求監査結果(訴訟委任契約に係る住民監査請求)における関係人(※)に対して調査をしたことが記録されている調査記録書(※)No.491〇〇〇〇	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	1月29日				行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第7条2号の情報を公開することとなる場合は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるため(条例第10条該当)	
492	1月20日	豊島区職員措置請求監査結果(訴訟委任契約に係る住民監査請求)における関係人(※)に対して調査をしたことが記録されている調査記録書(※)No.492〇〇〇〇	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	1月29日				行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第7条2号の情報を公開することとなる場合は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるため(条例第10条該当)	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
493	1月20日	豊島区職員措置請求監査結果(訴訟委任契約に係る住民監査請求)における関係人(※)に対して調査をしたことが記録されている調査記録書(※)No.493〇〇〇〇	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	1月29日				行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第7条2号の情報を公開することとなる場合は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるため(条例第10条該当)	
494	1月20日	豊島区職員措置請求監査結果(訴訟委任契約に係る住民監査請求)における関係人(※)に対して調査をしたことが記録されている調査記録書(※)No.494〇〇〇〇	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	1月29日				行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第7条2号の情報を公開することとなる場合は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるため(条例第10条該当)	
495	1月20日	豊島区職員措置請求監査結果(訴訟委任契約に係る住民監査請求)における関係人(※)に対して調査をしたことが記録されている調査記録書(※)No.495〇〇〇〇	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	1月29日				行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第7条2号の情報を公開することとなる場合は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるため(条例第10条該当)	
496	1月20日	豊島区職員措置請求監査結果(訴訟委任契約に係る住民監査請求)における関係人(※)に対して調査をしたことが記録されている調査記録書(※)No.496〇〇〇〇	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	1月29日				行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第7条2号の情報を公開することとなる場合は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるため(条例第10条該当)	
497	1月20日	豊島区職員措置請求監査結果(訴訟委任契約に係る住民監査請求)における関係人(※)に対して調査をしたことが記録されている調査記録書(※)No.497〇〇〇〇	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	1月29日				行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第7条2号の情報を公開することとなる場合は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるため(条例第10条該当)	
498	1月20日	豊島区職員措置請求監査結果(訴訟委任契約に係る住民監査請求)における関係人(※)に対して調査をしたことが記録されている調査記録書(※)No.498〇〇〇〇	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	1月29日				行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第7条2号の情報を公開することとなる場合は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるため(条例第10条該当)	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
499	1月20日	豊島区職員措置請求監査結果(訴訟委任契約に係る住民監査請求)における関係人(※)に対して調査をしたことが記録されている調査記録書(※)No.499〇〇〇〇	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	1月29日				行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第7条2号の情報を公開することとなる場合は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるため(条例第10条該当)	
500	1月20日	豊島区職員措置請求監査結果(訴訟委任契約に係る住民監査請求)における関係人(※)に対して調査をしたことが記録されている調査記録書(※)No.500〇〇〇〇	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	1月29日				行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第7条2号の情報を公開することとなる場合は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるため(条例第10条該当)	
501	1月20日	豊島区職員措置請求監査結果(訴訟委任契約に係る住民監査請求)における関係人(※)に対して調査をしたことが記録されている調査記録書(※)No.501〇〇〇〇	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	1月29日				行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第7条2号の情報を公開することとなる場合は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるため(条例第10条該当)	
502	1月20日	豊島区職員措置請求監査結果(訴訟委任契約に係る住民監査請求)における関係人(※)に対して調査をしたことが記録されている調査記録書(※)No.502〇〇〇〇	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	1月29日				行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第7条2号の情報を公開することとなる場合は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるため(条例第10条該当)	
503	1月20日	豊島区職員措置請求監査結果(訴訟委任契約に係る住民監査請求)における関係人(※)に対して調査をしたことが記録されている調査記録書(※)No.503〇〇〇〇	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	1月29日				行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第7条2号の情報を公開することとなる場合は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるため(条例第10条該当)	
504	1月20日	豊島区職員措置請求監査結果(訴訟委任契約に係る住民監査請求)における関係人(※)に対して調査をしたことが記録されている調査記録書(※)No.504〇〇〇〇	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	1月29日				行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第7条2号の情報を公開することとなる場合は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるため(条例第10条該当)	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
505	1月20日	豊島区職員措置請求監査結果(訴訟委任契約に係る住民監査請求)における関係人(※)に対して調査をしたことが記録されている調査記録書(※)No.505〇〇〇〇	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	1月29日				行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第7条2号の情報を公開することとなる場合は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるため(条例第10条該当)	
506	1月20日	豊島区職員措置請求監査結果(訴訟委任契約に係る住民監査請求)における関係人(※)に対して調査をしたことが記録されている調査記録書(※)No.506〇〇〇〇	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	1月29日				行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第7条2号の情報を公開することとなる場合は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるため(条例第10条該当)	
507	1月20日	豊島区職員措置請求監査結果(訴訟委任契約に係る住民監査請求)における関係人(※)に対して調査をしたことが記録されている調査記録書(※)No.507〇〇〇〇	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	1月29日				行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第7条2号の情報を公開することとなる場合は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるため(条例第10条該当)	
508	1月20日	豊島区職員措置請求に係る関係人調査結果	部分公開	写し	①調査対象者、②調査方法、③確認資料等	監査委員事務局
	1月29日				①②③特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当) ②③請求者以外のものとの間における審議等に関する情報であって、公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるため(条例第7条第5号該当) ②③区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため(条例第7条第6号該当)	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
509	1月20日	豊島区職員措置請求に係る関係人調査結果	部分公開	写し	①調査対象者、②調査方法、③確認資料等	監査委員事務局
	1月29日				①②③特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当) ②③請求者以外のものとの間における審議等に関する情報であって、公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるため (条例第7条第5号該当) ②③区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため (条例第7条第6号該当)	
510	1月20日	豊島区職員措置請求に係る関係人調査結果	部分公開	写し	①調査対象者、②調査方法、③確認資料等	監査委員事務局
	1月29日				①②③特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当) ②③請求者以外のものとの間における審議等に関する情報であって、公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるため (条例第7条第5号該当) ②③区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため (条例第7条第6号該当)	
511	1月20日	豊島区職員措置請求に係る関係人調査結果	部分公開	写し	①調査対象者、②調査方法、③確認資料等	監査委員事務局
	1月29日				①②③特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当) ②③請求者以外のものとの間における審議等に関する情報であって、公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるため (条例第7条第5号該当) ②③区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため (条例第7条第6号該当)	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
512	1月20日	豊島区職員措置請求に係る関係人調査結果	部分公開	写し	①調査対象者、②調査方法、③確認資料等	監査委員事務局
	1月29日				①②③特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当) ②③請求者以外のものとの間における審議等に関する情報であって、公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるため (条例第7条第5号該当) ②③区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため (条例第7条第6号該当)	
513	1月20日	豊島区職員措置請求に係る関係人調査結果	部分公開	写し	①調査対象者、②調査方法、③確認資料等	監査委員事務局
	1月29日				①②③特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当) ②③請求者以外のものとの間における審議等に関する情報であって、公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるため (条例第7条第5号該当) ②③区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため (条例第7条第6号該当)	
514	1月20日	豊島区職員措置請求に係る関係人調査結果	部分公開	写し	①調査対象者、②調査方法、③確認資料等	監査委員事務局
	1月29日				①②③特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当) ②③請求者以外のものとの間における審議等に関する情報であって、公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるため (条例第7条第5号該当) ②③区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため (条例第7条第6号該当)	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
515	1月21日	学則変更届 (平成29年度から令和2年度 東京豊島 IT医療福祉専門学校5件分)	部分公開	写し	・法人代表者以外の個人名及び個人の印影 ・法人代表者印影	学習・スポーツ課
	2月4日				・代表者以外の個人名及び個人の印影 特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当) ・法人代表者印影 公にすることにより犯罪の発生を招くおそれのある情報のため (条例第7条第4号該当)	
516	1月21日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号 94-329の後退図及び求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	1月28日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
517	1月22日	新型コロナウイルス感染症の抗体保有率疫学調査について(依頼) 年代・男女別一覧表 年代・男女別一覧表(受検者)	部分公開	写し	郵便番号、住所、方書、氏名、カナ氏名、町名コード、丁目コード、番地コード、枝番コード、小枝番コード、世帯番号、宛名番号、住民区分	地域保健課
	2月4日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
518	1月22日	豊島区内の喫茶店営業(自動販売機) の下記事項 屋号・営業所所在地・許可開始日	公開	写し		生活衛生課
	1月29日					
519	1月25日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号 95-149、91-535(19-12→19-244測量 中にて図面無し)、(10-89→15- 144)、(6-199→18-392)、(6-200未整 備にて図面無し)の後退図及び求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	1月28日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
520	1月25日	付定・廃止・変更受付整理簿及び住居表示台帳(うち令和2年10月1日～令和2年12月31日までにあった届出)	部分公開	写し	①「共同住宅・ビル名」、「個人名」、「所有者」(受付整理簿)	総合窓口課
	2月8日				②「居住者名」、「方書」、「付定日」、「所有者名」(住居表示台帳(街区図)) 特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
521	1月26日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号99-137、4-336の後退図及び求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	1月28日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
522	1月27日	安全安心まちづくりパトロール業務請負 企画提案実施要領(契約期間が2018年4月から2021年3月のもの)	公開	閲覧		防災危機管理課
	1月29日					
523	1月28日	・平成30年度豊島区公の施設指定管理者審査委員会委員構成(としま区民センター・芸術文化劇場) ・平成30年度豊島区公の施設指定管理者審査委員会委員構成(地域文化創造館)	公開	写し		行政経営課
	2月10日					
523	1月28日	指定期間H31.4.1～R6.3.31のとしま区民センターの指定管理者選定に関する下記書類 ・としま区民センター・芸術文化劇場指定管理者募集(非公募)選考審査提出書類作成要領 ・としま区民センター指定管理者募集(非公募)要領 ・としま区民センター管理運営業務基準書	公開	写し		文化デザイン課
	2月10日					
523	1月28日	指定期間H31.4.1～R6.3.31のとしま区民センターの指定管理者選定に関する下記書類 ・としま区民センター・芸術文化劇場指定管理者申請書 応募書類B	部分公開	写し	選定された指定管理者の企画提案書 ①事業計画書、収支計画書、人員配置・雇用条件計画書の一部 ②事業計画書中の人物画像	文化デザイン課
	2月10日				①法人等の権利・競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため(条例第7条第3号該当) ②特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
523	1月28日	指定期間H31. 4. 1～R6. 3. 31の地域文化創造館（5施設）の指定管理者選定に関する下記書類 （1）仕様書及び募集要項 （2）選定された指定管理者の企画提案書	部分公開	写し	(1)仕様書及び募集要項印影 (2)選定された指定管理者の企画提案書 ①事業計画概要、事業計画書、収支計画書、人員配置・雇用条件計画書、参考資料(収支計画書、地域文化創造館窓口業務マニュアル、地域文化創造館危機管理マニュアル、南大塚地域文化創造館消防計画)中の文書・図表・数字・事業者名の一部 ②事業計画書中の人物画像 ③事業計画書及び参考資料(地域文化創造館窓口業務マニュアル)中の個人名 ④事業計画書中の印影、南大塚地域文化創造館消防計画中の施設図面の一部	学習・スポーツ課
	2月9日				(1)及び(2)④公にすることにより犯罪の発生を招くおそれのある情報のため (条例第7条第4号該当) (2)①法人等の権利・競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため (条例第7条第3号該当) ②及び③特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
524	1月29日	建物等に関する苦情件数表(平成29年度から令和2年12月25日まで)	公開	写し		建築課
	2月10日					
525	1月29日	1.豊島区内薬局一覧(令和3年1月29日現在) (1)施設名称(2)施設所在地(3)電話番号(4)開設者名称(5)医薬品区分(6)許可番号(7)許可終了日(8)備考	公開	写し		生活衛生課
	2月12日					
526	2月1日	令和2年度営業許可申請文書処理簿(法) 令和3年1月1日から令和3年1月末日までのうち 新規の飲食店営業申請施設一覧、法人の場合は法人の住所、代表者、電話(廃業施設を除く)	部分公開	写し	許可申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	2月12日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
527	2月1日	美容所一覧 (令和3年1月1日～令和3年1月末日までに営業確認を受けた新規開設分) ①施設名称 ②施設所在地 ③施設電話番号 ④確認年月日 ⑤開設者氏名等	公開	写し		生活衛生課
	2月15日					

No.	受付日 決定日		編集後請求内容	決定 内容	公開 方法	非公開部分 非公開理由		担当課
528	2月1日	2月12日	令和2年度営業許可申請文書処理簿 (法) 令和3年1月1日から令和3年1月末日ま でのうち 業種、屋号、営業所所在地、営業所 電話番号、申請者氏名、許可開始 日、許可満了日一覧(既廃業施設を除 く)	部分 公開	写し	許可申請者が個人の場合、そ の住所、電話番号	生活衛生課	
	特定の個人が識別され、また はされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)							
529	2月1日	2月8日	令和3年1月1日から令和3年1月末日の 間に新規で開設した施術所(あは き・柔整)の一覧表 【取得希望情報】・施設名称・施設 所在地・電話番号・開設年月日・開 設者名・業務種類(可能であれば) ※上記以外の情報が含まれていても 問題なし※廃業したものを除く	公開	写し		生活衛生課	
530	2月1日	2月10日	令和元年度の生活保護の扶養照会に 関連して、以下の点がわかる文書 ①生活保護開始決定件数(新規) ②扶養照会の文書(ひな型)	公開	写し		生活福祉課	
	2月1日	2月10日	令和元年度の生活保護の扶養照会に 関連して、以下の点がわかる文書 ①扶養照会した件数 ②その結果、えられた援助の件数(援 助により得られた金額)	非 公開	写し	不存在	生活福祉課	
531	2月1日	2月12日	令和2年度営業許可申請文書処理簿 (法) 令和3年1月1日から令和3年1月31日ま でのうち新規で食品営業許可を取得 した施設一覧および許可更新した施 設一覧、全業種 営業所名称、住所、電話番号、許可 年月日、許可満了日、業種、営業者 名(法人のみ住所、電話番号)	部分 公開	写し	許可申請者が個人の場合、そ の住所、電話番号	生活衛生課	
	特定の個人が識別され、また はされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)							
532	2月3日	2月16日	1. 理容所一覧、美容所一覧(令和3年1 月31日現在) ①施設名称 ②施設所在地 ③施設電 話番号 ④開設者名 ⑤代表者名(法 人のみ) ⑥開設者住所(法人のみ) ⑦開 設者電話番号(法人のみ) ⑧收受年月 日 ⑨確認年月日 ⑩確認番号 2. 廃業した理容所一覧、美容所一覧 (平成16年4月1日～令和3年1月31日) ①施設名称 ②施設所在地 ③施設電 話番号 ④開設者名 ⑤代表者名(法 人のみ) ⑥開設者住所(法人のみ) ⑦開 設者電話番号(法人のみ) ⑧確認年月 日 ⑨廃業年月日	公開	写し		生活衛生課	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
533	2月3日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号89-428、05-181、12-620の後退図及び求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	2月5日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
534	2月3日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号99-246の後退図及び求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	2月10日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
535	2月4日	下記工事の金入り設計書(代価明細書含む)・諸経費計算書 ・大塚台公園仮整備工事 ・池袋ふれあい公園改修工事	公開	写し		公園緑地課
	2月9日					
536	2月4日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号94-272の境界図及び求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	2月5日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
537	2月4日	平成31年度 狭あい道路拡幅整備測量委託(その1)【単価契約】 平成31年度 狭あい道路拡幅整備測量委託(その2)【単価契約】 平成31年度 狭あい道路拡幅整備測量委託(その3)【単価契約】	公開	写し		建築課
	2月17日					
538	2月4日	令和2年度 狭あい道路拡幅整備測量委託(その1)【単価契約】 令和2年度 狭あい道路拡幅整備測量委託(その2)【単価契約】 令和2年度 狭あい道路拡幅整備測量委託(その3)【単価契約】	公開	写し		建築課
	2月17日					
539	2月4日	・平成31年度公共用地境界測量請負(単価契約)(委託第2号)(その1)(平成31年4月1日～令和2年1月31日) ・平成31年度公共用地境界測量請負(単価契約)(委託第2号)(その1)(令和2年2月1日～令和2年3月31日) ・平成31年度公共用地境界測量請負(単価契約)(委託第2号)(その2)	公開	写し		土木管理課
	2月10日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
540	2月4日	・令和2年度公共用地境界測量請負(単価契約)(委託第2号)(その2) (令和2年4月1日～令和2年8月31日)	公開	写し		土木管理課
	2月10日					
540	2月4日	・令和2年度公共用地境界測量請負(単価契約)(委託第2号)(その1) ・令和2年度公共用地境界測量請負(単価契約)(委託第2号)(その2) (令和2年9月31日～)	非公開	写し	不存在	土木管理課
	2月10日					
541	2月4日 2月12日	令和2年度食品台帳一覧のうち 令和3年1月1日～令和3年1月31日までに新規に飲食店営業の許可を取得した全店舗の、屋号、営業所所在地、営業者名、営業所電話番号、業種、初回許可日、許可満了日、許可番号、加えて法人の場合は営業者住所、営業者電話番号、代表者氏名(廃業を除く)	部分公開	写し	許可申請者が個人の場合、その住所、電話番号 特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	生活衛生課
542	2月4日	理容所一覧・美容所一覧 (令和3年1月1日～令和3年1月31日までに営業確認を受けた新規開設分) ①施設名称 ②施設所在地 ③施設電話番号 ④開設者名 ⑤代表者氏名(法人のみ) ⑥開設者住所(法人のみ) ⑦開設者電話番号(法人のみ) ⑧確認年月日	公開	写し		生活衛生課
	2月17日					
543	2月4日	旅館業営業施設一覧(令和3年2月4日現在) ①施設名称 ②施設所在地 ③許可年月日 ④種別 ⑤経営者名等	公開	写し		生活衛生課
	2月17日					
544	2月5日	訴訟委任契約に係る住民監査請求に係る関係人Dに対して調査を実施した関係人調査結果書	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	2月26日				行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第7条2号の情報を公開することとなる場合は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるため (条例第10条該当)	
545	2月5日	訴訟委任契約に係る住民監査請求に係る関係人Eに対して調査を実施した関係人調査結果書	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	2月26日				行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第7条2号の情報を公開することとなる場合は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるため (条例第10条該当)	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
546	2月5日	訴訟委任契約に係る住民監査請求に係る関係人Fに対して調査を実施した関係人調査結果書	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	2月26日				行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第7条2号の情報を公開することとなる場合は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるため (条例第10条該当)	
547	2月5日	訴訟委任契約に係る住民監査請求に係る関係人Gに対して調査を実施した関係人調査結果書	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	2月26日				行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第7条2号の情報を公開することとなる場合は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるため (条例第10条該当)	
548	2月5日	訴訟委任契約に係る住民監査請求に係る関係人Hに対して調査を実施した関係人調査結果書	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	2月26日				行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第7条2号の情報を公開することとなる場合は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるため (条例第10条該当)	
549	2月5日	訴訟委任契約に係る住民監査請求に係る関係人Iに対して調査を実施した関係人調査結果書	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	2月26日				行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第7条2号の情報を公開することとなる場合は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるため (条例第10条該当)	
550	2月5日	訴訟委任契約に係る住民監査請求に係る関係人Jに対して調査を実施した関係人調査結果書	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	2月26日				行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第7条2号の情報を公開することとなる場合は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるため (条例第10条該当)	
551	2月5日	訴訟委任契約に係る住民監査請求に係る関係人Kに対して調査を実施した関係人調査結果書	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	2月26日				行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第7条2号の情報を公開することとなる場合は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるため (条例第10条該当)	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
552	2月5日	訴訟委任契約に係る住民監査請求に係る関係人Lに対して調査を実施した関係人調査結果書	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	2月26日				行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第7条2号の情報を公開することとなる場合は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるため (条例第10条該当)	
553	2月5日	訴訟委任契約に係る住民監査請求に係る関係人Mに対して調査を実施した関係人調査結果書	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	2月26日				行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第7条2号の情報を公開することとなる場合は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるため (条例第10条該当)	
554	2月5日	訴訟委任契約に係る住民監査請求に係る関係人Nに対して調査を実施した関係人調査結果書	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	2月26日				行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第7条2号の情報を公開することとなる場合は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるため (条例第10条該当)	
555	2月5日	訴訟委任契約に係る住民監査請求に係る関係人Pに対して調査を実施した関係人調査結果書	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	2月26日				行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第7条2号の情報を公開することとなる場合は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるため (条例第10条該当)	
556	2月5日	訴訟委任契約に係る住民監査請求に係る関係人R 1に対して調査を実施した関係人調査結果書	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	2月26日				行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第7条2号の情報を公開することとなる場合は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるため (条例第10条該当)	
557	2月5日	訴訟委任契約に係る住民監査請求に係る関係人R 2に対して調査を実施した関係人調査結果書	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	2月26日				行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第7条2号の情報を公開することとなる場合は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるため (条例第10条該当)	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
558	2月5日	訴訟委任契約に係る住民監査請求に係る関係人R 3に対して調査を実施した関係人調査結果書	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	2月26日				行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第7条2号の情報を公開することとなる場合は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるため (条例第10条該当)	
559	2月5日	訴訟委任契約に係る住民監査請求に係る関係人R 4に対して調査を実施した関係人調査結果書	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	2月26日				行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第7条2号の情報を公開することとなる場合は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるため (条例第10条該当)	
560	2月5日	訴訟委任契約に係る住民監査請求に係る関係人R 5に対して調査を実施した関係人調査結果書	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	2月26日				行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第7条2号の情報を公開することとなる場合は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるため (条例第10条該当)	
561	2月5日	訴訟委任契約に係る住民監査請求に係る関係人R 6に対して調査を実施した関係人調査結果書	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	2月26日				行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第7条2号の情報を公開することとなる場合は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるため (条例第10条該当)	
562	2月5日	訴訟委任契約に係る住民監査請求に係る関係人R 7に対して調査を実施した関係人調査結果書	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	2月26日				行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第7条2号の情報を公開することとなる場合は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるため (条例第10条該当)	
563	2月5日	訴訟委任契約に係る住民監査請求に係る関係人R 8に対して調査を実施した関係人調査結果書	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	2月26日				行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第7条2号の情報を公開することとなる場合は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるため (条例第10条該当)	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
564	2月5日	訴訟委任契約に係る住民監査請求に係る関係人R 9に対して調査を実施した関係人調査結果書	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	2月26日				行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第7条2号の情報を公開することとなる場合は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるため (条例第10条該当)	
565	2月5日	訴訟委任契約に係る住民監査請求に係る関係人R 10に対して調査を実施した関係人調査結果書	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	2月26日				行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第7条2号の情報を公開することとなる場合は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるため (条例第10条該当)	
566	2月5日	訴訟委任契約に係る住民監査請求に係る関係人R 11に対して調査を実施した関係人調査結果書	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	2月26日				行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第7条2号の情報を公開することとなる場合は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるため (条例第10条該当)	
567	2月5日	訴訟委任契約に係る住民監査請求に係る関係人R 12に対して調査を実施した関係人調査結果書	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	2月26日				行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第7条2号の情報を公開することとなる場合は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるため (条例第10条該当)	
568	2月5日	訴訟委任契約に係る住民監査請求に係る関係人R 13に対して調査を実施した関係人調査結果書	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	2月26日				行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第7条2号の情報を公開することとなる場合は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるため (条例第10条該当)	
569	2月5日	訴訟委任契約に係る住民監査請求に係る関係人R 14に対して調査を実施した関係人調査結果書	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	2月26日				行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第7条2号の情報を公開することとなる場合は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるため (条例第10条該当)	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
570	2月5日	訴訟委任契約に係る住民監査請求に係る関係人R15に対して調査を実施した関係人調査結果書	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	2月26日				行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第7条2号の情報を公開することとなる場合は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるため (条例第10条該当)	
571	2月5日	訴訟委任契約に係る住民監査請求に係る関係人R16に対して調査を実施した関係人調査結果書	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	2月26日				行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第7条2号の情報を公開することとなる場合は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるため (条例第10条該当)	
572	2月5日	訴訟委任契約に係る住民監査請求に係る関係人R17に対して調査を実施した関係人調査結果書	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	2月26日				行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第7条2号の情報を公開することとなる場合は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるため (条例第10条該当)	
573	2月5日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号95-562～570の境界図及び求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	2月8日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
574	2月5日	西巢鴨小学校校庭改修工事設計業務請負、南池袋小学校校庭改修工事設計業務請負に係る委託総括書、種別内訳書、代価明細表のうちあるもの全て	非公開	写し	不存在	学校施設課
	2月17日					
575	2月5日	〇〇〇〇(西池袋〇-〇〇-〇)に関する池袋保健所生活衛生課医務・薬事グループに寄せられた苦情及びその対応に関する文書保存年限期間内の文書	部分公開	写し	個人に関する情報(氏名・電話番号・住所・性別・受診日・診療内容等) 当該法人の正当な利益を害すると認められる情報(相談内容の真実性の確認がなされていない情報)	生活衛生課
	2月19日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当) 法人等の権利・競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため (条例第7条第3号該当)	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
576	2月5日	〇〇〇〇(豊島区南大塚〇-〇-〇)に関する池袋保健所生活衛生課医務・薬事グループに寄せられた苦情及びその対応に関する文書保存年限期間内の文書	部分公開	写し	個人に関する情報(氏名・電話番号・住所・性別・受診日・診療内容等) 当該法人の正当な利益を害すると認められる情報(相談内容の真実性の確認がなされていない情報)	生活衛生課
	2月19日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当) 法人等の権利・競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため (条例第7条第3号該当)	
577	2月5日	医療法人社団〇〇〇〇(豊島区西池袋1-〇〇-〇〇)に関する池袋保健所生活衛生課医務・薬事グループに寄せられた苦情及びその対応に関する文書保存年限期間内の文書	部分公開	写し	個人に関する情報(氏名・電話番号・住所・性別・受診日・診療内容等) 当該法人の正当な利益を害すると認められる情報(相談内容の真実性の確認がなされていない情報)	生活衛生課
	2月19日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当) 法人等の権利・競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため (条例第7条第3号該当)	
578	2月5日	東京地方裁判所判決書写し ・平成25年(ワ)第〇〇〇〇号 損害賠償請求事件 ・平成27年(ワ)第〇〇〇〇号 損害賠償請求事件 ・平成28年(ワ)第〇〇〇〇号 損害賠償請求事件	部分公開	写し	①個人の住所、氏名、生年月日、手書き文字 ②法人所在地、法人名、部署名	監査委員事務局
	2月16日				①特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当) ②法人等の権利・競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため (条例第7条第3号該当)	
579	2月8日	医療法人社団〇〇〇〇(豊島区西池袋1-〇〇-〇〇)に関する池袋保健所生活衛生課医務・薬事グループに寄せられた平成30年度以降の医療相談、医療安全相談の記録	部分公開	写し	個人に関する情報(氏名・電話番号・住所・性別・受診日・診療内容等) 当該法人の正当な利益を害すると認められる情報(相談内容の真実性の確認がなされていない情報)	生活衛生課
	2月22日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当) 法人等の権利・競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため (条例第7条第3号該当)	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
580	2月9日	平成29年度 特別区生活保護担当係 長会アンケート	公開	写し		生活福祉課
	2月17日					
581	2月9日	行政情報公開請求日現在で開設されて いる診療所及び歯科診療所の下記 情報 施設名称、施設郵便番号、施設住 所、施設電話番号、施設FAX番号、診 療科目、開設者名、管理者氏名、開 設年月日	公開	写し		生活衛生課
	2月22日					
582	2月10日	令和2年9月15日以降に調剤薬局また は店舗販売業から保健所に提出され た変更届(変更届書)およびその添 付書類のうち、「〇〇〇〇」という 文字列を含むもの	非 公開	写し	存否応答拒否	生活衛生課
	2月22日				行政情報が存在しているか否 かを答えるだけで、第7条2号 の情報を公開することとなる ときは、当該行政情報の存否 を明らかにしないで、当該公 開請求を拒否することができる ため (条例第10条該当)	
583	2月10日	仕様書(ジョイントクッション他の購 入)	公開	写し		放課後 対策課
	2月17日					
584	2月15日	飲食店営業(自動販売機)の、許可番 号、業種、屋号、営業所所在地、営 業所方書、営業所TEL、営業者名、営 業者住所、営業者住所方書、営業所 電話番号、初回許可日、許可満了日	部分 公開	写し	許可申請者が個人の場合、そ の住所、電話番号	生活衛生課
	2月26日				特定の個人が識別され、また はされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
585	2月15日	豊島区職員措置請求に係る関係人調 査結果	部分 公開	写し	①調査対象者、②調査方法、 ③確認資料等	監査委員 事務局
	2月26日				①②③特定の個人が識別さ れ、またはされ得る情報であ るため (条例第7条第2号該当) ②③請求者以外のものとの間 における審議等に関する情報 であって、公にすることによ り、事業の適正な遂行に支障 を及ぼすと認められるため (条例第7条第5号該当) ②③区又は国等の事務又は事 業に関する情報で公にすること により事務の適正な執行に 支障を及ぼす情報であるため (条例第7条第6号該当)	
586	2月15日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号 90-1018の境界図及び求積図	部分 公開	写し	個人の名前	建築課
	2月18日				特定の個人が識別され、また はされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	

No.	受付日 決定日	編集後請求内容	決定 内容	公開 方法	非公開部分	担当課
					非公開理由	
587	2月16日	豊島区東池袋〇丁目〇番〇号〇〇〇 〇池袋東口店の初回許可日、許可満了日及び令和2年4月30日以降の届出	部分 公開	写し	令和2年4月30日以降の届出	生活衛生課
	2月26日				不存在	
587	2月16日	〇〇〇〇の廃業届	非 公開	写し	不存在	生活衛生課
	2月26日					
588	2月16日	〇〇保育園の2021年4月入園2次選考の申請者数	公開	閲覧		保育課
	3月2日					
589	2月16日	令和2年1月1日以降、〇〇〇〇弁護士に報酬等を支払うための支出命令書	部分 公開	写し	口座番号	総務課
	3月2日				公にすることにより犯罪の発生を招くおそれのある情報のため (条例第7条第4号該当)	
590	2月16日	案件番号：2020-00420 遊具設置工事 上記案件の金額入り内訳設計書一式	公開	写し		公園緑地課
	2月24日					
590	2月16日	「工事4号 清和小学校校庭改修工事」に係る契約締結について」のうち、「設計図書(金入)」	公開	写し		道路整備課
	2月22日					
591	2月18日	境界石標設置図(原図番号2378)	部分 公開	写し	土地家屋調査士の印影	土木管理課
	2月24日				公にすることにより犯罪の発生を招くおそれのある情報のため (条例第7条第4号該当)	
592	2月19日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号16-508の後退図及び求積図	部分 公開	写し	個人の名前	建築課
	2月25日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
593	2月24日	・令和元年度 豊島区森林環境譲与税の用途について ・令和2年度 補正7号説明資料(義務教育施設整備基金積立金) ・森林環境譲与税に関する市町村の令和3年度の用途の検討状況調査(調査表)	公開	写し		財政課
	2月26日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
594	2月24日	<p>豊島区監査委員は、住民監査請求の監査のため、判決書(東京地裁平成25年(ワ)第〇〇〇〇号、同27年(ワ)第〇〇〇〇号、同28年(ワ)第〇〇〇〇号)の所持者から、任意の協力によって同判決書を取得した同判決書を平成30年度豊島区職員措置請求監査結果に引用した</p> <p>監査委員は、この判決書には個人の私生活に関する秘密が記載されており、これを公開すれば個人の権利利益を侵害するものであると判断している</p> <p>下記の事項の行政情報の開示を求める</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 同判決書の存在をどのような経緯により知ったのか 2. 同判決書の所持者をどのような経緯により知ったのか 3. 同判決書を何時、何処で、どのような方法により取得したのか 4. 同判決書の所持者とは誰か 5. 同判決書の所持者と監査委員との関係は、何か 6. 同判決書には個人情報が含まれており、監査結果に引用するにあたり、個人等に了解を得たのか 7. 同判決書は、何時からどのように管理されているのか 	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	3月18日					
595	2月24日	<p>補助金に係る住民監査請求に「〇〇〇〇を被告とする訴訟における裁判所の判断(東京地裁平成25年(ワ)第〇〇〇〇号、同27年(ワ)第〇〇〇〇号)に照らし、調査嘱託の回答書及び陳述書を偽造したとの事実並びに社協が警察に通報することをもって業務目的上不当な行為であるとの請求人の主張を認めることはできない。」とある</p> <p>上記について、下記の事項の行政情報の開示を求める</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 裁判所の判断に照らしとあるが、どのような判断を引用したのか 2. どのような経緯により同判決書の存在を知ったのか 3. 同判決書を何時、何処で、どのような方法により取得したのか 4. 同判決書の所持者とは誰か 5. 監査結果には、関係人調査(判決書の所持者)をしたことが記載されていないのは何故か 6. 調査嘱託の回答書及び陳述書を作成したのは、監査対象部局である保健福祉部が管轄している豊島区民社会福祉協議会(社協)である。どのような理由により、監査対象者である社協に監査又は調査を実施しなかったのか 7. どのような理由により、社協に対し監査を実施することなく、裁判所の判断のみを監査結果としたのか 	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	3月18日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
596	2月24日	職員給与に係る住民監査請求①～⑦に「〇〇〇〇を被告とする訴訟における裁判所の判断(東京地裁平成28年(ワ)第〇〇〇〇号)に照らすと、同職員が訴訟委任状を偽造したとの事実は到底認められない。関係人に対する調査により、同弁護士に対して有償で訴訟委任をしていたことが認められる。」とある 上記について、下記の事項の行政情報の開示を求める 1. 裁判所の判断に照らしとあるが、どのような判断を引用したのか 2. どのような経緯により同判決書の存在を知ったのか 3. 同判決書を何時、何処で、どのような方法により取得したのか 4. 同判決書の所持者とは誰か 5. 監査対象者である関係職員(①〇〇〇〇、②〇〇〇〇〇、③〇〇〇〇〇、④〇〇〇〇〇、⑤〇〇〇〇〇、⑥〇〇〇〇〇、⑦〇〇〇〇〇)に対し、監査を実施しなかったのは何故か 7. どのような理由により、関係職員に対し監査を実施することなく、裁判所の判断及び関係人の調査結果のみを監査結果としたのか	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	3月18日				①調査対象者、②調査方法、③確認資料等 ①②③特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当) ②③請求者以外のものとの間における審議等に関する情報であって、公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるため (条例第7条第5号該当) ②③区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため (条例第7条第6号該当)	
	2月24日	職員給与に係る住民監査請求①～⑦に「〇〇〇〇を被告とする訴訟における裁判所の判断(東京地裁平成28年(ワ)第〇〇〇〇号)に照らすと、同職員が訴訟委任状を偽造したとの事実は到底認められない。関係人に対する調査により、同弁護士に対して有償で訴訟委任をしていたことが認められる。」とある 上記について、下記の事項の行政情報の開示を求める 6. 関係人に対し調査を実施したとあるが、関係人とは誰で、何時、何処で、どのような調査を行ったのか	部分公開	写し	①調査対象者、②調査方法、③確認資料等	監査委員事務局
	3月18日				①②③特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当) ②③請求者以外のものとの間における審議等に関する情報であって、公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるため (条例第7条第5号該当) ②③区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため (条例第7条第6号該当)	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
597	2月24日	<p>訴訟委任状契約に係る住民監査請求に「〇〇〇〇を被告とする訴訟における裁判所の判断(東京地裁平成28年(ワ)第〇〇〇〇号)に照らすと、同弁護士が訴訟委任状を偽造したとの事実は到底認められない。関係人に対する調査により、同弁護士に対して有償で訴訟委任をしていたことが認められる。」とある</p> <p>上記について、下記の事項の行政情報の開示を求める</p> <p>1. 裁判所の判断に照らしとあるが、どのような判断を引用したのか</p> <p>2. どのような経緯により同判決書の存在を知ったのか</p> <p>3. 同判決書を何時、何処で、どのような方法により取得したのか</p> <p>4. 同判決書の所持者とは誰か</p> <p>6. 豊島区民社会福祉協議会は関係人ではあるが、社協に対し調査を行っていないのは何故か</p>	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	3月18日				<p>①調査対象者、②調査方法、③確認資料等</p> <p>①②③特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)</p> <p>②③請求者以外のものとの間における審議等に関する情報であって、公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるため (条例第7条第5号該当)</p> <p>②③区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため (条例第7条第6号該当)</p>	
598	2月24日	<p>狭あい道路拡幅整備事業の協議番号19-569(測量図無し：今後測量予定)4-481 96-136 96-137 96-138 11-14の後退図及び求積図</p>	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	3月2日				<p>特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)</p>	
599	2月24日	<p>●2018年度 ・建築物解体工事(旧西椎名町公園周辺地域対策事業)</p> <p>●2019年度 ・建築物2棟の解体工事(南長崎はらっぱ公園周辺地域対策事業)の積算内訳書・諸経費計算書</p>	非公開	写し	不存在	財産運用課
	3月3日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
599	2月24日	下記工事の積算内訳書 ①旧長崎健康相談所解体工事 ②池袋第一小学校解体工事	公開	写し		施設整備課
	3月1日					
	2月24日	下記工事の諸経費計算書 ①旧長崎健康相談所解体工事 ②池袋第一小学校解体工事	非公開	写し	不存在	施設整備課
	3月1日					
	2月24日	池袋西口公園ステージ等解体工事の積算内訳書	公開	写し		公園緑地課
	3月3日					
	2月24日	池袋西口公園ステージ等解体工事の諸経費計算書	非公開	写し	不存在	公園緑地課
	3月3日					
600	2月24日	給食施設(許可及び届出)の、屋号、営業所所在地、営業所電話番号、営業者名、営業者住所、営業所電話番号、代表者名、業種、許可開始日、許可満了日	部分公開	写し	許可申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	3月8日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
601	2月25日	豊島区区営住宅等管理業務プロポーザル提案募集における〇〇〇の提案書、企画提案書、見積書、選考結果評価点表(内訳がわかる表)	取下げ	写し		住宅課
602	2月25日	令和3年2月22日付組織人事一覧及び公務員の宣誓書	公開	写し		人事課
	3月8日					
	2月25日	戸籍郵送業務マニュアル	公開	写し		総合窓口課
	3月8日					
	2月25日	事故等の報告書	非公開	写し	不存在	総合窓口課
	3月8日					
2月25日	令和3年2月22日付豊島区役所全組織の組織図	公開	写し		行政経営課	
3月8日						
603	2月26日	令和2年9月15日以降に調剤薬局または店舗販売業から保健所に提出された変更届(変更届書)およびその添付書類のうち、勤務薬剤師・管理薬剤師の氏名に「〇〇〇〇」という文字列を含むもの	非公開	写し	存否応答拒否	生活衛生課
	3月10日				行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第7条2号の情報を公開することとなる場合は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるため(条例第10条該当)	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
604	2月26日	<p>補助金に係る住民監査請求に「〇〇〇〇を被告とする訴訟における裁判所の判断(東京地裁平成25年(ワ)第〇〇〇〇号、同27年(ワ)第〇〇〇〇号)に照らし、調査嘱託の回答書及び陳述書を偽造したとの事実並びに社協が警察に通報することをもって業務目的上不当な行為であるとの請求人の主張を認めることはできない。」とある</p> <p>上記について、下記の事項の行政情報の開示を求める</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 裁判所の判断に照らしとあるが、どのような判断を引用したのか 2. どのような経緯により同判決書の存在を知ったのか 3. 同判決書を何時、何処で、どのような方法により取得したのか 4. 同判決書の所持者とは誰か 5. 監査結果には、関係人調査(判決書の所持者)をしたことが記載されていないのは何故か 6. 調査嘱託の回答書及び陳述書を作成したのは、監査対象部局である保健福祉部が管轄している豊島区民社会福祉協議会(社協)である。どのような理由により、監査対象者である社協に監査又は調査を実施しなかったのか 7. どのような理由により、社協に対し監査を実施することなく、裁判所の判断のみを監査結果としたのか 8. 調査嘱託の回答書には、申立者〇〇〇〇弁護士しか知りえない情報が含まれているため、同回答書は社協が作成したものではないことは明らかである。監査委員は、この事実を熟知したうえで、どのような理由により、事実と相違する監査結果を出したのか 	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	3月18日					
605	3月1日	<p>令和2年(行ウ)第〇〇号公文書非公開処分取消請求事件(豊島区と〇〇〇〇〇弁護士が交わした訴訟委任契約に係る契約金額と委託の範囲を非公開とした処分を取り消す事案)について、下記の事項の行政情報の開示を求める</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 〇〇〇〇〇弁護士は、答弁書及び準備書面(1)～(3)を作成し裁判所に提出しているが、これらの書面は、豊島区の了解のもとに作成されたものか 4. 〇〇〇〇〇弁護士は、裁判所に証拠として乙1～乙16を提出しているが、これらの証拠は、豊島区の了解のもとになされたものか。また、乙1～乙16を何時、誰が、どのように入手したものか 	非公開	写し	不存在	総務課
	3月15日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
605	3月1日	<p>令和2年(行ウ)第〇〇号公文書非公開処分取消請求事件に係る訴訟委任契約に関する業者指定理由書(行政情報公開請求書(別紙1)のうち、第1項及び第2項に掲げる質問に関する文書)(別紙1)</p> <p>令和2年(行ウ)第〇〇号公文書非公開処分取消請求事件(豊島区と〇〇〇〇〇〇弁護士が交わした訴訟委任契約に係る契約金額と委託の範囲を非公開とした処分を取り消す事案)について、下記の事項の行政情報の開示を求める</p> <p>1. 通常、区の訴訟事案は特別区人事・厚生事務組合の法務部が担当することになっているにも関わらず、事件の当事者(利害関係人)である〇〇〇〇弁護士に上記事件の訴訟代理人に指定したのはどのような理由によるものか</p> <p>2. 〇〇〇〇弁護士は、豊島区民社会福祉協議会及び当時理事であった〇〇〇〇の名を騙って、請求者の全財産を奪った犯罪者である。豊島区は、〇〇〇〇弁護士が犯罪者であると認識したうえで、どのような理由により、〇〇〇〇弁護士に訴訟委任をしたのか</p>	公開	写し		総務課
	3月15日					
606	3月1日	<p>令和2年(行ウ)第〇〇号、第〇〇号、第〇〇号、第〇〇号、第〇〇号公文書非公開処分取消請求事件について、下記の事項の行政情報の開示を求める</p> <p>1. 通常、区の訴訟事案は特別区人事・厚生事務組合の法務部が担当することになっているにも関わらず、事件の当事者(利害関係人)である〇〇〇〇弁護士に上記事件の訴訟代理人に指定したのはどのような理由によるものか</p> <p>2. 〇〇〇〇弁護士は、豊島区民社会福祉協議会及び当時理事であった〇〇〇〇の名を騙って、請求者の全財産を奪った犯罪者である。豊島区監査委員は、〇〇〇〇弁護士が犯罪者であると認識したうえで、どのような理由により、〇〇〇〇弁護士に訴訟委任をしたのか</p> <p>3. 〇〇〇〇弁護士は、答弁書及び準備書面を作成し裁判所に提出しているが、これらの書面は、豊島区監査委員の了解のもとに作成されたものか</p> <p>4. 〇〇〇〇弁護士は、裁判所に証拠として乙号証を提出しているが、これらの証拠は、豊島区監査委員の了解のもとになされたものか</p> <p>5. 準備書面の中に、請求者を誹謗中傷する箇所が見受けられるが、これは豊島区監査委員の指示によるものか</p>	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	3月18日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
607	3月1日	カラー印刷機のリース(長期継続契約)仕様書	公開	写し		東部区民事務所
	3月5日					
608	3月1日	カラー印刷機のリース(長期継続契約)仕様書	公開	写し		西部区民事務所
	3月4日					
609	3月1日	「メールシーラーのリース(長期継続契約)」に関する仕様書	公開	写し		税務課
	3月10日					
610	3月1日	「印刷機のリース(長期継続契約)」仕様書	公開	写し		生活衛生課
	3月8日					
611	3月1日	「印刷機のリース(長期継続契約)」仕様書	公開	写し		教育センター
	3月5日					
612	3月1日	令和2年度営業許可申請文書処理簿(法) 令和3年2月1日から令和3年2月末日までのうち 業種、屋号、営業所所在地、営業所電話番号、申請者氏名、許可開始日、許可満了日一覧(既廃業施設を除く)	部分公開	写し	許可申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	3月11日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
613	3月1日	美容所一覧 (令和3年2月1日～令和3年2月末日までに営業確認を受けた新規開設分) ①施設名称 ②施設所在地 ③施設電話番号 ④確認年月日 ⑤開設者氏名等	公開	写し		生活衛生課
	3月12日					
614	3月1日	令和3年2月1日から令和3年2月28日の間に、豊島区内において、新規に開設の届け出をした施術所(あはき柔)のうち、請求日までに廃止された施術所を除く、下記情報 ①施設名称 ②施設所在地 ③施設電話番号 ④開設届出日 ⑤開設者名	公開	写し		生活衛生課
	3月15日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
615	3月1日	令和2年度営業許可申請文書処理簿(法) 令和3年2月1日から令和3年2月末日までのうち 新規の飲食店営業申請施設一覧、法人の場合は法人の住所、代表者、電話(廃業施設を除く)	部分公開	写し	許可申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	3月11日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
616	3月1日	令和2年度営業許可申請文書処理簿(法) 令和3年2月1日から令和3年2月28日までのうち新規で食品営業許可を取得した施設一覧および許可更新した施設一覧、全業種 営業所名称、住所、電話番号、許可年月日、許可満了日、業種、営業者名(法人のみ住所、電話番号)	部分公開	写し	許可申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	3月11日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
617	3月1日	件名：工事4号 南池袋小学校校庭改修工事(2021年2月25日開札) 金入り設計書(代価明細書含む) 諸経費計算書 ※作成しているものに限りです	公開	写し		道路整備課
	3月2日					
618	3月1日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号17-174の後退図及び求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	3月2日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
619	3月1日	2021/2/25に入札が行われた、「工事4号南池袋小学校校庭改修工事」 上記物件の設計内訳書(金入りと経費関係詳細)	公開	写し		道路整備課
	3月2日					
620	3月2日	豊島区東池袋一丁目〇〇番〇〇号〇〇〇池袋東口店の営業所TEL、営業者名、代表者肩書、代表者名、営業者住所、営業者TEL、初回許可日、許可満了日	公開	写し		生活衛生課
	3月11日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
621	3月2日	道路占用許可申請内容写、道路占用許可申請書、道路占用許可書写し	部分公開	写し	①担当者の氏名、連絡先、 ②社印担当者印、図面、	土木管理課
	3月8日				①特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当) ②公にすることにより犯罪の発生を招くおそれのある情報のため (条例第7条第4号該当)	
622	3月3日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号8-1004の後退図及び求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	3月10日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
623	3月3日	飲食店営業(固定店舗・営業者法人のみ)の、業種、屋号、所在地、営業者名、許可決定日、許可満了日	公開	写し		生活衛生課
	3月15日					
624	3月4日	学則変更届 (平成29年度から令和2年度 東京豊島IT医療福祉専門学校5件分)	部分公開	閲覧	・法人代表者以外の個人名及び個人の印影 ・法人代表者印影	学習・スポーツ課
	3月9日				・代表者以外の個人名及び個人の印影 特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当) ・法人代表者印影 公にすることにより犯罪の発生を招くおそれのある情報のため (条例第7条第4号該当)	
625	3月5日	令和2年度食品台帳一覧のうち令和3年2月1日～令和3年2月28日までに新規に飲食店営業の許可を取得した全店舗の、屋号、営業所所在地、営業者名、営業所電話番号、業種、初回許可日、許可満了日、許可番号、加えて法人の場合は営業者住所、営業者電話番号、代表者氏名(廃業を除く)	部分公開	写し	許可申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	3月11日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第3号該当)	
626	3月5日	理容所一覧・美容所一覧 (令和3年2月1日～令和3年2月28日までに営業確認を受けた新規開設分) ①施設名称 ②施設所在地 ③施設電話番号 ④開設者名 ⑤代表者氏名(法人のみ) ⑥開設者住所(法人のみ) ⑦開設者電話番号(法人のみ) ⑧確認年月日	公開	写し		生活衛生課
	3月17日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
627	3月5日	<p>令和3年(行ウ)第〇〇号公文書非公開処分取消請求事件について、下記の事項の行政情報の開示を求める職員給与に係る住民監査請求①～⑦に「関係人に対する調査により、同弁護士に対して有償で訴訟委任をしていたことが認められる」とあり、上記事件の答弁書には、「実施済の関係人調査結果を参照することも関係人調査に含まれる」とある</p> <p>1 実施済の関係人調査結果を参照することも関係人調査に含まれるとあるが、関係人に対し調査を実施せず、関係人調査結果を参照したということですか</p> <p>2 関係人調査結果を参照したというのであれば、職員給与に係る住民監査請求①～⑦について関係人調査結果に記載された関係人の誰を参照したのか</p> <p>3 関係人に調査を実施していないにも関わらず、どのような理由により「関係人に対する調査により」と事実と相違することを記載したのか</p> <p>4 通常、区の訴訟事案は特別区人事・厚生事務組合の法務部が担当することになっているにも関わらず、事件の当事者(利害関係人)である〇〇〇〇弁護士に上記事件の訴訟代理人に指定したのはどのような理由によるものか</p> <p>5 〇〇〇〇弁護士は、豊島区民社会福祉協議会及び当時理事であった〇〇〇〇の名を騙って、請求者の全財産を奪った犯罪者である。豊島区監査委員は、〇〇〇〇弁護士が犯罪者であると認識したうえで、どのような理由により、〇〇〇〇弁護士に訴訟委任をしたのか</p> <p>6 〇〇〇〇弁護士は、答弁書を作成し裁判所に提出しているが、豊島区監査委員の了解のもとに作成されたものか</p> <p>7 〇〇〇〇弁護士は、裁判所に証拠として乙第1号証を提出しているが、豊島区監査委員の了解のもとになされたものか乙第1号証には個人情報が含まれているが、豊島区監査委員はこれについて何らかの配慮をしたか</p>	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	3月18日					
628	3月8日	<p>建設工事入札に係る金入設計書</p> <p>工事名 工事4号南池袋小学校校庭改修</p>	公開	写し		道路整備課
	3月15日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
	3月8日	関係人と①～⑦の監査対象者との関係が記載されている文書	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	3月18日					
629	3月8日	「関係人に対しどのようなことを調査し、調査を実施した月日、調査方法、確認資料、調査結果等が記載されている文書」については、豊島区職員措置請求に係る関係人調査結果	部分公開	写し	①調査対象者、②調査方法、③確認資料等	監査委員事務局
	3月18日				①②③特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当) ②③請求者以外のものとの間における審議等に関する情報であって、公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるため (条例第7条第5号該当) ②③区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため (条例第7条第6号該当)	
630	3月10日	行政情報公開請求書(別紙)3①について 豊島区職員措置請求に係る関係人調査結果(別紙) 職員給与に係る住民監査請求①～⑦の監査結果について下記の情報の公開を求める 3 調査方法として、「本件監査の関係人に対して、同弁護士へ訴訟委任をした事実の有無及び弁護士支払事実の有無について調査を実施した」とある ①本件監査の関係人は誰か	部分公開	写し	①調査対象者、②調査方法、③確認資料等	監査委員事務局
	3月18日				①②③特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当) ②③請求者以外のものとの間における審議等に関する情報であって、公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるため (条例第7条第5号該当) ②③区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため (条例第7条第6号該当)	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
630	3月10日	行政情報公開請求書(別紙)1、2、3② 及び3③について (別紙) 職員給与に係る住民監査請求①～⑦ の監査結果について下記の情報の公開を 求める 1 住民監査請求者が求めている請求と 監査対象事項が相違しているのは何故か 2 監査対象者である関係職員に監査を しなかったのは何故かまた、総務部人事課 を監査対象としたのは何故か 3 調査方法として、「本件監査の関係人 に対して、同弁護士へ訴訟委任をした事 実の有無及び弁護士支払事実の有無につ いて調査を実施した」とある ②本件監査の関係人本人が、〇〇〇〇 弁護士に訴訟委任を有償でしたか否かを 調査しても、関係職員の違法行為があ ったか否かを証明することは出来ない。ど のような理由により関係人に調査を実施 したのか ③関係人に調査を実施することなく、実 施したなどと虚偽の監査結果を出したこ とは違法行為である監査委員は、住民監 査請求の請求事実を隠蔽するために故意 に虚偽の監査結果を出したのか	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	3月18日					
632	3月12日	標識設置届 事前協議書、事前協議済通知書 豊島区中高層集合住宅建築物の建築に 関する条例第8条2項に基づく変更事 項届工事完了届、適合証	部分公開	写し	①個人に関する名前と住所 ②個人及び法人代表者の印影 ③平面図	建築課
	3月26日				①特定の個人が識別され、またはされ 得る情報であるため(条例第7条第2号 該当) ②③公にすることにより犯罪の発生を 招くおそれのある情報のため(条例第 7条第4号該当)	
633	3月12日	標識設置届 事前協議書 事前協議済通知書	部分公開	写し	①個人に関する名前と住所 ②個人及び法人代表者の印影 ③平面図	建築課
	3月26日				①特定の個人が識別され、またはされ 得る情報であるため(条例第7条第2号 該当) ②③公にすることにより犯罪の発生を 招くおそれのある情報のため(条例第 7条第4号該当)	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
634	3月12日	平成31年度執行豊島区長選挙立候補者の選挙運動費用収支報告書及び領収書	部分公開	閲覧	領収書のうち口座情報、個人の住所、個人の印影	選挙管理委員会
	3月22日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当) 法人等の権利・競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため (条例第7条第3号該当) 公にすることにより犯罪の発生を招くおそれのある情報のため (条例第7条第4号該当)	
635	3月12日	区長の交通費に関する資料一切 (自家用車の移動に関する報告)	非公開	閲覧	不存在	総務課
	4月16日					
	3月12日	区長の交通費に関する資料一切 (タクシーチケットの請求書・旅行命令簿) (期間は2019年から2020年。庁有車の運行記録は除く)	部分公開	閲覧	個人に関する名前 法人の口座情報	総務課
	4月16日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当) 法人等の権利・競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため (条例第7条第3号該当)	
3月12日	1. 9月3日出発 豊島区東アジア 公民連携訪問団 支出命令書 2. 東アジア文化都市2019豊島視察交流団 職員自己負担内訳	公開	閲覧		文化観光課	
4月16日						
636	3月12日	公衆浴場一覧(種別：その他の公衆浴場) (令和3年3月12日現在/許可年月日順) ①施設名称 ②施設所在地 ③施設電話番号 ④営業者氏名等 ⑤許可年月日	公開	写し		生活衛生課
	3月25日					
637	3月15日	豊島区職員措置請求監査結果(職員給与に係る住民監査請求①～⑦)において、監査委員が入手した情報(職員〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇が〇〇〇〇弁護士に対して有償で訴訟委任契約を締結していた事実)が記載されている文書	非公開	写し	存否応答拒否	監査委員事務局
	3月18日				行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第7条2号の情報を公開することとなる場合は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるため (条例第10条該当)	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
640	3月17日	平成30年1月1日以降、監査結果が棄却又は却下にかかわらず、監査委員が住民監査請求の監査のために作成する監査調書	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	3月30日					
641	3月17日	2021年2月25日入札の 件名：工事4号 南池袋小学校校庭改修工事 上記工事の金入り設計書一式(図面を除く)	公開	写し		道路整備課
	3月22日					
642	3月18日	駒込第二保育園、駒込第三保育園の令和3年2月入園の欠員状況	公開	写し		保育課
	3月26日					
643	3月18日	地方自治法第197条の2に「普通地方公共団体の長は、監査委員に職務上の義務違反その他監査委員たるに適しない非行があると認めるときは、議会の同意を得て、これを罷免することができる」と定められている 第三者が監査委員の業務上の義務違反及び非行を発見した場合その第三者は何をすべきか また、区長は、どのような手続きにより監査委員を罷免するのか	非公開	写し	不存在	総務課
	4月1日					
644	3月19日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号0-451、10-24(10-400・11-34)、13-557、97-362の後退図及び求積図	公開	写し		建築課
	3月23日					
645	3月22日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号07-100の後退図及び求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	3月26日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
646	3月23日	東池袋2-〇-〇 〇〇〇〇株式会社に 係る工場認可申請書	部分 公開	写し	1. 個人に関する氏名・印影 2. 法人に関する印影	環境保全課
	4月2日				1. 特定の個人が識別され、ま たはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当) 2. 公にすることにより犯罪の 発生を招くおそれのある情報 のため (条例第7条第4号該当)	
647	3月24日	旅館業営業施設一覧(令和3年3月24日 現在) ①施設名称 ②施設所在地 ③施設電 話番号 ④経営者名 ⑤代表者名(法人 のみ) ⑥経営者住所(法人のみ) ⑦経 営者電話番号(法人のみ) ⑧客室数 ⑨定員数 ⑩種別 ⑪許可年月日 ⑫許 可番号	公開	写し		生活衛生課
	4月6日					
648	3月24日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号 92-174の境界図及び求積図	部分 公開	写し	個人の名前	建築課
	3月26日				特定の個人が識別され、また はされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
649	3月25日	豊島区職員措置請求に係る関係人調 査結果(職員給与に係る住民監査請求 ①～⑦に関する関係人調査で参照し た行政情報)	部分 公開	写し	①調査対象者、②調査方法、 ③確認資料等	監査委員 事務局
	3月30日				①②③特定の個人が識別さ れ、またはされ得る情報であ るため (条例第7条第2号該当) ②③請求者以外のものとの間 における審議等に関する情報 であって、公にすることによ り、事業の適正な遂行に支障 を及ぼすと認められるため (条例第7条第5号該当) ②③区又は国等の事務又は事 業に関する情報で公にすること により事務の適正な執行に 支障を及ぼす情報であるため (条例第7条第6号該当)	
650	3月26日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号 08-15の後退図及び求積図	部分 公開	写し	個人の名前	建築課
	3月30日				特定の個人が識別され、また はされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
651	3月26日	「(仮称)マンガの聖地 としまミュージアム新築工事」(2018年10月23日)にともなう下請報告書	部分公開	写し	緊急連絡先リストのうち、担当者の氏名および電話番号が記された部分	施設整備課
	4月9日				公にすることにより犯罪の発生を招くおそれのある情報のため (条例第7条第4号該当)	
	3月26日	「(仮称)マンガの聖地 としまミュージアム新築工事」(2018年10月23日)にともなう施工体系図	公開	写し		施設整備課
652	3月26日	「(仮称)マンガの聖地 としまミュージアム新築工事」(2018年10月23日)にともなう建設許可書類一式	非公開	写し	不存在	施設整備課
	4月9日					
652	3月31日	行政情報公開請求書 別紙の1及び2の行政情報は、「豊島区職員措置請求に係る関係人調査結果」である別紙 1 訴訟委任契約に係る住民監査請求における関係人に対して調査をしたことが記録されている調査記録書 2 職員給与に係る住民監査請求①～⑦における関係人に対して調査をしたことが記録されている調査記録書	部分公開	写し	①調査対象者、②調査方法、③確認資料等 ①②③特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当) ②③請求者以外のものとの間における審議等に関する情報であって、公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるため (条例第7条第5号該当) ②③区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため (条例第7条第6号該当)	監査委員事務局
	4月16日					
653	3月31日	都の環境確保条例に基づく区内すべての工場及び指定作業場の一覧。請求日において最新のもので、以下の項目を含むもの ・事業場名 ・事業場所在地 ・工場/指定作業場の別 ・業種 ・有害物質使用届出の有無、及び有害物質の名称 ・認可年月日 ・廃止のものは年月日(年月日不明のものは廃止情報だけでも可)	取下げ	写し		環境保全課
654	3月31日	下水道法に基づく区内すべて届出事業場の一覧 請求日において最新のもので、以下の項目を含むもの ・事業場名 ・事業場所在地 ・業種又は産業分類等 ・特定施設の番号 ・有害物質使用届出の有無 ・有害物質の名称 ・廃止のものは年月日(年月日不明のものは廃止情報だけでも可)	取下げ	写し		環境保全課

Ⅲ 個人情報保護制度の実施状況(令和2年4月～令和3年3月)

1 個人情報ファイル登録等の状況(平成3年4月1日現在)

実施機関	個人情報ファイル登録票	外部委託登録票	目的外利用記録票	外部提供記録票
区 長	787	263	164	241
政 策 経 営 部	31	6		2
総 務 部	49	22	12	20
区 民 部	92	31	14	50
文 化 商 工 部	61	6	2	8
環 境 清 掃 部	34	2		2
保 健 福 祉 部	284	148	88	131
子 ど も 家 庭 部	89	8	33	15
都 市 整 備 部	145	39	15	12
会 計 管 理 室	1	1		1
教 育 部	95	20	11	7
選 挙 管 理 委 員 会	6	2		7
監 査 委 員				1
合 計	888	285	175	256

2 審議会諮問・答申状況

諮問・報告 開催月日	諮問事項	答申月日	答申内容
<p>[第1回] 5/13(水)</p>	<p>[2 諮問第 1 号] 令和 2 年度子育て世帯への臨時特別給付金支給事業に係る児童手当受給者等の個人情報の目的外利用</p> <p>[2 諮問第 2 号] クラウドサービス利用時のログインID登録における電子計算機の結合</p> <p>[2 諮問第 3 号] 特別定額給付金事業に係る個人情報の本人以外からの収集</p> <p>[2 諮問第 4 号] 特別定額給付金事業に係る個人情報の目的外利用</p> <p>[2 諮問第 5 号] 特別定額給付金事業に係る個人情報の外部提供</p> <p>[2 諮問第 6 号] 特別定額給付金事業管理システム（仮称）による個人情報の電算処理</p> <p>[2 諮問第 7 号] 特別定額給付金事業管理システム（仮称）の保守業務の委託に係る措置</p> <p>[2 諮問第 8 号] 特別定額給付金事業の委託に係る措置</p>	<p>5月13日</p>	<p>[2 答申第 1 号] 令和 2 年度子育て世帯への臨時特別給付金支給事業に係る児童手当受給者等の個人情報の目的外利用</p> <p>[2 答申第 2 号] クラウドサービス利用時のログインID登録における電子計算機の結合</p> <p>[2 答申第 3 号] 特別定額給付金事業に係る個人情報の本人以外からの収集</p> <p>[2 答申第 4 号] 特別定額給付金事業に係る個人情報の目的外利用</p> <p>[2 答申第 5 号] 特別定額給付金事業に係る個人情報の外部提供</p> <p>[2 答申第 6 号] 特別定額給付金事業管理システム（仮称）による個人情報の電算処理</p> <p>[2 答申第 7 号] 特別定額給付金事業管理システム（仮称）の保守業務の委託に係る措置</p> <p>[2 答申第 8 号] 特別定額給付金事業の委託に係る措置</p> <p>【上記事項について承認】</p>
<p>[第2回] 7/31(金)</p>	<p>[2 諮問第 9 号] ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業に係る児童扶養手当・児童育成手当受給者等の個人情報の目的外利用</p> <p>[2 諮問第 10 号] 新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭支援事業実施のための児童扶養手当受給者の個人情報の目的外利用</p> <p>[2 諮問第 11 号] ひとり親世帯緊急支援給付金支給事業に係る児童扶養手当受給者等の個人情報の目的外利用</p>	<p>7月31日</p>	<p>[2 答申第 9 号] ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業に係る児童扶養手当・児童育成手当受給者等の個人情報の目的外利用</p> <p>[2 答申第 10 号] 新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭支援事業実施のための児童扶養手当受給者の個人情報の目的外利用</p> <p>[2 答申第 11 号] ひとり親世帯緊急支援給付金支給事業に係る児童扶養手当受給者等の個人情報の目的外利用</p>

<p>諮問・報告 開催月日</p>	<p>諮問事項</p>	<p>答申月日</p>	<p>答申内容</p>
<p>[第2回] 7/31(金)</p>	<p>[2 諮問第 1 2 号] 医療・福祉支援寄附金を活用したひとり親家庭支援事業に係る児童扶養手当受給者の個人情報の目的外利用</p> <p>[2 諮問第 1 3 号] 医療・福祉支援寄附金を活用したひとり親家庭支援事業の委託に係る措置</p> <p>[2 諮問第 1 4 号] 在宅医療・介護連携のための完全非公開型 SNS の導入のための電算処理</p> <p>[2 諮問第 1 5 号] 在宅医療・介護連携のための完全非公開型 SNS の導入のための電子計算機の結合</p> <p>[2 諮問第 1 6 号] 特別定額給付金の未申請者に対する申請勧奨業務に必要な個人情報の目的外利用</p> <p>[2 諮問第 1 7 号] 特別定額給付金の未申請者に対する申請勧奨業務に係る個人情報の電算処理</p> <p>[2 諮問第 1 8 号] 特別定額給付金の未申請者に対する申請勧奨業務の委託に係る措置</p>		<p>[2 答申第 1 2 号] 医療・福祉支援寄附金を活用したひとり親家庭支援事業に係る児童扶養手当受給者の個人情報の目的外利用</p> <p>[2 答申第 1 3 号] 医療・福祉支援寄附金を活用したひとり親家庭支援事業の委託に係る措置</p> <p>[2 答申第 1 4 号] 在宅医療・介護連携のための完全非公開型 SNS の導入のための電算処理</p> <p>[2 答申第 1 5 号] 在宅医療・介護連携のための完全非公開型 SNS の導入のための電子計算機の結合</p> <p>[2 答申第 1 6 号] 特別定額給付金の未申請者に対する申請勧奨業務に必要な個人情報の目的外利用</p> <p>[2 答申第 1 7 号] 特別定額給付金の未申請者に対する申請勧奨業務に係る個人情報の電算処理</p> <p>[2 答申第 1 8 号] 特別定額給付金の未申請者に対する申請勧奨業務の委託に係る措置</p> <p>【上記事項について承認】</p>
<p>[第3回] 9/2(水)</p>	<p>[2 諮問第 1 9 号] クラウドシステム上におけるアカウント情報の登録及び削除業務の委託に係る措置</p> <p>[2 諮問第 2 0 号] 支援対象児童等見守り強化事業に係る個人情報の本人以外からの収集</p> <p>[2 諮問第 2 1 号] 支援対象児童等見守り強化事業の委託に係る措置</p> <p>[2 諮問第 2 2 号] 新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭支援事業対象者範囲拡大のためのひとり親世帯臨時特別給付金受給者の個人情報の目的外利用</p> <p>[2 諮問第 2 3 号] 東京都「次世代ウェルネスソリューション構築事業」のモデル事業実施に係る保有個人情報の外部提供</p>	<p>9月2日</p>	<p>[2 答申第 1 9 号] クラウドシステム上におけるアカウント情報の登録及び削除業務の委託に係る措置</p> <p>[2 答申第 2 0 号] 支援対象児童等見守り強化事業に係る個人情報の本人以外からの収集</p> <p>[2 答申第 2 1 号] 支援対象児童等見守り強化事業の委託に係る措置</p> <p>[2 答申第 2 2 号] 新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭支援事業対象者範囲拡大のためのひとり親世帯臨時特別給付金受給者の個人情報の目的外利用</p> <p>【上記事項について承認】</p> <p>[2 諮問第 2 3 号] 東京都「次世代ウェルネスソリューション構築事業」のモデル事業実施に係る保有個人情報の外部提供</p> <p>【上記事項について取下げ】</p>

諮問・報告 開催月日	諮問事項	答申月日	答申内容
[第4回] 12/10(木)	<p>[2 諮問第24号] ひとり親世帯緊急支援給付金支給事業に係るひとり親世帯臨時特別給付金受給者等の個人情報の目的外利用</p> <p>[2 諮問第25号] 厚生労働省が構築した食品衛生申請等システムへの申請者情報等の個人情報の外部提供</p> <p>[2 諮問第26号] 障害支援区分判定ソフト構築業務・保守業務の委託に係る措置</p>	12月10日	<p>[2 答申第24号] ひとり親世帯緊急支援給付金支給事業に係るひとり親世帯臨時特別給付金受給者等の個人情報の目的外利用</p> <p>[2 諮問第26号] 障害支援区分判定ソフト構築業務・保守業務の委託に係る措置</p> <p>【上記事項について承認】</p> <p>[2 諮問第25号] 厚生労働省が構築した食品衛生申請等システムへの申請者情報等の個人情報の外部提供</p> <p>【上記事項について取下げ】</p>

諮問・報告 開催月日	諮問事項	答申月日	答申内容
[第5回] 2/4(木)	<p>[2 諮問第27号] おくやみコーナー事業に係る個人情報の目的外利用</p> <p>[2 諮問第28号] おくやみ管理システム（仮称）による個人情報の電算処理</p> <p>[2 諮問第29号] おくやみ管理システム（仮称）構築及び保守委託に係る措置</p> <p>[2 諮問第30号] 高齢者の夜間緊急電話窓口及び休日電話相談窓口の委託に係る措置</p> <p>[2 諮問第31号] 地域資源情報データベースシステムによる個人情報の電算処理</p> <p>[2 諮問第32号] 地域資源情報データベースシステムの運用・保守業務委託に係る措置</p> <p>[2 諮問第33号] ウィズコロナにおける高齢者への呼びかけ事業にかかる民生委員への情報提供</p>	2月4日	<p>[2 答申第27号] おくやみコーナー事業に係る個人情報の目的外利用</p> <p>[2 答申第28号] おくやみ管理システム（仮称）による個人情報の電算処理</p> <p>[2 答申第29号] おくやみ管理システム（仮称）構築及び保守委託に係る措置</p> <p>[2 答申第30号] 高齢者の夜間緊急電話窓口及び休日電話相談窓口の委託に係る措置</p> <p>[2 答申第31号] 地域資源情報データベースシステムによる個人情報の電算処理</p> <p>[2 答申第32号] 地域資源情報データベースシステムの運用・保守業務委託に係る措置</p> <p>【上記事項について承認】</p> <p>[2 諮問第33号] ウィズコロナにおける高齢者への呼びかけ事業にかかる民生委員への情報提供</p> <p>【上記事項について取下げ】</p>

諮問・報告 開催月日	諮問事項	答申月日	答申内容
[第6回] 3/29(月)	[2 諮問第34号] Chromebook (クロームブック) 利用に 関するヘルプデスク業務の委託に係る 措置 [2 諮問第35号] 教育関連事業のクラウドシステム運用 における電子計算機の結合 [2 諮問第36号] 子ども若者総合相談事業のクラウドシ ステム運用における電子計算機の結合 [2 諮問第37号] 「低所得の子育て世帯に対する子育て 世帯生活支援特別給付金」(仮称)支給 事業に係る児童扶養手当受給者等の個 人情報の目的外利用	3月29日	[2 答申第34号] Chromebook (クロームブック) 利用に 関するヘルプデスク業務の委託に係る 措置 [2 答申第35号] 教育関連事業のクラウドシステム運用 における電子計算機の結合 [2 答申第36号] 子ども若者総合相談事業のクラウドシ ステム運用における電子計算機の結合 [2 答申第37号] 「低所得の子育て世帯に対する子育て 世帯生活支援特別給付金」(仮称)支給 事業に係る児童扶養手当受給者等の個 人情報の目的外利用 【上記事項について承認】

3 保有個人情報等の開示、訂正、削除、利用又は提供の中止請求の処理状況

請求区分	受付	決定内容				開示方法		
		応じる		応じられない (不存在)	取下げ	閲覧	写しの 交付	視聴
		全部	一部					
開示	113	68	39	19 (18)	3	5	102	
訂正						/		
削除								
中止								

※受付件数と決定内容の合計数が異なるのは、1件の受付で複数の開示決定がなされたものがあったため

※受付件数と決定内容の部の合計数が異なるのは、1件の受付で複数の部の開示決定がなされたものがあったため

(第1四半期 4月～6月)

請求区分	受付	決定内容				開示方法		
		応じる		応じられない (不存在)	取下げ	閲覧	写しの 交付	視聴
		全部	一部					
開示	28	16	9	3 (3)	2	0	25	
訂正						/		
削除								
中止								

(第2四半期 7月～9月)

請求区分	受付	決定内容				開示方法		
		応じる		応じられない (不存在)	取下げ	閲覧	写しの 交付	視聴
		全部	一部					
開示	27	17	10	2 (2)		2	25	
訂正						/		
削除								
中止								

(第3四半期 10月～12月)

請求区分	受付	決定内容				開示方法		
		応じる		応じられない (不存在)	取下げ	閲覧	写しの 交付	視聴
		全部	一部					
開示	23	15	6	2 (2)		0	21	
訂正						/		
削除								
中止								

(第4四半期 1月～3月)

請求区分	受付	決定内容				開示方法		
		応じる		応じられない (不存在)	取下げ	閲覧	写しの 交付	視聴
		全部	一部					
開示	37	20	14	12 (11)	1	3	31	
訂正						/		
削除								
中止								

(1) 実施機関別内訳

実施機関	請求区分	受付	処理状況				開示方法		
			応じる		応じられない (うち不存在)	取下げ	閲覧	写しの 交付	視聴
			全部	一部					
区 長	開示	127	68	38	18 (17)	3	5	111	
	訂正								
	削除								
	中止								
政策経営部	開示	3	3					3	
	訂正								
	削除								
	中止								
総務部	開示	5	2	1	2 (2)			5	
	訂正								
	削除								
	中止								
区民部	開示	31	11	5	12 (12)	3	5	11	
	訂正								
	削除								
	中止								
文化商工部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
環境清掃部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
保健福祉部	開示	69	40	25	4 (3)			67	
	訂正								
	削除								
	中止								
子ども家庭部	開示	18	11	7				18	
	訂正								
	削除								
	中止								
都市整備部	開示	1	1					1	
	訂正								
	削除								
	中止								
会計管理室	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
教育委員会	開示	1		1				1	
	訂正								
	削除								
	中止								
合 計	開示	128	68	39	18 (17)	3	5	102	
	訂正								
	削除								
	中止								

(第1四半期 4月～6月)

実施機関	請求区分	受付	処理状況				開示方法		
			応じる		応じられない (うち不存在)	取下げ	閲覧	写しの 交付	視聴
			全部	一部					
区 長	開示	30	16	9	3 (3)	2		25	
	訂正								
	削除								
	中止								
政策経営部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
総務部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
区民部	開示	7	2	2	1 (1)	2		4	
	訂正								
	削除								
	中止								
文化商工部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
環境清掃部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
保健福祉部	開示	20	12	6	2 (2)			18	
	訂正								
	削除								
	中止								
子ども家庭部	開示	2	1	1				2	
	訂正								
	削除								
	中止								
都市整備部	開示	1	1					1	
	訂正								
	削除								
	中止								
会計管理室	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
教育委員会	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
合 計	開示	30	16	9	3 (3)	2		25	
	訂正								
	削除								
	中止								

(第2四半期 7月～9月)

実施機関	請求区分	受付	処理状況				開示方法		
			応じる		応じられない (うち不存在)	取下げ	閲覧	写しの 交付	視聴
			全部	一部					
区 長	開示	29	17	10	2 (2)		2	25	
	訂正								
	削除								
	中止								
政策経営部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
総務部	開示	3	1	1	1 (1)			2	
	訂正								
	削除								
	中止								
区民部	開示	6	3	2	1 (1)		2	3	
	訂正								
	削除								
	中止								
文化商工部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
環境清掃部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
保健福祉部	開示	20	13	7				20	
	訂正								
	削除								
	中止								
子ども家庭部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
都市整備部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
会計管理室	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
教育委員会	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
合 計	開示	29	17	10	2 (2)		2	25	
	訂正								
	削除								
	中止								

(第3四半期 10月～12月)

実施機関	請求区分	受付	処理状況				開示方法		
			応じる		応じられない (うち不存在)	取下げ	閲覧	写しの 交付	視聴
			全部	一部					
区 長	開示	23	15	6	2 (2)		21		
	訂正								
	削除								
	中止								
政策経営部	開示	1	1				1		
	訂正								
	削除								
	中止								
総務部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
区民部	開示	4	2		2 (2)		2		
	訂正								
	削除								
	中止								
文化商工部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
環境清掃部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
保健福祉部	開示	14	9	5			14		
	訂正								
	削除								
	中止								
子ども家庭部	開示	4	3	1			4		
	訂正								
	削除								
	中止								
都市整備部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
会計管理室	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
教育委員会	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
合 計	開示	23	15	6	2 (2)		21		
	訂正								
	削除								
	中止								

(第4四半期 1月～3月)

実施機関	請求区分	受付	処理状況				開示方法		
			応じる		応じられない (うち不存在)	取下げ	閲覧	写しの 交付	視聴
			全部	一部					
区 長	開示	45	20	13	12 (11)	1	3	30	
	訂正								
	削除								
	中止								
政策経営部	開示	2	2					2	
	訂正								
	削除								
	中止								
総務部	開示	2	1		1 (1)			1	
	訂正								
	削除								
	中止								
区民部	開示	14	4	1	8 (8)	1	3	2	
	訂正								
	削除								
	中止								
文化商工部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
環境清掃部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
保健福祉部	開示	15	6	7	3 (2)			13	
	訂正								
	削除								
	中止								
子ども家庭部	開示	12	7	5				12	
	訂正								
	削除								
	中止								
都市整備部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
会計管理室	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
教育委員会	開示	1		1				1	
	訂正								
	削除								
	中止								
合 計	開示	46	20	14	12 (11)	1	3	31	
	訂正								
	削除								
	中止								

(2) 開示請求内容別内訳

第1四半期（4月～6月）

No.	受付日	請求内容	決定区分	開示方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
1	4月1日	私の生活保護受給（開始日 平成20年3月25日）の際に作成した資料	部分開示	写し	第三者の個人情報（氏名・続柄）	生活福祉課
	4月15日				開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため （条例第18条第2号該当）	
2	4月2日	①私の保護変更決定通知書の根拠となった、保護世帯台帳に記録されている収入内訳及び必要経費の写し ②上同文内容で他1枚	開示	写し		生活福祉課
	4月15日					
3	4月2日	①私の保護変更決定通知書此の決定通知書の根拠となった提出の収入申告書等全ての書面 ②上同文内容で平成11年8月4日付1枚	部分開示	写し	第三者の個人情報（氏名・情報、雇用契約書、社判印影）	生活福祉課
	4月15日				開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため （条例第18条第2号該当）	
4	4月3日	私の母の介護保険の内容最後の介護度の決定通知	開示	写し		介護保険課
	4月10日					
5	4月3日	私の保護変更決定通知書（控）此の通知書・添付書面の根拠となった提出の収入申告書等、全ての書面	開示	写し		生活福祉課
	4月15日					
6	4月3日	私の保護変更決定通知書号平成23年10月3日付（控） 上記に添付された内訳書面	非開示	写し	不存在	生活福祉課
	4月15日					
6	4月3日	私の護変更決定通知書平成23年10月13日付 私の護変更決定通知書平成23年10月14日付	開示	写し		生活福祉課
	4月15日					
7	4月3日	私の護変更決定通知書平成23年10月13日付 私の護変更決定通知書平成23年10月14日付 及びこの通知書に添付された内訳書	非開示	写し	不存在	生活福祉課
	4月15日					
7	4月6日	私の印鑑登録証の発行履歴（豊島区転入から現在まで）	開示	写し		総合窓口課
	4月16日					
8	4月7日	2年前に池袋保健所に提出した私の障害者手帳と自立支援の更新の為に診断書のコピーがほしい	開示	写し		健康推進課
	4月10日					

No.	受付日	請求内容	決定区分	開示方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
9	4月14日	私の精神保健福祉手帳申請時の診断書（令和2年1月6日提出）	開示	写し		健康推進課
	4月21日					
10	4月14日	私の一番初め認定を受けた要介護認定要支援認定等結果通知書	開示	写し		介護保険課
	4月20日					
11	4月14日	私の2019年12月以降の住民票発行の履歴	開示	写し		総合窓口課
	4月22日					
12	4月20日	私の①②③の根拠の保護世帯台帳記録全内容保護変更決定通知書	開示	写し		生活福祉課
	4月30日					
13	4月20日	私の印鑑登録書、印鑑証明書2008年1月1日から2020年4月20日までの履歴	非開示	写し	不存在	総合窓口課
	4月22日					
14	4月27日	私の叔母の令和2年3月19日申請分の介護保険認定調査票	部分開示	写し	介護保険認定調査票に記載された第三者の個人情報 開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため （条例第18条第2号該当）	介護保険課
	5月11日					
15	5月8日	私が平成23年9月1日から9月30日の間に保護第4係〇〇担当員宛、提出、FAX発信した全ての書面	開示	写し		生活福祉課
	5月18日					
16	5月8日	私が平成23年10月1日から10月31日の間に保護第4係〇〇担当員宛、提出、FAX発信した全ての書面	開示	写し		生活福祉課
	5月18日					
17	5月8日	私の2019年度の確定申告書第1表	取下げ	写し		税務課
18	5月8日	私の令和2年3月5日の転居届	取下げ	閲覧		総合窓口課
19	5月14日	私が令和2年2月5日に申請した豊島区訪問型病児保育利用料助成金交付申請書「病児保育サービス利用内訳」「領収書」「お薬手帳」「豊島区訪問型病児保育利用助成金交付請求書口座振替依頼書」	部分開示	写し	開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため （条例第18条第2号該当）	保育課
	5月27日					
20	5月14日	私の認定調査票と主事医意見書 特別養護老人ホームに入るために必要（要介護5になった時のもの）	部分開示	写し	介護保険認定調査票に記載された第三者の個人情報 開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため （条例第18条第2号該当）	介護保険課
	5月25日					

No.	受付日	請求内容	決定区分	開示方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
21	5月15日	スナック〇〇に関する2年5月12日に私が提出した始末書	開示	写し		生活衛生課
	5月28日					
22	5月19日	私の母平成29年（2017年）2月1日の前後になされた最初の要介護認定に関するその通知書及び認定の基礎とされた資料の一切 平成29年（2017年）2月1日直近の前になされた光代に関する最後の要介護認定に関するその通知書及び認定の基礎とされた資料の一切	部分開示	写し	介護保険認定調査票に記載された第三者の個人情報 開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため （条例第18条第2号該当）	介護保険課
	6月2日					
23	5月28日	私の保有個人情報等開示請求書 平成21年4月1日から平成24年3月31日までに提出した分	開示	写し		生活福祉課
	6月11日					
24	5月28日	私が手続した道路敷の財産台帳	開示	写し		土木管理課
	6月11日					
25	6月3日	私が令和2年2月5日に提出した「豊島区訪問型病児保育利用料助成金交付請求書兼口座振替依頼書」について令和2年5月中旬頃に保育課職員から差し替えを依頼されたが、その差し替え後の文書	開示	写し		保育課
	6月5日					
26	6月5日	私の委任状と転居届、移動の届出 印鑑証明、写しの交付、履歴、申請証の写し 2020/3～2050/5末まで	部分開示	写し	窓口に来た人（住所・氏名・生年月日・電話番号・異動する方との関係）異動先の情報（新住所・新世帯主・電話番号） 開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため （条例第18条第2号該当）	総合窓口課
	6月16日					
27	6月16日	今までの住民票取得の履歴（申請書・委任状）	部分開示	写し		総合窓口課
	6月26日					
28	6月25日	私の弟の介護保険直近の要介護認定結果通知書	部分開示	写し	介護保険要介護状態区分変更通知書に記載された第三者の個人情報 開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため （条例第18条第2号該当）	介護保険課
	7月1日					

第2四半期（7月～9月）

No.	受付日	請求内容	決定区分	開示方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
29	7月6日	私の父最後の介護認定内容 ①介護度数（最後） ②認定年月日 ③交付年月日 ④有効期間	開示	写し		介護保険課
	7月13日					
30	7月14日	私の保護申請書の写しを請求致します。2019年秋からの申請	開示	写し		西部生活福祉課
	7月20日					
31	7月15日	私の亡母の最新の要介護認定決定通知書	部分開示	写し	介護保険 要介護認定・要支援等結果通知書に記載された第三者個人情報 開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当)	介護保険課
	7月20日					
32	7月20日	私の保護変更決定通知書（控）	開示	写し		生活福祉課
	8月3日					
33	7月20日	私の ①保護決定（変更）通知書（控）平成25年1月4日付 ②保護世帯台帳平成25年1月4日付、 ③不安定な就労収入に関する収入申告書平成24年12月24日付 ④保護決定（変更）通知書（控）平成25年8月2日付 ⑤保護世帯台帳平成25年8月2日付、 ⑥不安定な就労収入に関する収入申告書平成25年7月30日付	開示	写し		生活福祉課
	8月18日					
34	7月27日	①平成28年1月1日以降、請求者と豊島区との訴訟事案について特別区人事・厚生事務組合に対する処理依頼書及び代理人指定書 ②上記事案について豊島区が事務組合に提供した資料・情報等及び事務組合と協議したことがわかる文書	部分開示	写し	②のうち豊島区が事務組合と協議したことが分かる文書 平成28年1月1日以降、請求者と豊島区との訴訟事案について豊島区が特別区人事・厚生事務組合と協議した文書は、作成していないため、不存在	総務課
	8月21日					
35	7月29日	私が世帯の世帯分離した時の住民移動届出書一式	部分開示	閲覧	住民異動届出書申請の個人に関する情報 開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当)	西部区民事務所
	8月7日					
36	7月29日	印鑑登録をした令和2年4月中旬から7月29日までの印鑑登録証明書発行記録	開示	閲覧		総合窓口課
	8月9日					
37	8月6日	私の住民票の令和2年6月30日～7月31日までの交付記録	非開示	写し	不存在	総合窓口課
	8月11日					

No.	受付日	請求内容	決定区分	開示方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
38	8月6日	私の祖母の被保険者給付実績台帳	開示	写し		介護保険課
	8月7日					
39	8月11日	平成28年1月1日以降、請求者と豊島区との訴訟事案について特別区人事・厚生事務組合からの訴訟事件の受任通知書（訴訟事件の受任について） 上記事案についての事務組合からの終了通知書（訴訟事件の終了について）	開示	写し		総務課
	9月8日					
40	8月13日	私の令和2年7月20日に提出した保有個人情報等開示請求書	開示	写し	不存在	生活福祉課
	8月27日					
41	8月13日	私が提出したユニセフ募金領収書 ①平成24年6月13日付 ②平成24年10月22日付 ③平成24年12月10日付	開示	写し		生活福祉課
	8月27日					
42	8月13日	私の平成29年4月1日から和2年8月13日までの住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍証明書根戸交付請求書の交付請求書	開示	写し		総合窓口課
	8月26日					
43	8月13日	私の平成29年4月1日から和2年8月13日までの住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍証明書根戸交付請求書の交付請求書	部分開示	写し	請求者住所・氏名・フリガナ・生年月日・電話番号・請求者との関係・証明が必要な人との関係・備考（使いみち、提出先） 開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため （条例第18条第2号該当）	総合窓口課
	8月26日					
43	8月14日	私が令和2年6月24日提出した保有個人情報等訂正等請求書および添付書類 計14枚	部分開示	写し	第三者の個人に関する定情報（会社の求人票に記載されている社員氏名、同社の人・退職者通知書に記載された社員氏名） 開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため （条例第18条第2号該当）	生活福祉課
	8月27日					

No.	受付日	請求内容	決定区分	開示方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
44	8月14日	1. 私が平成23年10月3日提出収入申告書3通、及びそれらの収入申告書補完書面 2. 保護変更決定通知書（〇〇〇分）以下の3点 ①平成23年10月3日付 ②平成23年10月13日付 ③平成23年10月14日付 3. 私の保護世帯台帳記録、以下の2点 ①平成23年10月3日付 ②平成23年10月13日付	開示	写し		生活福祉課
	8月27日					
45	8月21日	私が豊島区に登録した印鑑証明が、令和1年10月1日から令和2年8月21日までの間の証明書発行記録・交付請求書	開示	写し		総合窓口課
	9月3日					
46	8月24日	私が平成18年7月1日から同年7月31日迄に保護第3係〇〇担当員へFAX発信した全ての書面	部分開示	写し	第三者の個人に関する情報 開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当)	生活福祉課
	9月7日					
47	8月24日	私の保護世帯台帳記録 平成23年10月13日付2行目に「10/5、主よりFAX」に対応するFAX全書面	開示	写し		生活福祉課
	9月7日					
48	8月26日	私が平成23年9月26日から同年10月18日迄に保護第4係〇〇担当員へFAX発信した全書面	開示	写し		生活福祉課
	9月8日					
49	8月26日	私が平成23年10月6日に行政情報コーナーへ提出した「保有個人情報開示請求書」	開示	写し		生活福祉課
	9月8日					
50	9月2日	私の亡き姉の生活保護返還金の医療機関別医療費等	開示	写し		生活福祉課
	9月14日					
51	9月9日	私の母の平成25年3月1日～成27年2月28日間の要介護認定決定通知書	部分開示	写し	介護保険 要介護状態区分変更通知書及び及び介護保険 要介護認定・要支援任結果通知書に記載第三者個人情報 開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当)	介護保険課
	9月14日					
52	9月10日	私が平成18年7月11日付で入社した会社関連の下記書面（4件） ①職安求人票 ②入・退職者通知書 ③平成18年7月28日支給 第1回目給与明細書 ④退職証明書	部分開示	写し	第三者の個人に関する情報 (求人票・入退職者通知書に記載された第三者氏名) 開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当)	生活福祉課
	9月23日					

No.	受付日	請求内容	決定区分	開示方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
53	9月15日	私の父のH18. 4. 1以降決定があったものの認定許可通知書 介護保険主治医意見書 介護保険認決調査票	部分開示	写し	介護保険 主治医委意見書・介護保険認定調査票に記載された第三者の情報	介護保険課
	9月29日				開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当)	
54	9月15日	私の母のH16. 4. 1以降決定があったものの認定決可通知書 介護保険主治医意見書 介護保険認定調査票	部分開示	写し	介護保険 主治医委意見書・介護保険認定調査票に記載された第三者の情報	介護保険課
	9月26日				開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当)	
55	9月16日	私の父の介護結果認定通知書 2016/1月～2020/3月	開示	写し		介護保険課
	9月25日					

第3四半期（10月～12月）

No.	受付日	請求内容	決定区分	開示方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
56	10月1日	私の父の認定に関する書類（結果通知書を除く）主治医意見書 2016/1月～2020/3月	部分開示	写し	主治医意見書の第三者の個人に関する情報	介護保険課
	10月12日				開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため （条例第18条第2号該当）	
57	10月13日	私の戸籍謄本の発行履歴を知りたい。先月9/1～10/12までの間申請書の写し必要 自分の申請以外に発行されたか知りたい	非開示	閲覧	不存在	総合窓口課
	10月21日					
58	10月21日	私の女性相談台帳に記載された経過記録	開示	写し		子育て支援課
	10月27日					
59	10月22日	私の母の（平成28年2月19日死亡）介護保険要介護認定・要支援認定など結果通知書及び介護保険、要介護状態区分変更通知書	開示	写し		介護保険課
	10月29日					
60	10月22日	私の息子のの住民票を発行履歴 10月中に発行したもの	開示	写し		総合窓口課
	10月30日					
61	10月27日	私の戸籍・住民票の写しの交付閲覧・取得された履歴申請書 転入から現在まで	開示	写し		総合窓口課
	11月10日					
62	10月28日	委任者本人〇〇〇〇が令和2年に提出した児童給付金申請書	部分開示	写し	配偶者等の欄、児童の欄、住民税の課税に関する申し立ての欄のうち配偶者の部分	子育て支援課
	11月5日				開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため （条例第18条第2号該当）	
63	11月2日	私の女性相談台帳に記載された、来庁時の経過記録	開示	写し		子育て支援課
	11月9日					
64	11月6日	私に関する2019年7月27日（土）豊島区の中華料理店店内で起こった異物混入事件	部分開示	写し	苦情・相談受付票及び・相談処理票の中で、第三者の氏名が記載されている部分	生活衛生課
	11月19日				開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため （条例第18条第2号該当）	
65	11月13日	私の平成30年に提出した障害者手帳用の診断書	開示	写し		長崎健康相談所
	11月18日					
66	11月26日	私の令和2年10月25日以降の印鑑登録証明書発行履歴	非開示	写し	不存在	総合窓口課
	12月1日					
67	12月3日	私の2019年11月21日以降、請求日までの保護世帯台帳	開示	写し		西部生活福祉課
	12月7日					
68	12月3日	私の保護世帯台帳記録2点 ①保護変更決定通知書 平成25年1月4日付に対応した記録 ②上記同内容で平成25年8月2日付	開示	写し		生活福祉課
	12月7日					

No.	受付日	請求内容	決定区分	開示方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
69	12月4日	①私の保護決定(変更) 通知書 平成元年10月2日付 ②上記の収入内訳書面	開示	写し		生活福祉課
	12月18日					
70	12月4日	私の保護世帯台帳記録 平成23年10月3日付	開示	写し		生活福祉課
	12月18日					
71	12月4日	私の保護世帯台帳記録 平成23年10月13日付	開示	写し		生活福祉課
	12月18日					
72	12月7日	私の母の令和2年分の主治医意見書と 認定調査票	部分 開示	写し	介護保険 認定調査票に記載 された第三者情報 開示請求者以外の者に関する 保有個人情報等を漏らすこと になるため (条例第18条第2号該当)	介護保険課
	1月6日					
73	12月8日	私が後見人をしている〇〇〇〇に係 わる令和元年介護認定申請関係書類 一式(東部高齢者総合相談センター 関係のものを含む)	部分 開示	写し	介護保険要介護・要支援認定 等認定申請書および認定調査 票に記載された個人番号およ び第三者情報 区が開示ですることができな いと認められるとき(第18条 第1号該当) 開示請求者以外の者に関する 保有個人情報等を漏らすこと になるため (条例第18条第2号該当)	介護保険課
	12月22日					
	12月8日	私が後見人をしている〇〇〇〇に係 わる令和元年介護認定申請関係書類 一式(東部高齢者総合相談センター 関係のものを含む)	部分 開示	写し	相談記録台帳(乙) 相談者氏名・本人との関係 相談内容に登場する第三者の 氏名・続柄 面接者氏名 センター長氏名 開示請求者以外の者に関する 保有個人情報等を漏らすこと になるため (条例第18条第2号該当)	高齢者 福祉課
	12月22日					
74	12月10日	私の女性相談台帳に記載された、来 庁時の経過記録	開示	写し		子育て 支援課
	12月15日					
75	12月14日	私が令和元年6月9日に豊島区長宛に 郵送郵便物2件 ①内容証明郵便物の全内容 ②配達証明郵便物の全内容	開示	写し		生活福祉課
	12月25日					
76	12月14日	私の令和2年5月7日交付個人情報 令和2年4月30日付 保有個人情報等開示可否決定通知 書)	開示	写し		生活福祉課
	12月25日					
	12月14日	私の令和2年5月7日交付個人情報 令 和2年4月30日付 保有個人情報等開示可否決定通知 書) 上記コピー代金領収書	開示	写し		区民相談課
	12月25日					

第4四半期（1月～3月）

No.	受付日	請求内容	決定区分	開示方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
77	1月4日	私の印鑑登録証明書発行記録・印鑑登録履歴	開示	写し		総合窓口課
	1月15日					
78	1月4日	私の保護世帯台帳記録 平成23年10月13日付	開示	写し		生活福祉課
	1月15日					
79	1月4日	私の以下に係る履歴の写しを請求する 平成26年以降の来訪した家族相談	部分開示	写し	第三者の職業、年齢、健康にかかわる記載及び相談員が助言した内容の一部	子育て支援課
	1月8日				開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当) 個人の評価、診断、判定、指導、相談、推薦、選考等に関する保有個人情報等であって、本人開示しないことが相当であると認められるため (条例第18条第5号該当)	
80	1月4日	私の以下に係る履歴の写しを請求する 児童給付手当の受給者を夫より私に変更した際に夫の申請がなく、区のはんだんにより変更になった記録 現在、家庭裁判所に訴訟中で陪審員の資料提出として提出したいため	部分開示	写し	第三者の個人に関する部分	子育て支援課
	1月8日				開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当)	
80	1月6日	私が保護第5係〇〇担当員へ提出（郵送含む）した収入申告書及び其れの補完資料 令和元年12月1日から令和2年1月31日迄の全書面	部分開示	写し	補完資料に記載された封書の写しの個人名	生活福祉課
	1月20日				開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当)	
81	1月8日	私が保護変更決定通知書等以下3件 ①平成23年1月5日付・保護変更決定通知書（第6392346号） ②上記、決定通知書の根拠となった収入申告書等、全提出書面 ③①、②にかかわる上記対応、保護世帯台帳記録	部分開示	写し	株式会社〇〇〇〇の給与明細に記載された第三者の氏名	生活福祉課
	1月19日				開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当)	
82	1月12日	私の女性相談台帳に記載された平成28年から平成30年来庁時の経過記録	開示	写し		子育て支援課
	1月19日					
83	1月18日	私の保護変更決定通知書等以下3件 ①平成24年1月4日付・保護変更決定通知書（第6444663号） ②上記、決定通知書の根拠となった収入申告書等、全提出書面 ③上記①、②対応、保護世帯台帳記録	開示	写し		生活福祉課
	1月28日					

No.	受付日	請求内容	決定区分	開示方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
84	1月20日	私の保有個人情報開示請求書（令和3年1月4日付）	開示	写し		区民相談課
	1月29日					
85	1月20日	私の印鑑登録（S0283906）の変更の履歴。手続きの履歴	開示	写し		総合窓口課
	2月1日					
86	1月25日	私の令和2年1月1日～12月31日の住民票写しと発行記録	開示	閲覧		総合窓口課
	2月4日					
87	1月25日	下記3件 ①. 受付印「1. 12. 18」の提出、収入申告書（令和1年12月18日付）及び補完資料 ②. ①に関わる決定（変更）通知書 ③. ①、②に関わる保護世帯台帳記録	部分開示	写し	収入申告書の補完資料の第三者氏名 保護世帯台帳に記載された第三者氏名 開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため （条例第18条第2号該当）	生活福祉課
	2月4日					
88	1月25日	私が女性相談台帳に記載された経過記録	開示	写し		子育て支援課
	2月1日					
	1月25日	私が2012年に行った相談の記録	非開示	写し	不存在	男女平等推進センター
	2月1日					
89	1月27日	私の住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍謄本等交付請求書（令和2年6月8日分）	開示	閲覧		総合窓口課
	2月4日					
	1月27日	私の住民票の写しの交付について（令和2年11月24日分）	部分開示	閲覧	他水道所在地・氏名・登録有無・備考（番号） 開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため （条例第18条第2号該当）	総合窓口課
	2月4日					
	1月27日	私の住民票の写しの申請書について（平成26年10月15日からの保存年限（郵送請求の場合1年、窓口請求の場合は3年を超えたもの）	非開示	閲覧	不存在	総合窓口課
	2月4日					
90	1月27日	私の女性相談台帳に記載された記録	開示	写し		子育て支援課
	2月3日					
	1月27日	私の児童福祉システム上の児童手当台帳における経過記録	部分開示	写し	第三者の個人に関する部分 開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため （条例第18条第2号該当）	子育て支援課
2月3日						

No.	受付日	請求内容	決定区分	開示方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
90	1月27日	令和元年7月31日の私の「法律相談申込書兼指導概要記録書」	開示	写し		区民相談課
	2月3日					
90	1月27日	DV相談台帳	開示	写し		男女平等推進センター
	1月28日					
91	2月2日	①児童給付グループ医療症交付（再交付）の記録 ②私の女性相談履歴	開示	写し		子育て支援課
	2月9日					
92	2月2日	被成年後見人〇〇〇の令和3年1月19日介護保険認定（要介護4）の訪問調査票および主治医意見書について	開示	写し		介護保険課
	2月16日					
93	2月3日	私の姉の生活保護返還金内訳の生活扶助費等の詳細な支出日、内容、支出理由等	開示	写し		生活福祉課
	2月15日					
94	2月10日	私の父の介護認定記録 平成25年から死亡時まで 1認定審査会資料 2認定調査票 3主治医意見書	部分開示	写し	介護保険・認定調査票に記載された第三者の個人に関する情報 開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため （条例第18条第2号該当）	介護保険課
	3月1日					
95	2月15日	私の2021年2月4日～2021年2月14日の住民票発行の履歴	非開示	閲覧	不存在	総合窓口課
	2月26日					
96	2月15日	私の2021年2月4日～2021年2月14日の戸籍証明書等の交付請求・発行の履歴	非開示	写し	不存在	総合窓口課
	2月26日					
97	2月18日	私の配偶者の介護保険 主治医の意見書 1/5アトリエ村にて介護を申請 2/9介護認定がおりる 介護3	開示	写し		介護保険課
	3月3日					
98	2月19日	私の父の介護認定調査票 主治医意見書 昨年10月分	部分開示	写し	認定調査票及び主治医意見書の第三者の個人に関する情報 開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため （条例第18条第2号該当）	介護保険課
	3月5日					
99	2月22日	私の2019年7月～2021年2月の期間 児童手当に関する行政処理記録などの全ての書類	部分開示	写し	調査書の第三者の個人情報 開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため （条例第18条第2号該当）	子育て支援課
	3月8日					

No.	受付日	請求内容	決定区分	開示方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
100	2月26日	私の平成30年12月～平成31年2月までの住民票の写し交付請求書	非開示	写し	不存在	総合窓口課
	3月2日					
101	3月1日	私の叔母の介護保険認定情報、認定調査書等 直近の分	非開示	写し	本人の同意が得られない 開示することが本人の意思に反すると認められるため (条例第18条第4号該当)	介護保険課
	3月29日					
102	3月1日	児童票「指導上参考となる事項」記載の3ページ	開示	写し		保育課
	3月3日					
103	3月1日	保育要録 片面1枚	開示	写し		保育課
	3月3日					
104	3月1日	私の令和3年1月1日から現在まで課税証明、納税証明 上記書類の交付記録及び請求書の写し	非開示	写し	不存在	税務課
	3月2日					
104	3月1日	私の令和3年1月1日から現在まで戸籍謄本、住民票明 上記書類の交付記録及び請求書の写し	非開示	写し	不存在	総合窓口課
	3月11日					
105	3月8日	保育所児童保育要録 (長男に関する情報)	開示	写し		保育課
	3月10日					
106	3月9日	1 ○○○○○センターにおいて、未成年者に対する虐待の通告にもとづき実施されたすべての調査内容(日付けとも) 2 同センターにおいて未成年者がカウンセリングを受けた際の内容と日付 3 未成年者 長男 4 期間 平成22年4月1日から令和3年3月	部分開示	写し	開示することにより個人情報 を漏らすこと 開示請求者以外の者に関する 保有個人情報等を漏らすこと になるため (条例第18条第2号該当) 開示することが本人の意思に 反すると認められるため (条例第18条第4号該当) 個人の評価、診断、判定、指 導、相談、推薦、選考等に関 する保有個人情報等であつ て、本人開示しないことが相 当であると認められるため (条例第18条第5号該当) 調査 交渉、照会、争訟等に関する 保有個人情報等であつて、開 示することにより業務の適正 な遂行に著しい支障を及ぼす と認められるため (条例第18条第6号該当)	子育て 支援課
	3月23日					
107	3月15日	私の息子の転校(2018年9月)の書類 を記入した際に、通称名で保護者の 欄に記載したのですが、その通称名 を記載した入学申請書と別の書類	部分開示	写し	第三者の個人情報 開示請求者以外の者に関する 保有個人情報等を漏らすこと になるため (条例第18条第2号該当)	学務課
	3月25日					
108	3月15日	平成28年度の住民税に関して①年度 ②各期別 ③納期限 ④納付日の分 かる資料 各納期限に遅れることなく納付した 事実が知りたい	取下げ	写し		総合窓口課

No.	受付日	請求内容	決定区分	開示方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
109	3月15日	私の戸籍謄本、住民票、証明 上記書類の交付記録及び請求書の写し 令和3年3月2日から現在まで	非 開示	写し	不存在	総合窓口課
	3月25日					
109	3月15日	私の課税証明、納税証明 上記書類の交付記録及び請求書の写し 令和3年3月2日から現在まで	非 開示	写し	不存在	税務課
	3月25日					
110	3月19日	私の母に関する ・私が認定更新のお願いの書類提出 の記録 ・私が電話を受けて母の申請を取り 消した記録 ・今後の事を考えて後見人〇〇〇〇 に関する資料を提出した、取り消し したことがトラブルにならないよう その記録	部分 開示	写し	請求内のに記載された第三者 個人情報 豊島区個人情報の保護に関する (条例第18条第2号該当) な らびに (条例第18条第3号該 当)	介護保険課
	3月31日				不存在	
111	3月19日	私の母に関する平成29年10月～11月 or平成30年10月～11月に役所の誰が 何の件で急に母に会いにこられたの か、質問の電話を1週間、私に毎日電 話を入れた記録	非 開示	写し	不存在	介護保険課
	3月31日					
112	3月26日	私の母の最新の介護保険証	開示	写し		介護保険課
	3月30日					
113	3月31日	私の配偶者の認定調査表、主治医意 見書等介護認定の際に作成される資 料一式 (H24年1月1日～令和2年2月18 日に亡くなるまでの間に存在するも の全て)	部分 開示	写し	主治医意見書・認定調査票の 第三者の個人に関する情報 開示請求者以外の者に関する 保有個人情報等を漏らすこと になるため (条例第18条第2号該当)	介護保険課
	4月14日					

(3) 訂正、削除、利用、苦情の申出または提供の中止請求別内容内訳

訂正、削除、利用、苦情の申出及び提供の中止請求について、いずれも該当なし

令和2年度 行政情報公開・
個人情報保護制度の実施状況

令和3年（2021年）6月 発行

豊島区 政策経営部 区民相談課
171-8422 豊島区南池袋二丁目45番1号
電話 03-3981-4404